

目大太郎馬場三郎申聞候ニ付、此段御達申上候、猶更御詮議之上、早速仕抹方之
義、被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

申八月

神子田孫三郎

津田平兵衛

奥村河内守様

〔射水郡伏木高等常小學校報告〕 維新ノ前後、川口ノ西方ニ朝鮮ヨリ分捕シタ
リト云、八口ノ大砲ヲ据付ケタル臺場アリシガ、後間モナク藩之ヲ廢シテ、大砲
ヲ持チ去レリ、

嘉永四年壬子

紀元二千五
百十一年

五月朔丁亥

幕府、富山藩に日光東照宮修繕費を課す、

〔前田氏家乗〕

五月十二日還城セラル、是ヨリ先キ日光宮修葺費用助クヘキ

旨命アリ、蓋シ上納高割合金一萬三千四百九十一兩三回上納ナリ、略○中十二月
朔日、日光宮修葺全ク整理セシ故ヲ以テ時服拜領掛リノ諸臣ヘモ先格ノ通り
賜拜アリ、

七月朔乙酉

十三日、酉各川氾濫す、

〔前田氏家乗〕

七月十三日、霖雨諸川洪水、市中水横流シ、爲メニ田畑水損六萬

八千二十二石損失ス、依テ一萬五千石餘免除、

嘉永五年癸丑

紀元二千五
百一十二年

正月朔壬午

力士劔山谷右衛門死す、

〔越中力士談〕

力士劔山は、上新川郡堀川村の内、上掛尾村の出生のものト傳

ふれとも、余の曾て同村のある老農に聞きたるに、彼の實の出生地は今の中新
川郡早月加積邊のものにて、極貧の百姓某の二男なり、略○中上掛尾村のある家
に頼みて、文藏劔山をば馬の口引となしたり、此時文藏の年齢僅に十一二の頃
なりしと、彼は天然天下の大力士となる質を有せしにや、生れなからの剛膽も
のにて、何人にも屈することなく、其上暇さへあれば角力を取ることを好み、
實に彼の眼中、天の下角力の外何物あるやを知らざるもの、如く家に在りて
は柱を對手とし、外に出つれば樹木牛馬犬猫までも對手として、角力の手を試

み、最上の樂みとなしたり、○中彼の二十頃には富山領内に於ては殆んど彼に及ぶへき角力なく、彼は草角力の大關○掛尾山と稱せらるゝに至りたり、○中彼の脊丈は五尺八寸餘にして、胸圍之に稱ひ、力量は如何程ありしかといふに、五斗入の俵米を肩上に留めずして擡ぐることに九回なりきと、是以上の力量ありしや否を聞かず、○中某は文藏を伴ひて、當時富山の使客宮成屋方へ來り、主人喜兵衛に面會して、其顛末を話して、江戸角力の群に入るゝ様はからはれんことを頼みたり、喜兵衛つくゞ之を聴き居たりしか、掛尾山にむかつて云ふ様、汝天下の力士とならんと志すは誠に壯なりと云ふへし、去り乍ら力士の苦勞實に通りのものにあらず、○中余は汝の赤心を見届けたる上ならば、紹介すること能はずと云へしに、文藏も決心の臍をかためしと見え、○中今もし尊公の御世話にて江戸角力とならば、誓つて御尊名を汚しはせし、若し運つたなく大關と成らざるに於ては、假令身を山野に殞すとも、御領内には再度此足を一本すらも入れ申すまじと、誠心をもてに溢れて立派に答へたりしかは、喜兵衛大に感心し、其心掛ならば屹度業の成ること疑なし、いて紹介の勞を取りやらんとかたく約束したり、當時江戸表にて關取小柳（後に横綱を張り、日下

開山阿武松と云ふは、能州の出身にて、喜兵衛とは兼てより義兄弟の間柄なりければ、依頼狀と旅費を添ひて、文藏をして小柳の門に入らしめん爲めに發足ハしめたり、○中さて文藏は小柳の門に入り、矢張掛尾山と稱へしが、今の十兩取の地位に進みし頃、鱒石と改名したり、○中それより凡そ十年目、天保十一年、一月場所に於て、彼れ四十一歳にして、鱒石を劔山と改め、東方の大關と進みたり、○中嘉永五年正月朔日、江戸兩國の自宅にて病死せり、行年五十三、○中角通の言に、力士は無鐵砲にして如何にも無邪氣なるか宜し、而して彼れ劔山にも稍や其の風のありたるは、俠客喜平か、老後偶々大場所見物に出掛けたる時の如きを以て知れり、そは其の當日は非常の大入にて、道の劔山も喜平の居所に困りしより、自己の込込せしまゝにて、喜兵衛を肩上に載せて花道より角力溜りまで出て來れり、斯の如きことは大場所ではたへて見聞せしものもなければ、觀客も大に恠めり、而してたれ云ふとなく、彼の老人は劔山關の恩人て、富山では俠客であると知れわたりければ、却て宮成屋の名までか一時は江戸で喧傳せしと、○中彼は大關の地位に立つこと十三年、其間西方大關の更迭せしもの、六力士、不知火諾右衛門（横綱）、立神雲右衛門（大關）、岩見淵文右衛門（同上）、武隈文

右衛門同上、秀の山雷五郎横綱、鏡岩濱之助大關とす、略中 實にかゝる晩成の大力士は、古往今來殆んど比すへきものなきに似たり、

〔参考〕

〔越中力士談〕

鬼木崎岩右衛門、口碑の傳ふる所にては此の力士は、身丈凡そ六尺八寸、臂力三十人に敵せり、後年富山に來り、今町に住せし時、飢饉に遭遇して果敢なくも餓死したり、略中 越中の舊記を書したる中にも、鬼木崎のことを記したりし一節あり、曰く、明和の末年、鬼木崎岩右衛門と云ふもの、手下角力七八人連來り、婦負郡鶴坂村、鶴坂寺境内にて始めて興行あり、其後京都江戸より角力取り度々來り、處々にて興行す、其已前は牛ヶ首神明祭禮保芹坂の祭禮に里中の者のみの角力を取りしなり、元より勸進角力の取組、手合は無之、右岩右衛門始也、其後住居御免と成り、津輕屋岩右衛門と云、右生國は奥州津輕の者に、以前の江戸關取源氏山某の甥なりと云ふ、略中 當時木町の酒屋、今沖田商店の在る所を越前屋又右衛門と云ふ、此家の主人はたへんの鬼木崎最負にてありしかは、鬼木崎は、常々此の家へ出入せり、さてある日のこと、主人は鬼木崎に向つて云へるには、汝の力量は大きいと云ふ評判はあるが、我はいくらある

か見たいと思ひつゝ、今日迄見ざるは遺憾なり、今此の所に俵米當時は五斗入が澤山あるが、一つ汝は力一ぱい持ち去りて見よ、それは汝に與ふへしと云へしに、鬼木崎はにつこり笑つて、略中 そこらにありし太き繩にて俵米二俵宛結ひしもの二個を作り、次に左右の足に各壹俵宛下足の如くくゝり附、さて前に結ひしものを兩方の肩に打ち懸け、尙左右の手に各一俵宛を提げ、更に口にて一俵を啜いて、都合九俵の米を其身につけて、輕々として立ち去りしには、流石の主人も身ふるいして驚きたりしと云ふ、彼は飢饉に出逢ひし時、米價の騰貴したりし爲め、次第に最負客よりの給與もなくなりしより、食物も十分得られず、持前の大食家として空腹一層甚しく、衰弱頓に著しるくなりて、褥中に臥し居た、此事彼の又右衛門の耳に入りしより、直くとあはれを催して行きて見舞しに、其容態のがらりとかはり居りしには一驚を喫したり、即ち垢面蓬頭、肉落骨高く、眼窩凹みて殆んど見るかげもなく、唯だ喘々として餘命も旦夕に迫り居るものゝ如し、又右衛門いと不憫に思ひ、汝ち此の體にては逆も存命も覺束なかるへし、一生の思ひ出に何かの望みもあらは申せ、屹度叶へ遣すへしと告げたるに、鬼木崎は僅に頭を擧げゑみをおびて、有難ふ御座います、何も今は望み

もありません、しかし唯の一飯だけでも十分に飽腹する程食つて死にたくありませんと、殆んど聲をたえくに告げけり、又右衛門はそはいと易きことなりとて、下男に命じて俵米を取り寄せて、彼か枕元に置いて、これにて腹一ぱい食すへしといへしに、彼はうれしさうに身を動かして、辛うして褥中に座して、骨立せる両手を伸して、略中 靜に俵米を掌上に置きしまゝ、兩膝をたゞし、それより頭上より高く三度ばかり上下して、押戴きし後、徐ろに膝前におろし、更に兩手の先にて枕頭はるか向へころがしたりといふ、略中 此は彼の又右衛門より傳聞したりしといふ老人より、余の聞きたるものなり、

而して、鬼木崎死亡の後、同じ今町に住まひせし、高野屋魚商某の世話にて、婦負郡五福村の内字藤子の地へ埋葬し、小形なる石を以て墓印とせり、然るに何に者の云へ觸らしけん、鬼木崎の墓石の一片を取りて守りとし、又之を煎して飲むときは大に力量を増し、角力も又上手になると評判せしに、略中 いつの間にか墓石は、何にもものに取りかゝされたるか、殆んど全滅せんと迄になりたり、略中 山谷右衛門、まだ掛尾山と稱へし頃、江戸へ出づることゝなりしより、此墓前に來り、吾か念願成就の曉は、屹度此の墓石を再建すべし、願くは吾か身の上を護

り下されかし、と祈願して去りたりしと、此より後、天保三年鰐石となりて、富山へ巡業に來りし時、今の橋北に住まひる俠客の小三味線と云へる角力に託して、此の墓石を再建せり、再後、劔山一行の巡業の際には、富山へさへ來るときは香火を供したり、而して江戸時代には幕府より、江戸角力に傳馬を特許しありたれば、諸國巡業の時は、三段目以上の力士は傳馬垂籠に乗りて往來せり、若しくは斯の如き一行の角力が此の鬼木崎の墓石ある公道明治十一年新道を開鑿せしより此の處を舊道と云ふに來懸りたる時、皆々下乗して拜禮せり、

〔上新川郡堀川高等小學校報告〕

劔山文藏、越中新川郡上掛尾村農治左衛門ノ長男ナリ、幼ニシテ父ヲ失ヒ、母おきちノ手ニ養ハル、友次郎おきたノ二弟妹アリ、十二歳ニシテ、同村野上四郎平ニ奉公ス、丈高カラサリシモ身體肥滿シテ力量群ヲ抜ケリ、或年ノ夏、江戸相撲一行來リテ富山ニ興行セリ、文藏行キテ見、飛入取組ヲナシテ大ニ觀衆ヲ驚カセリ、時ニ年十六歳、一行大野松、文藏ノ體格ヲ見テ、切ニ相撲界ニ入ランコトヲ勸ム、文藏又大ニ意アリ、遂ニ家人ノ止ムルヲ聞カズ、無斷家出シテ大野松ノ弟子トナリヌ、時ニ鰐石ト稱セリ、累進シテ大關ニ進ムヤ、大野松ト改メ、更ニ劔山ト改名シ、遂ニ横綱大關トナル、

〔前田氏家乗〕

十一月、往年卯年火災燒失後、大手門并ニ外形櫓門其ノ外諸番所、諸構塀等假リニ作り置キタルモ、今ヨリ以後運々故ノ如ク建築センコトヲ伺濟先大手門櫓門ヲ起工セラレ、十二月十五日落成ス、

嘉永六年癸丑

紀元二千五百十三年

二月 朔丙子

六日、^{辛巳}射水郡放生津火あり、

〔杉木御觸留帳〕

覺

惣家數千七百拾六軒之内

一六拾七軒

放生津東町出火類燒家等

内壹 軒

火元人同町白石屋孫右衛門

五拾九軒

類燒家

七 軒

潰家

外貳

納屋

外貳 軒

納屋

惣家數百三拾八軒之内

一六 軒

荒屋村類燒家

外壹 軒

納屋

右當六日夜五つ半時頃、放生津東町白石屋孫右衛門家より出火仕申に付、近邊等より馳集り、火取防仕候得共、山嵐に而暫時に前段之通類燒仕申候、尤人馬異變之義無御座候、

一御高札場并御藏所町藏御作事場、暨兩町所縮所、異變無御座候、

右巨細取調致御注進申上候、以上、

丑二月

小島村與右衛門

御改作御奉行

三月 朔乙巳

一日、^{乙巳}礪波郡今石動火あり、

〔西礪波郡石動町役場調査〕

石動町火災

嘉永六年三月朔日、今石動鍛冶町、飯田町五十戸燒失、

文藏深ク長州侯仙臺侯ニ愛セラレ、仙臺侯ヨリ七ツ組大杯ヲ賜ハレリ、コノ大杯ハ後、舊主野上四郎平ニ贈リ、今尙其家ニ之ヲ藏セリ、
 文藏性甚ダ謙遜ニシテ、其鄉村ニ歸省スルヤ、常ニ知己ノ駕又ハ馬ヲ勸ムルモ一度モ之ヲ用キス、徒歩シテ到ルヲ例トセリ、嘗テ舊主四郎平ニ招カレテ宴ニ列ル、列席者其力ヲ見ンコトヲ請フ、乃徑尺ニ餘ル松材ヲ取寄セ、一端ヲ庭石ニ當テ、他ノ一端ヲ屈強ノ若者十五人ヲシテ擔ハシム、文藏片脚ヲ舉ケテ其中央ヲ歴ス、十五名ノ若者暫時モ支ユルヲ得ス、人皆其強力ニ驚カサルハナカリキ、
 (細川村野上作) 杉原茂ノ口話

二月 壬子朔

十三日、^{甲子}加藤良歿す、

〔加藤家記〕 加藤竹窓名ハ良、字ハ良吉、別ニ靜處香叢ト號ス、稻垣碧峰ノ末弟ナリ、文政九年生ル、四歳藩士加藤氏ヲ繼グ、早悟夙慧、大野介堂ノ門ニ入り、大塚敬業ト共ニ二俊才ノ目アリ、天保十三年壬寅、年十七、京都ニ上リ、貫名海屋ノ塾ニ入り、經史詩文ヲ修メ、詩名頓ニ諸名家ノ間ニ著ハル、海屋深ク之ヲ愛ス、塾長池田大學幼ニシテ奇童ノ名アリ、良吉ノ見ルニ及テ、俊敏驚ク可シトナス、弘化

二年、豊後國ニ赴キ、帆足萬里ノ門ニ入ル、居ルコト三年、學大ニ進ム、萬里稱スラク、我家學ヲ北陸ニ開クモノハ必ス良吉ナラント、良吉深ク時勢ニ感スル所アリ、旁ラ洋學并ニ數學ヲ攻メ、留學期滿ツルヤ、更ニ三年間ノ留學ヲ追願セシモ藩廳之ヲ允サズ、或ハ其洋學ヲ修メシニ由ルモノカ、留學中書ヲ故國ノ某ニ寄セ、北國文章ニ乏シ、吾應ニ文章ヲ以テ家ヲ立ツベシト云ヒ、其追願允サレザリシニヨリ、昌平學校若クハ伊勢齋藤拙堂ニ從ヒ、文章經學ヲ研鑽セント欲セシモ、病ノ爲メニ果サズ、獨修頗ル力ム、後藩學廣德館ノ訓導ヲ命セラル、館ノ祭酒大野介堂人ニ語テ曰ク、近時京及江戸留學生ノ歸國スルモノ少トナス、其學習スル所ヲ叩ケハ、大抵要領ヲ得ズ、獨リ良吉問ニ應シテ明カニ之レヲ辨シ、更ニ遲疑スル所ナシ、年尙少シト雖モ、天下ヲ通シ優ニ文學トナルノ價值アリト、年二十五六ニシテ家居シテ病ヲ養ヘ、内田某ト共ニ藩命ニヨリ、本草通串ノ寫字ヲナス、嘉永五年二月十三日歿ス、年廿七、著ハス所詩集七卷、譯崎人傳四卷、雜文數卷アリ、幼ヨリ書ヲ能クシ、尤モ小楷ニ長ス、

十二月 丁丑朔

富山藩、城を修む、

〔前田氏家乗〕

十一月、往年卯年火災燒失後、大手門并ニ外形櫓門其ノ外諸番所、諸構屏等假リニ作り置キタルモ、今ヨリ以後連々故ノ如ク建築センコトヲ伺濟先大手門櫓門ヲ起工セラレ、十二月十五日落成ス、

嘉永六年癸丑

紀元二千五百十三年

二月 朔 丙子

六日、^巳射水郡放生津火あり、

〔杉木御觸留帳〕

覺

惣家數千七百拾六軒之内

一六拾七軒

放生津東町出火類燒家等

内壹 軒

火元人同町白石屋孫右衛門

五拾九軒

類燒家

七 軒

潰家

外貳 軒

納屋

惣家數百三拾八軒之内

一六 軒

荒屋村類燒家

外壹 軒

納屋

右當六日夜五つ半時頃、放生津東町白石屋孫右衛門家より出火仕申に付、近邊等より馳集り、火取防仕候得共、山嵐に而暫時に前段之通類燒仕申候、尤人馬異變之義無御座候、

一御高札場并御藏所町藏御作事場、暨兩町所縮所、異變無御座候、

右巨細取調致御注進申上候、以上、

丑二月

小島村與右衛門

御改作御奉行

三月 朔 乙巳

一日、^巳礪波郡今石動火あり、

〔西礪波郡石動町役場調査〕

石動町火災

嘉永六年三月朔日、今石動鍛冶町、飯田町五十戸燒失、

六月甲戌

利保、富山に藥品會を開く、

〔前田氏家乘〕 嘉永六年六月、城東ノ閑地東田地方ニ一區ヲ畫シ、藩士及ヒ醫師藏スル所ノ藥草藥石、其他珍品奇物ヲ提出セシメ、且賣藥商ニ命シテ、他邦ノ物産ヲ蒐集シ、以テ陳列シ、衆庶ノ知識ヲ開達セシム、是ヲ藥品會ト稱セラレ、即チ今ノ博物館ノ如キナリ、

〔嘉永六年の藥品會〕 越中史料 二所收

嘉永六年、前田利保君の主催により、藥品會なるものを富山に開かる、集むるところの物約二百點、其品目は、富山藩藥品會目錄に記さる、同目錄の原本は利保君の手に成り、布目、鳥の子紙、木版なり、品目の下に記せる姓名は出品人と知るべし、

蒹枝、鸚鵡、越中庵谷九枚山鐘乳花紋石(岡田萬三郎)

杜莖山、木斛、鷄冠、雄黃、石磐、富田安之丞

細葉大仙果、木目かし、きたんぼ、ひらんじ、矮生無花果(佐脇帶刀)

曲玉、管石、霹靂礎、神代石(若土武太郎)

越中密葉黃芪、岩鬚、白辛、淫莖、決明、石下夏枯草、古渡鮮答、露蜂房、鯨魚、神代

石、船形大曲玉、法師骨、拂子貝、能州産螢火石、雪蛆、蝦夷虫の巢、竹石、鯛頭石、鯨頭

石、信州小泉魚紋石、河内生駒山岩、壺、長生保命古錢、神通川産陽石、芝の類、舟の

倉具山産孕石、殊孕石、菊、銘石(野中丹室)

きじかくれ、づたやくしゆ、草津舛麻、矮生紫苑、蛇床、降神香、臘臍、石寄目形三

貫、八百目、虎骨、鳥、蛇、鷓尾牙、古渡琥珀目形二十六錢、角真珠、一角、白蛇(小泉自三)

鮮答、木髓子、古渡幾那、朝鮮梔子(久保壽軒)

竹栢、千葉梔子(吉田貞善)

白花龍膽、茵桂、紅花鼠麴、越中一葉狼牙、越中梅花菊、紀州ふるや谷産勞岩、朝鮮

大人參、同引放人參、すらん、かすらん(岡本三伯)

黃芩花、薺花、中牟芩花(藤澤音人)

栢櫻花、黃槿、生田太郎八)

海馬、吉丁虫、圖水の石、真珠(江尻祐作)

石英、布袋石、阜諦石、丹波櫻石、鯛のむこの源八、十二支大錢、富山義支、蛤石、辻意川)

含生草(杏一貞)

芍藥、紅しべ、天女花、蓼、菱、鳥藥、南京無花果、美濃産大孔石、肥前不知火石、亂髮但
 長さ七尺六寸當年二十六歳女(弘中自貞)
 立山麥、岩をもだか、卷栢、細葉子持した、獅子葛、すゝかけさう、神代石、陽石二品、
 常願寺川産山田川産、人丸石、石芝の類、ぼたん石、瑠璃、貝孕石、馬腦(興津里庵)
 木香、もんべつ、西寺古瓦、珠數、赤石脂、常陸霞浦産真珠目形三匁五分、犀皮、蛇合
 石、黒石英(織田壽三)
 和蘭胡桃、礬石、馬糞石、蚊母樹實(須賀安碩)
 朝鮮かさゆり、黄花すみれ、白山瞿麥、瓜石、井口玄珠)
 越中ちごのまい、綿草、一葉萎陸菜、胡黃蓮、圓葉桂、圓葉山梔、真珠二品、佐久間東
 庵)
 獅子形木瘤、神代木(木村東詮)
 あねもね、苔龍膽、養美菖蒲、馬吐石、牛吐石、細葉鹿蹄草、魚唐(中田東壽)
 孔雀雄一羽、龍膽、燕尾貫衆、けいくわらん、木通、蝙蝠はこべ、雄黃、密縮、桔梗、たこ
 まくら(小山壽泉)

猿の腹中より出でたる楹藤子の類(和田順碩)

羚羊角、琉球貝子、茗荷貝、さんしやう魚、自然石、冠形石(渡邊文伯)

唐鏡、美濃産石、古鏡、神通川産更沙石(横地元丈)

駿州陽石、若州孔雀石、飛州雷斧、繪島産石(岡田專達)

南柴胡、姫石、楠、芍藥葉、半夏、饅頭石(島林文英)

日光産扶桑木、古鏡二枚、但州産石(高野順作)

三葉黃蓮、心紅鶏腿兒、つがさくら(山本養質)

舌石三個、青礫石類(堀意悦)

篠魚、土佐月日貝、壁唐魚、奇生根(廣瀬榮叔)

黒陽石(小林市祐)

朝鮮大人參葉、同ほうきしめ、綿茄、金梅草、銀梅草、あるせむ、一葉狼牙、けるこけ
も(岡本了達)

蠻國巴且杏核、貝子、蝨虫、猪牙、皂莢、蛤蚧(西野大珉)

古鏡一枚、越中氷見産團子石、放石(莊安)

陰命、鐘乳石、岩國錦帶橋産七福神石、銀鏡、鉛鏡(須加正健)

古鏡、舍利母石、燕石、孔公石壁、肥後産さら石柴昌玄

九月癸卯朔

二十一日、癸亥高岡守山町火あり、

〔高岡市沿革志〕

嘉永六年九月二十一日午前十時守山町紅染室屋武右衛門

ノ家ヨリ火起リテ大火トナレリ、

十二月辛未朔

二十日、庚寅富山藩主前田利友卒す、養子利聲嗣く、

〔前田家譜〕

利友、小字鏑之丞、又啓之介ト稱ス、利保ノ長子、天保五年二月朔、

江戸邸ニ生ル、母橋本氏江戸處士弘化三年十一月封ヲ襲フ、四年從五位下ニ敘

シ、出雲守ニ任セラル、嘉永元年十二月、從四位下ニ敘セラル、六年二月、士風ノ文

弱ニ流ル、ヲ憂ヒ乃チ武ヲ講シ兵ヲ鍊ス、十二月二十日卒ス、享年二十、諡ノ皜

嶽ト曰フ、

利聲、小字房之助、後主計ト改ム、利友ノ弟ナリ、天保六年二月十七日、江戸邸ニ生

ル、母同上、嘉永六年十二月、利友ノ嗣トナル、安政元年十二月從五位下ニ叙シ主

計頭ニ任セラル、是月從四位下ニ叙シ、大藏大輔ト改稱ス略下

〔幕府日記〕

十二月廿九日

上使本多豊前守

銀三十枚

前田 主計

右松平出雲守死去ニ付爲御香奠被遣之、

安政元年二月廿八日

御白書院

家督之御禮

御太刀一腰 金三枚 綿

松平 主計

三十把 御馬襦袢一疋

〔前田氏家乘〕

十二月十九日、利友公病氣危篤ニ付、令弟主計利由公ヲ養子ト

スル事ニ略中 上申、翌二十日薨去セラル御齡二十、略中 諡號ヲ皜嶽院殿大夫雲

州刺史瑞雲日躰大居士トイフ、大法寺ニ葬儀シ、長岡ニ葬ル、夫人宗對馬守養方

ノ妹未タ來婚セスシテ公薨去セラル、公文學ハ河村貫三郎杏敏次郎御師範シ、

劍術ハ吉田彦左衛門御師範タリ、天保十五年正月二十四日、鎧御召物ノ式アリ

古例ニ依ル、此ノ日、兵學御師範安達國三郎大夫直英門人數十人ヲ率テ、富山本

城内南庭ニ於テ首實驗、勝哄之儀式ヲ擬シ、上覽ニ供ス、公ノ時務ヲ料理セラレ、久シカラスト雖トモ、當時攘夷ノ世論興リテ、各藩兵備日ニ加フ、此ニ於テ先ツ武器ヲ調理セサルヘカラス、然ルニ藩士累年ノ火災ニ遭遇シ、之ヲ補修ニ苦ムヲ察知セラレ、理財ノ士ニ計リ、紙幣ノ制ヲ設ケ、士民相扶助スヘキノ方略ヲ定メラル、然レトモ公ノ天其結果ヲ見ルヲ得サルナリ、

〔富山侯御家譜〕

抄

利保

利鎮 幼名嵩丸

利謚 幼名祐次郎

女子 諱ハ鋌

女子 諱ハ鐵

利文 幼名鉄三郎

利繁 幼名銀之助

女子 諱ハ辰

利清 幼名鉦之助

利友 幼名鏑之丞

利由 幼名錠之丞、又房之助ト改

女子 諱ハ鉦

利雄 幼名鉦之丞、又治之助ト改

利暢 幼名欽佐

女子 諱ハ道

某 幼名久丸

女子 幼名殊

女子 幼名幸

女子 幼名寧、又依ト改

女子 幼名英

女子

利通 幼名歌之丞

女子

安政元年甲寅

紀元二千五百十四年

孝明天皇嘉永六年 安政元年

十一月 朔丙寅

十九日、甲將軍家定、鷹狩の雁を利聲に賜ふ、

〔御鷹の御上使〕 越中史料 二所收

一嘉永七年、上使を以て、將軍御鷹狩の雁を富山藩主へ初めて遣さるゝ旨御沙汰あり、十月十二日、東都に於て御用所へ諸頭若年寄等夫れ夫れ御呼出し、用意方の御内議有之候、

近々以上使御鷹の雁初めて被遊御拜領候條、前々の通、御小性組御玄關へ出迎請取之、御書院縁煩にて白木三方へ載之組頭請取之上へ見かけ、御書院上段黒ふちをはづし差置候様、且其余先格の通相心得、夫れく可被申談候事、

一同日御作事所其他への申談、個條は左の通り
御作事所へ 一御書院、御露地掃除、其外障子疊損し所取繕ひ、並御屋敷掃除の事、 一御先手衆、御旗本供留の事、 一飾桶の事、
表御目付へ、 一見番足輕注進御用所へ申上候節、拙者共へも申聞の事、御臺所奉行へ、 一御鳥相置候白木三方並御熨斗三方共御用意の事、尤も前廉見分の事、

一上使へ御差出物、御献立の義は御臺所奉行より、直ちに御用所へ相伺候先例に付、伺濟の上拙者共へも差出候事、 一御取持御先手衆、並御旗本へ御差出物、御献立早速差出候事、 一御先手衆の供人支度料、前々の通相渡候事、
會所へ見番箇所左の通り申談、 大手 神田橋 昌平橋 天神下 惣門
足輕警固箇所 表御門脇一人 二枚開一人 坂通一人 柵御門外一人
總門二人

御書院方へ 一御間所内掃除の事、 一御臺子の間、御茶等入念の事、 一御白洲内頭以上罷出候節、相用ひ候草履の事、 一雨天の節御手傘の事、尤上使御長柄傘に候へば、殿様も御長柄傘の事、
横目へ 一上使御拜領濟の御鳥御飾附場所、前々の通相心得候事 一御白洲内縮りの事、

一十一月十七日、大石小左衛門、戸田中務より御用所へ御伺ひの御式順序左の通り、御盃の事の次第上使より御始、 殿様より御肴、 上使御加、 殿様へ進めらる、 上使より御肴、 殿様御加、 上使より御返盃、 殿様より御肴、 上使御加、 殿様へ進める、 直ちに御納盃、

一御臺所奉行より差出し候、献立左の通り、

鱈年魚、白毛大根、岩茸、狸々海苔、いかり防風

御汁(三木かまぼこ、しめし茸、葉白蕪)

香物(粕漬瓜、同茄子)

御飯 御盃 御銚子

羹物(鹽魚、さんし玉子、末廣松茸、三木長いも、青み)

御汁(脊越ほうく、結び昆布)

猪口(才うを、はりさくらけ、青粉和會)

燒物(鹽鰯)

御吸物(作身、鴨、白毛午房)

中皿盛(かまほこ、魚付焼、芝蛸、くわいきんとん紅水引掛、煮染松茸倉)

かけ九年母(右同斷)

作身(鮭、さくし、酢取防風、却しわさび、生醬油)

御菓子(千代結、青みとり、黄落雁、最中の月、七種香、御揚枝)

御薄茶

一御給仕役割左の通り

御鳥請取(赤尾織衛、加藤隼人御刀、桑原矢城御熨斗、赤尾甚五左衛門御煙藤)

盆半田豐太夫御薄茶臺(赤尾織衛同蓋引、加藤隼人御簿茶々碗引、桑原矢城御)

煙草盆引(赤尾甚五左衛門御相伴様の御菓子、赤尾織衛替の御菓子、加藤隼人)

御吸物(桑原矢城御相伴様の御吸物、赤尾甚五左衛門御盃、御吸物膳の向へ)

置く(半田豐太夫御相伴様の御盃、右同斷、御銚子、加藤御盃蓋引、桑原御相)

伴様の御盃蓋引、甚五左衛門御上使御相伴様の御銚子(織衛御土器一人、御押)

(二人、御銚子一人、扣御銚子二人替の押一人、御濃茶臺据半田御相伴様の御濃

茶、但臺無し(織衛後の御菓子、加藤御相伴の同上、桑原御薄茶臺据甚五左衛

門、同上蓋引半田御相伴の御薄茶織衛、同上蓋引、加藤御薄茶椀引、桑原御相伴

の同上、甚五左衛門後の御菓子、半田御相伴の同上、織衛御刀、加藤)

一十一月十八日御用所より若年寄並に頭中へ左の通り

明十九日上使を以て、使鷹の雁初て御拜領遊ばさるべき御沙汰に候條、其節

頭以上は熨斗目上下着用有之べく候、且納付の面々、御殿へ罷出候、面々上下

着候様申渡すべく候、右御拜領相濟み候後、各々御用所へ罷出御兩殿様へ恐

悦申上へく候、組付御細工人以上の面々、御式臺へ罷出御帳に付け候様申渡さるへく候、御當日御殿へ相詰め候面々、朝五ツ時より罷出らるへく候、右の趣其意を得られ、支配組事へ申觸らさるべく候、尤も支配組の内下才許在之面々には、其下へも申觸れ候様相達せらるべく候、

一十一月十九日八ツ時、前上使御城御下りの注進有り、打續き追々注進有之候、尤も昌平橋見番にて、御家老中始め御立關高へ相控へ、天神下見番にては、御家老御門外へ罷出られ、聞番中は柵御門脇へ罷出る、拙者共戸田中務は御白洲へ罷出候事、

一御拜領の雁は、上使より一足前に持参り、押捲にて御給仕兩人罷出て請取り、御白書院御椽側中程にて、三方に据え、戸田中務請取り、御上段黒椽はづし飾置き候事、

一程なく上使酒井織部殿入らせられ候に付、殿様御先立ち遊はされ、圖面の通り、御着座、上意相濟み、右御飾付の御鳥一旦御引かせ遊ばされしところにて、中務罷出で、右鳥を引き御小書院屏風圍るの内の甃の上に差置き、横目島田貞之丞へ引渡し候事、

一右の後御茶、御多葉粉盆等引續き御菓子等追々に差上候、其節の御振廻奉

行一人は御給仕口に相扣へ、見計ひ一人は此方にて順々に繰り出し候事、

一御臺引宜きところにて、御奥用所へ申上る御出のところにて、中務より御直に御臺引を指上げ、程よき處にて宜しく御座候と申上候處、上使御臺引遊ばされ候、其節御給仕落掛の下へ、一人罷出受取り、御同伴し御臺引ひき候事、

一御干菓子御茶まで順々に差上げ、右器引き候上、御供揃御式臺番より承り、只今御供揃申上候旨、奥御用所へ申上候處、殿様御出遊され候、尤も上使へは御坊主を以て申上候處、程なく御退散、其節最前の通り御先立ち遊はされ候事、
一上使御送り、直に御取持の御旗本衆へ御逢ひ遊はされ候に付、其節拙者共中務の内罷出て、只今御目に懸り候旨申置候事、

一右の後、御旗本衆へ御伴揃の義御給仕より申上げ候處にて、拙者共の内罷出て、自分に御挨拶申上候へば、御料理等の御挨拶述置かれ、直に御歸り成され候に付、前々の通り押捲二疊目西の方まで相送り候、尤も四人様へ頭一人罷出候事、

一上使御歸り後、即刻御供揃にて上の御屋形、並に御老中へ御廻勤遊はされ候、

御出で御歸り共、頭中押捲西の方御送迎申上候事、

安政二年乙卯

紀元二千五百十五年

正月乙丑

八日、中、壬俠客大長死す、

〔石埼記録〕

大長事蹟川上三六方〇宜より聞取書

通稱蓮華寺屋傳右衛門、若名長右衛門、職業大工術精巧なり、俗に大長と稱す、大盜を庇へ公事場にて盜の鞠獄に、大長相尋の節、高野酒醉に、あらず、酒一滴も飲まず、雨中大暑笠を着せず、座するに兩膝を出す、常に袖なしを着る、帯むすひさけ、身振かまわず、嘉永元年大門橋を架するを願出す、時に川上三六、定塚町肝煎を勤む、三六時に中條屋六郎右衛門と稱す、時之奉行由比覺左衛門、小堀金五右衛門、大長公事場より召喚狀あれば肝煎預り、次に町頭預り金澤へ送るには足輕肝煎指添たり、大長身を脱し奉行之宅へ行、詮議之次第承り度と申候など、大膽にして飾なし、家を多く買ひ、其内へ來遊の善惡人を入れ置き後賣拂はず、然心なく、耐忍力あり上下の人之を愛す、

來訪之處他出中にて遺憾仕候、御尋之大長死亡年月、安政二年正月八日、齡八十四歳なり、右要點迄申上候、謹言、

五月廿一日

川上宣方

石埼謙様

〔大日本人名辭書〕

下

大長は通稱傳右衛門蓮華寺屋と號す、舊金澤藩の封

内越中高岡驛の大工なり、小字は長右衛門、故に人號して大長と呼ぶ、性慈仁にして俠骨あり人を遇するに擇ぶ所なし、必ず皆力を盡して誘掖す、故を以て亡命の徒多く其の門に萃る、門容恒に數十人、大長之れに衣食を給し、相親しむこと骨肉の如し、大盜草賊と雖も來り託すれば則ち敢て拒まず、之を一室に延きて、善のなすべく惡のなすべからざるを論して自首せしむ、時に或は事に坐して獄に繋がれ拷問せらるゝも、從容自若坐睡高軒して傍に人なきが如し、法官之を讓めて曰く、汝醉へる乎と、大長曰く、小人居常一滴の酒を飲まざるなりと、其の鞠訊に對するや懸河の辯能く情を知らざる由を陳じ、輒ち免さる、嘗て富商某の家に詣り金を借らんとす、某其の還へさゝるを知り、伴て窮困の情を語る大長即ち辭て去る、數日ならずして復其の家に行き、數百金を出して曰く、余

子の窮困を聞くに忍びず、百方周旋この金を獲たり、請ふ子此を以て資本と爲せよ、然れども息を還へすの期を誤る勿れと、某言の以て拒むなし、連年其の息を還す、聞くもの之を笑ふと云ふ、其の他弘化二年藩に請ひて、越の雄神川に二百間の長橋を架し、行旅の便に供せしなど奇行偉跡甚多し、大長人となり、邊幅を修めず、弊衣短掛座すれば則ち兩膝を露はし、出れば則ち雨中笠を戴かず外視白痴の如くにして、内實に奇質あり、匠事に精はしく、尤も彫刻に長ず、年八十四にして家に終る、時に安政二年なり、妻なく子なく嗣絶つ、(傳記)

二月甲午朔

三十日、癸亥新川郡中野村火あり、延て富山町奥田村に及ふ、千歳館亦災を被る、

〔大火災の記録〕

越中史料 二所収

一安政二卯年二月晦日夜、九ツ時、中野村平藏と申者より出火、折悪敷南風烈しく吹き募り、市中へ延焼及び千歳御殿御類焼、並に巽藏御勘定所等類焼、奥田村等焼失左に

千歳御殿並に御涼所本町日の出御門御手船藏焼失

但御手元金土藏無難

巽藏二體焼失

淺野五郎左衛門屋敷向

御仕法方焼失

同

御勘定所焼失

富田下總屋敷向

御作事御所普請所焼失

近藤右近屋敷後

金穀方焼失

同

公事場焼失

東の升形外佐脇帶刀屋敷向

町吟味所焼失

惣曲輪加藤外記屋敷隣

御那役所焼失

同大野欽一郎屋敷隣

〆 十一軒

頭以上家數

五千八百三軒

惣家數

〆 五千八百十四軒

内

六百七十三軒

御家中惣戸數

千四百二十三軒

町本家惣戸數

孝明天皇安政二年

五七九

三千六百六十六軒

借家惣戸數

三十四軒 寺院

四ヶ所 宮

二軒 神主

一軒 巫女

外

三十八 土藏

二十八 藏

百四十二 納家

三十一 毀家

二十軒 中野村

十三軒 東田地方

三軒 奥田村

惣計家數 六千八十九軒

町數 七十二ヶ町

〔富山市沿革志〕

安政二年二月二十九日夜半、西中野村農平藏ノ家ヨリ出火ス、時ニ南風強烈ニシテ、燒失シタル社寺人家五千八百五十一戸、土藏五十六棟、納家百四十二棟、毀家三十八戸ニシテ、七十二ヶ町、三ヶ村西中野村、東田、奥田ニ亘リ千歳ノ殿宇並ニ九ノ内御勘定所、東ノ升形前公事場、外總曲輪町吟味所、御郡役

所等燒失シタルモ、又殿宇ヲ千歳ノ燒跡ニ建營セラル。

〔前田氏家乘〕

安政二年二月晦日夜、富山市街續キ西中野村農家ヨリ失火時南風猛烈、東ノ出丸殿宇延燒就テ暫ク三ノ九内利民ノ居ニ難ヲ避ケラレ、後チ其跡ニ新築落成シテ移居セラル。

四月 朔癸巳

四日、丙申宮永虞臣歿す、

〔越中温知會雜誌〕

ニ 半佛先生

半佛先生者與予同村人也、沒已久、村老往々說其逸事、而予家幸藏其書一葉、筆勢奔逸、有一種奇韻、而未知其造詣至於此也、這夏歸省、偶得半佛先生遺稿一卷、展讀之、句々皆不失佛陀聖賢之旨、謂之寒山拾得之流亞、蓋非誣言也、此傳係作州人保田氏之撰、卷首所載也、先生性行寡欲、縱跡水雲、畢生不近名、是以同村猶不盡其性行、天下豈知其名乎、故轉載以示江湖、若夫詩歌逸聞、逐號採錄、

正來矢川誌

先生名虞臣、去淵晦、號半儒半佛道人、又號大倉、本氏宮永、先生以所居村名爲氏、稱川崎才五郎、越中國礪波郡下川崎村人也、父曰恒右衛門、名正好、其先出自鎮守府

將軍藤原利仁、利仁有三子、伯曰齋藤太郎、居越前、仲曰富樫次郎、名叙用、居加賀、季曰井口三郎、居越中、叙用叙從五位、任加賀介、子孫世住富樫莊、九世孫新助、名成家、有故以林爲氏、第三子國員、食宮永村、因氏焉、國員六世孫正澄、應北畠顯家招、護吉野行宮、正澄子正泰、孫正晴、共仕南朝、南北和成、而後正晴歸鄉、正晴三世孫正直、正直子正貨、正貨子正善、從上杉輝虎有軍功、正善子正業、正業弟正英、從豐臣秀吉於小田原之役、有功、賜祿若干、正英子正著、從前田利長於元和之役、有功、賜若干俸、正著弟正意、奉母越後、途過越中安居寺、郡司原氏留之、使其居下川崎村、自正意至、正好、世業農、遂爲豪族、正好有十一男一女、皆能繼先志、勤王事、又孝于親、友于兄弟、家庭輯睦、鄉里稱之、所謂忠孝萃於一門者、非耶、不幸皆不勤、觀明治中興而沒、是可憾也、明治十五年八月、先生甥中島公風與鄉人胥謀建碑于越中國菅山、川田壘江南摩羽峯兩士合撰銘辭、而題額元老院議官福羽美靜君所筆也、蓋君竊奏之內廷、奉特旨而書、勸王十二昆季碑七字云、先生正好第四子、卽其一人也、先生弱冠游京師、與皆川洪園等研精漢學數年、終歸鄉、而益修其學、後洪園遊越中、訪先生、而欲試其業進否、使先生講易、先生辨明義理、如指諸掌、洪園曰、非復吳下阿蒙、後可必卓然成一家、感歎而去矣、先生又與兄菽園再遊京師、遂下江戶、筮仕延岡侯、內藤備後守名政陽寓江戶著

詩語 侯感其篤志、使先生就古賀精里翁學、學進而辭去、將周遊四方、觀名山、大川、以養其氣、有故不果、後有所感、入播磨國揖西郡善定村信流山大法寺、薙髮、住有年、又登同郡大倉山、一名高倉山、赤松家城址、結廬、寒食數月、此時號大倉、於是日夜修佛學、終極秘密云、天保七年歲歉、乃出寺、至同國雄略路、散貯金賑窮民、而後上高野、留三年、一山僧侶皆師事焉、又出而歷關東、入浪華、寓篠崎小竹宅、都講其熟、天保十四年、遍歷北陸及三丹州、弘化元年、遊三備、藝石諸州、停石州某地、講大師生靈集、既而歷遊西海、至豐後國東國東郡安岐浦、訪岡元石、號秋江、父、菽園、而席上賦一詩似之、岡氏知先生非常人、厚待之云、又應甲原玄壽、名義、號漁莊、菅茶山門人、磯部禮二、名種信、渡邊富作、山、號樂、渡邊新右衛門、綾部務、溝部孝二、秋古宏伯等聘、更番寓其家、又留同郡、今市村專念寺、教諸生、著周易乾坤象俚言解、此時閱同國儒家三浦安貞、號洞、帆足里吉、名里、字鳳、號西庵、日出候世臣也、等著書、大非難其論說、事詳於俚言解、及丙午塾中記、先是先生在播州新宮、亦教授生徒、一橋侯欲登庸、先生固辭而去、弘化三年、入我美作州、過安東桂次、茂詰、謙平、佐々木雄四郎、甲田平助、保田平兵衛、中島成之、安黑權十郎、和田平左衛門等諸士、後應平兵衛聘、來野村村塾、垂帷、大約二年、門人頗多矣、當時著周易河圖洛書解、名象略辨、及丙午塾中記、嘉永元年正月、發野村、再遊三丹州、四年再來

美作訪津山藩文學大村氏談話移時遂過平左衛門平兵衛等宅留數月先生在平兵衛宅偶緝國史讀至建武延元際慨然賦詩數首集中詠史是也先生深憂外夷覬覦國家安危常談皇國形勢其言皆發乎詩焉是歲某月去野村門人皆惜別而泣先生既歸故山寓福光町石崎善右衛門暨射水郡水見町余川又右衛門別莊著大學斷疑中庸斷疑老子連山飯藏周易乾坤象解周易乾坤義理解周易大象儀周易雜收周易生音河圖洛書解履隨象解小畜象卦對象辨註經餘言醉餘漫筆助語方言譯及海防論等諸書安政元年外國船之來浦賀也國論紛々當此時先生深歎皇威不振與門人前村禮藏等志士謀欲密獻策朝廷而不幸罹病不果明年沒于福光町實四月四日也享年五十有八葬宮永氏先塋之次先生容貌魁偉軀幹長大性嗜酒志氣豪邁明敏強識博通儒佛二學殊邃周易老子各成一家說而一笠一簑行脚于諸州到處講大義名分與樵夫漁翁劇飲快談以泄慷慨鬱勃之氣磊々落落毫無矯飾常自謂二千年來周易注家無慮數百無一得聖旨者獨自能探願析玄以極其秘奧酒間嘗云非昌谷五郎以上不足共談經理如中島文吉輩者余之小指耳五郎津山藩文學精溪先生也文吉所謂畫餅居士也先生言如此亦可以見其英豪氣象嗚呼如先生者真一世偉人哉先生在吾地前後殆三年余受其薰陶最深矣而資性魯

愚年已雖及知命碌々未成一事深恐負師之教誨也然清貧樂風月以得全晚年者非先生之賜而何也抑余陋劣無識爲先生立傳雖固非其人我鄉及門之諸子前後即世唯余一人存耳故不自揣叙其履歷概畧以告世人蓋亦欲使豪傑事蹟不歸湮滅也耳

門人 保田定貫拜撰

〔石埼記錄〕

半佛道人著 姓川崎才五郎僧名淵暉羅龍

- 大學斷疑一冊 中庸斷疑一冊 周易生音一冊 周易乾坤象解二冊 周易大象義口冊 周易口受乾坤 周易筆受一冊 周易乾坤義理解口冊 周易雜攷口冊 醉餘漫筆口冊 大倉山房文鈔一冊 周易外傳老子連山歸藏一冊 助語方言譯二冊 上冊欠 詩經餘言二冊

○慶應三年正月十八日宮永坦歿の條を參看すへし勤王十二昆季碑銘も其條に收む

五月壬戌

八日、巳加賀藩、英國測量船の領海通行のことを領内に告示す、
〔杉木御觸留帳〕

英國船御領海通行候義に付、從公義御渡之御觸書寫、別紙三左衛門殿方御渡之旨にて、御算用場方到來に付、寫四通相越之候條、得其意右船何方浦に致渡來候共、見物等に罷出候義、一切不相成候、尤測量而已に到來いたし候譯に候條、取周章不申様、村々役人お手前子供に至る迄、取縮いたし置候様、夫々入念可申渡候、承知之趣致名判刻附直送を以て、急速先々指遣之、從落着可相返候、以上、

卯五月八日中刻

寺島練太郎

上新川 御扶持人中

十 村 中

英船三艘

船號	ミユルシス
乗組	凡百人
船號	海中總督アトミラル
乗組	ベスレスク
船號	百五拾人

官名 シニストル名ハサハレバアクス

船將 ヒウイツト

通辯 サトウ

船號 セルヘントー

船將 プロツク

通辯 アストン

乗組 百人

跡船 佛蘭西 是ハ後日可參船

船號 ラブラース

船將 官名コマンタン名ハアタツト

惣乗組 貳百人

十九日、庚辰、神通川水溢る、

孝明天皇安政二年

〔富山縣水害誌〕 安政二年五月十九日神通川出水、一丈二尺七寸、浸水三千五百戸、

是秋、富山藩、道路を擴張し、婦負郡八幡村等の路傍に柳を植ゑしむ、

〔前田氏家乘〕 安政二年秋、公内北陸ノ國道狹隘ナルヲ歎シ、擴張セラル、タ

メ、納租三石三斗ヲ免シ、工費百十八兩ヲ下附シ、後巡視セラレ、八幡村外三村へ
特ニ金六十兩ヲ下シ、路傍ニ柳ヲ植栽スベキ旨命セラル、

是歲、富山藩家老富田兵部自刃す、

〔前田氏家乘〕 利聲公ノ江戸ニ在住アルヤ、家老富田兵部不軌ヲ謀リ、事幕府

ニ聞フ、宗藩之ヲ糺シ以テ利保公ニ傳フ、公近藤石見ヲ江戸ニ遣ハス、石見事ヲ
斷スル事ヲ得ス、黜ケテ俸祿千石ヲ減シ、高知組ニ下シ、淺野不觀齋ヲ舉ケテ家
老トス、兵部遂ニ自刃ス、

安政三年丙辰 紀元二千五百十六年

十一月乙卯

二十四日、寅醫師村田誠齋歿す、

〔石埼記録〕

村田有述君行實

(越中ヲ指ス)

君諱行、字士文、村田氏、號誠齋、北越人、其於方術頗能刻苦、雖如人所不堪而苟有益者莫不爲也、又能著書立言、然數奇能與世違、晚年北遊、困迫而歸、謂予、予謂之曰、使
他人遭斯挫折、則魄將爲所褻矣、其銳志如此、吁可嘉也、君以寬政癸丑生、以安政丙
辰仲冬廿四歿、享年六十有四、所著方揆及傷寒論系譜等數種、門人惜其未竣功、予
已悲其窮、愁而又嘉其能立言也、其歿也、號曰有述先生、

安政三年丙辰冬

梶村 高朗謹撰

〔大日本人名辭書〕 下 村田誠齋は醫者なり、名は行字は士文一の字順道、誠齋

は其號、越中井波の人、父徳兵衛と稱す、誠齋少にして醫に志し、長ずるに及びて
京師に遊び、吉益北洲に従ひ、苦學數年、長沙氏の言に於て大に發明する所あり、
乃ち師家氣血水の説を敷衍して、二物六氣四氣三變と爲し、傷寒論本義二卷を
著はす、其説河圖洛書に本く、此時已に帷を室町に下だし、生徒廣集治を乞ふも
の日に衆し、其の徒に語りて曰く、長沙氏の書は首尾照應あり、文字線索あり、章
句聯絡ありと、乃ち傷寒金匱系譜各々若干卷を著す、又西洋解剖學を排して曰
く、彼れ生機活動の迹を觀て以て説を爲す、之を譬ふるに廢城殘壘を觀て以て

攻城野戦の機を説くが如し、我は則ち然らず、其の脈を診し、其胸腹を按し、以て生機活動の妙を察す、猶ほ戰場に臨み以て萬軍馳逐の状を目撃するか如しと、然れ共性命の理を究め、藥劑の能否を論するに至りては、往々西説に暗合し、其の論する所の藥劑を以て、之を病者に試みるに、百に一を失はず、乃ち經驗する所を彙めて、藥性觀覽八卷、類證觀覽四十九卷、及び古今方揆若干卷とす、嘉永五年、間人數輩を従へて越中高岡に遊び、遂に越後奥常の諸州に周流し、江戸に來り居ること數年、安政五年、復た京に歸り、勸修寺法親王の辟に應じて、侍醫となり、爵法橋に叙せらる、暇あれば益々力を述作に肆にし、改竄休まず、俄にして風疾に罹り、百藥效を奏せず、十一月廿四日を以て、醒井五條寓に歿す、年六十四、私諡して有述先生と曰ふ、誠齋、彊力善く勉む、生徒を訓ゆる嚴にして恩あり、門に登るもの前後七百餘人、材を成す、甚だ衆し、遲濫魯鈍の者と雖、循々之を誘ひて其道に達せしむ、(誠齋墓誌)

開拓家椎名道三死す、

〔下新川郡松倉尋常高等小學校報告〕

椎名道三は、新川郡小林村寶田考造ノ弟ニシテ、同郡大熊村ノ素封家椎名某ノ養子ナリ、人ト爲リ體軀短小、精悍ニシテ少

シテ跛セリト雖、山野ヲ跋渉スルコト飛鳥ノ如シ、頗ル開墾水利ノ術ニ長ズルヲ以テ、舊藩主前田候ニ拔擢セラレ、新田才許トナリ、經營慘憺具サニ艱苦ヲ嘗メ、遂ニ用水路ヲ堀鑿シ、新田ヲ開墾セシモノ其數ヲ知ラズ、其主ナルモノハ布施山開室山開、廣野開、舟見野開等ニシテ、段別二千三百有餘町、村落七十有餘ノ多キニ及ベリトイフ、就中郡ノ中央ニ横ハレル布施山開ハ、文政三年、藩命ニヨリ道三實地踏査ヲ遂ゲテ起工シ、刻苦經營、內山村字尾野沼谷及宇奈月谷ヲ水源トシ、蜿蜒蛇行セル用水路ヲ掘鑿スルコト七里十三町、天保十三年ニ至リテ竣工ス、(河崎數造口述)

(故椎名道三實傳)

履歷取調書

上新川郡熊林村 椎名道三

一道三八、本郡小林村寶田宗三郎舊十村ノ次男ニシテ、下新川郡大熊村椎名道山舊下新川郡松倉並魚津ノ城主ノ養子トナリ、壯年ニシテ一ノ開拓所ヲ設ケ後別家シテ其開拓所へ移住シ、名附テ熊林村ト唱、安政三年、々齡七十二歳ニシテ病死ス、

一文化三年上新川郡大浦村領字押場峠ヲ開墾ス、舊高二十石反同郡河原波村ヨリ大熊村ヲ經テ下流スル諏訪里川ヲ山ノ半腹ニ延キ、養水ニ充ツ、同十四年同村領字樂平ヲ開墾ス、舊高三十石反別合反別五町八反歩余、大熊村ハ戶數廿二戶、此耕地ヲ以テ多分生計ヲナスト云フ、

一文化三年加賀國河北郡八田村作之丞ナル者、上新川郡室山野ヲ開墾ノ目論見ヲ立、國主ヘ出願許可ヲ得テ、同郡伊折村字赤谷ニテ早月川ヲ分水シ、遠ク室山野ニ延キ、用水ニ充ツ、而シテ九ケ年間耕耘スト雖モ、水路中字荒秃ケト申ケ處砂山ニシテ時々破壞シ、一ケ年トシテ満足收穫ヲ得ルコトナシ、爰ニ於テ、右用水更修並ニ開發方勢子役ヲ椎名道三ヘ被命ニ付、乃チ養水路ヲ更ニ荒秃ケノ下手ニ開墾シ、同所ヨリ室山野開拓所マテ、里程大凡四里餘ノ嶮岨ノ岩壁ヲ掘割リ、或ハ穴操ヲ通シテ、室山野ニ延ク、現今字九百間ト申ス箇處ニテ、水路三派シ、其一ハ室山野並大浦村ヘ、一ハ東福寺村ヘ、一ハ東福寺野並ニ熊林村ヘト分水セリ、

室山野ハ、舊高千六拾壹石五斗、田反別百廿七町三反餘歩ノ處、嘉永元年檢地ノ上、六ケ村ニ分裂シ、大日村千鳥村、堀内村、中野村、下野村、大林村之レナ

リ、戶數七拾餘戶、

大浦村新開字上野、舊高六拾石、田反別五町八反餘歩、室山野用水ノ内、大日村用水ノ流末ヲ以テ養水トセリ、

東福寺村新開、舊高五拾石、田反別五町二反餘歩ナリ、

東福寺野新開、舊高五百六拾八石、反別三拾九町壹反六畝餘歩、戶數廿八戶ナリ、

熊林村新開、舊高四拾壹石五斗、反別五町七反餘歩ニシテ、則チ椎名道三ノ居住スル處ナリ、現今戶數二戸アリ、

椎名道三死後、安政四年、護摩堂村字二掛ト申ス箇處ニテ、一ノ山脈ニ穴操ヲ設ケ、長サ百八間東福寺野用水ヨリ分水シ、以テ同村字池ノ原ニ田反別四町貳反歩ヲ開墾ス、該村ハ田地僅少ニシテ遠所ニ出テ、炭燒等ノ稼而已ヲ以テ活計仕來候處、右地開拓以來、戶數廿六戶ノ者、生計方ニ從前ヨリハ大ニ安穩ヲ得ルト云フ、是レ又椎名道三ノ遺効ト云ハサルヲ得サルモノナリ、

一文政十年、上新川郡養輪村字蠅洞ヲ開拓シ、續テ天保十三年、同村字向平ヲ開拓ス、舊高合シテ拾八石、反別壹町七反餘歩、下新川郡虎谷村ヲ貫流スル小早

月川ヲ取入レ、延テ養水ニ充ツ、

一天保二年、上新川郡小森村字大林、同扇平ヲ開拓ス、舊高廿三石五斗、反別三町五段餘歩、東福寺野用水ノ落水ヲ以テ養水ニ充ツ、

一天保五年、上新川郡早月中村字代地、同花尾、同瀧ノ上ヲ開拓シ、反別壹町五段餘歩、室山野用水ヨリ分水シ養水ニ充ツ、

一天保八年八月、新川郡新田裁許列、兼新開勢子役被命、

一天保八年、下新川郡宮野開主附被命、該養水ハ同郡内山村字米越場ニテ黒部川ヲ取入レ、同所ヨリ開拓地マテ里、程大凡五里、水路至難ノ箇處多シ、殊ニ岩石ヲ操リ鑿チ、水路ヲ通シタル至難ノ箇處ニケ處アリ、舊草高三千五百石、反別貳百六拾町五反餘歩、村數九ヶ村、戸數五拾餘戸、現今布施山開廿五ヶ村ノ内之レナリ、

一天保八年九月、能州羽咋郡寶達村等、新開用水路申分ニ付、水路見立方被命、

一天保八年十一月、下新川郡、十二貫野開拓ニ付、養水路見立方被命、

一天保八年十二月、新川郡御縮高主附被命、

一天保九年、上新川郡開谷村字宇津露谷ヲ開拓ス、舊高六石反別壹町餘歩、五位

尾村領年無谷等ノ溪水ヲ集メ、延テ養水ニ充ツ、

一天保九年五月、能州羽咋郡德田村等七ヶ村旱損ニ付、水路見立方被命、

一天保九年六月、加州河北郡二俣村ヨリ新保村マテ開拓ニ付、水路見立方被命、

一天保九年九月、加州能美郡釜清水村等畑直畑ヲ田ニス開拓ニ付、水利見立方被命、

一天保九年十月、本國御縮高ノ内、草高七拾石拜領被仰付、

一天保九年十月、御領國諸郡宿驛村々ニ於テ、椎名道三ヨリ止宿並ニ人夫差出方ヲ、宿村役人へ達スルニ於テハ、不差支様可致旨、御改作奉行所ヨリ宿驛村々へ御令達アリ、

一天保九年十二月、新川郡新田裁許監督役兼測量方ヲ被命、

一天保九年十二月、舊藩高方法方御改革ニ付、地盤詮議方等御用出精候ニ付、白銀二枚下賜セラル、

一天保九年十二月、新川郡縮高主附役、兼新開所江筋見立方御用出精候ニ付、玄米七石五斗下賜セラル、

一天保十年正月、新川郡東福寺野養水路水矯御用被命、

- 一天保十年、下新川郡十二貫野開拓ニ付、同郡内山村字小野沼谷ヨリ出ル、溪水ヲ字點頭谷ヘ延キ、同谷水ト俱ニ取上ケ、開拓地マテ里程大凡七里ニ至ル、元ヨリ點頭谷ノ上ミ一里餘ハ、高巖屏立嶮岨至難ノ箇處ト雖モ、岩石ヲ開鑿シ、或ハ穴操ヲ設ケテ水路ヲ通シ、遠ク之レヲ延キ、穴操ノ長間八十四間ヨリ四十字大谷ニハ龍ノ口下管十管八間一尺吹上ヲ埋メ、諸方ニ埋樋ヲ施シ、配水シ以テ開拓ノ養水ニ充ツ、終ニ舊草高四千九百八拾石、反別七百拾四町三反四畝餘歩、内田反別百九拾貳町六反歩餘、村數拾六ヶ村、戸數百餘戸、是レ則チ現今ノ布施山開廿五ヶ村ノ内ナリ、
- 一天保十年十二月、新川郡十二貫野用水水矯、並ニ水路工事御用格別骨折ノ旨ニテ、玄米七石下賜セラル、
- 一天保十一年十一月、新川郡十二貫野養水、江筋開鑿勢子等御用出精候ニ付、同郡宮野開ニテ、舊高貳拾石拜領被仰付、
- 一天保十二年二月、能州羽喰郡村々用水溜池御見立トシテ、御改作奉行御派出ニ付隨行被命、
- 一天保十二年十二月、新川郡十二貫野開拓方御用、格別出精相勤候旨ニテ、白銀

拾枚下賜セラル、

- 一天保十三年二月、加州石川郡下安原村等濱地開拓事務、並ニ養水路見立方被命、
- 一天保十三年三月、舊藩主、新川郡十二貫野開拓所御巡覽ニ付、御先導被申付、
- 一天保十三年七月、礪波郡字立野等新開所見立方御用被命、
- 一天保十三年十一月、加州能美郡河合村等開拓地、養水字三ヶ養水鑿立方、並若原村養水修繕方主附被命、而シテ翌十四年二月ニ至リ落成ス、
- 一天保十三年十二月、新川郡宮野開拓所並十二貫野養水江筋等主附相勤メ、纒カノ年限中竣工ヲ終ヘタルハ無比ノ効勞ナル旨ヲ以テ、右開拓地御物成ノ内、永年玄米七石五斗宛下賜候段、舊藩主ヨリ御墨付ヲ以テ被仰渡、
- 一天保十三年十二月、新川郡十二貫野開拓勢子方入情之旨ニテ、銀拾枚下賜セラル、
- 一天保十三年十二月、下新川郡、十二貫野開拓勢子御用出精候旨ニテ、銀拾枚下賜セラル、
- 一天保十三年十二月、新川郡平十村列兼諸郡開拓所用水方御用被命、毎歲白銀貳

拾枚宛下賜セララル、

- 一 弘化四年十月、射水礪波兩郡ノ内字大田濱等開拓ニ付、水利見立方、並同郡庄川通野尻用水路字岩屋ノ山崩所修繕方被命、
- 一 弘化四年十一月、加州能美郡岩本村等ニケ村養水路堀換主附被命、翌年二月中ニ落成ス、
- 一 嘉永元年二月、加州能美郡能美谷以下、開拓地見立方被命、
- 一 嘉永元年三月、御用方厚ク心掛ケ且質朴ヲ相守候旨ニテ、小判七兩下賜セララル、
- 一 嘉永元年三月、下新川郡黒部川入奥山字黒薙谷ト申ス箇所ニ温泉アリ、該泉ヲ同郡音澤村マテ引湯ニ付、通樋路見立方被命ト雖、工費多額ニシテ終ニ不成、
- 一 嘉永元年十二月、用水方御用出精候旨ニテ、白銀拾枚下賜セララル、
- 一 嘉永二年六月、常願寺川ヨリ取入レタル諸養水、並白岩川等ヘノ落水ヲ以テ、秋ヶ島用水關係村ヘ操替、秋ヶ島養水ヲ以テ高原等ノ開拓地ヘ延用方見立御用被命、

一 嘉永二年、上新川郡廣野村領字三ツ屋野開拓、舊高百貳石八斗、反別拾七町餘歩、養水ハ同郡片地村字上ノ段ニ溜池ヲ築キ、同所ヨリ水路里程大凡壹里八町ヲ延キ之ニ充ツ、且字永代野等畑地開墾、舊高三拾六石、反別七町三反餘歩、同字松原野畑地開拓、舊高三拾石、反別七町六反餘歩ナリ、前記ノ三野ヲ合シ、之ヲ砂林開ト稱ス、現今戸數拾九戸アリ、

一 同年、上新川郡釋泉寺字奥屋敷ニテ溪水ヲ集メ、溜池ニケ處ヲ築キ、之ヲ以テ前誌永代野松原野凡三百石餘開拓ノ目論見ヲ立テ、溜池ノ原水トシテ本郡伊折村ヨリ二里餘、早月川ノ川上字尾俣谷ヨリ延長ノ養水路ヲ穿テ、延水シ以テ溜池ニ移シ、開拓七八分ニ至リ、一ケ年限リ稻作收穫ヲ得タリト雖、何レ水路多難ニシテ破壊多ク修繕費ニ乏シク、終ニ水路棄タリテ多分原野ニ復シ、僅カニ前條ノ畑地存在ス、猶又水田ニ開ケタルモノ三町歩餘ハ、則チ二個ノ溜池ヲ以テ之ヲ養フ、

- 一 嘉永二年九月、礪波郡庄川通沿川村々開拓所、養水路水矯方御用被命、
- 一 嘉永二年十二月、下新川郡十二貫野、並宮野開拓所勢子行届候旨ニテ、銀拾三枚下賜セララル、

一嘉永三年、上新川郡折戸村字瀧ノ上ニテ、舊高五石八升、反別四反餘歩ヲ開拓シ、室山野用水ヨリ分水シ以テ養水ニ充ツ、
 一文化十二年、射水郡内島村五十嵐孫作等發起ニテ、上新川郡舟ノ倉野開拓出願許可ヲ得、養水ハ同郡大田薄波村領ニテ長棟川ヲ取入レ、水路里程大凡四里餘ノ長途ヲ經テ、舊草高千八百廿二石ノ開墾ヲ落成ス、然ルニ水路難處ニシテ年々崩壞破損不少、其營繕ノ折節ニハ數多ノ人夫ヲ要シ、而シテ人夫中時々怪我人アリ、故ニ該工事ニ出ルモノハ闢引ヲ以テスルト云フ、至極困難ノ箇處一里八丁アリ、爲メニ年々舊藩ヨリ拜借金申受ケ、該費ニ充テ營繕數回ニ及フト雖モ、尙ホ完全ナラサル而已ナラス、嘉永三年ニ至リテハ無比ノ大破ニ及ブ、茲ニ於テ椎名道三ヘ右用水工事方主附被命、乃チ數月ナラスシテ其効ヲ終ヘ、爾來長ク患難ヲ免カレ堅固ノ工事ト成リタリト云フ、此反別三百七拾八町五反餘歩、村數拾壹ヶ村ニ分裂シ、戸數現今五百餘戸アリ、
 一嘉永四年十二月、新開御用出精候旨ニテ、銀拾三枚下賜セラレ、
 右上新川郡熊林村故椎名道三、深ク農事ニ志シ、水路測量開拓地理ノ業ニ從事シ、文化初年ノ頃養家家督相續シタルモ、在所大熊村ハ山間僻陬ニシテ耕地ノ

僅少ナルヨリ、随ツテ糧食ノ乏シキヲ憂慮ノ餘リ、一ノ感覺心ヲ發シ、文化三年初テ該村字押場峠字樂平ノ二ヶ處ヲ開拓シ、一村人民ノ口糊ヲ安ンゼシメ、猶水利開拓ノ二件ニ一層心勞シ、舊國主封内ニ於テ荒蕪不毛ノ地廣大ナルヲ知リ、國益ヲ專ラトシ並ヒニ後世蕃殖人民ノ安居ヲ外國交際前ナレハ桑茶量リ、業勸起スル者ナシ斷然自家ノ相續ハ義弟則チ養父ノ道山ニ讓リ、自分熊林村ニ別家シ椎名道三ト名乗、義弟ハ大熊村ニテ椎名道山ト稱ス、曾テ文化三年ヨリ五十餘年ノ久シキカ間、前誌履歷之通り山野ニ奔走シ嶮岨ニ宿リ艱難ヲ不厭、終ニ石高殆ト壹萬石、此反別千六百町、村數五十四ヶ村、戸數千四百戸ノ多キニ至ル、是全ク道三ノ盡力ト云可シ、然リ而シテ該戸ヨリ納ムル處ノ租稅モ亦鮮少ニ非サルヘシ、嗚呼道三ノ功勞今ニ於テ誰カ贊讚セサルモノアラシヤ、不肖依テ之ヲ取調上申候處如此ニ御座候也、

富山縣新川郡枋山村等戸長石原起平

上新川郡長尾越梯輔殿

〔杉木御觸留帳〕

熊林村 道三

右道三儀、農事向心掛宜敷新開方にも用立申者に付、今般新田才許列に申付、新開勢子役申渡候事、

酉八月晦日御役所に而被仰渡候事、

即坐到孫市殿へ渡

其許儀舟倉野用水江さらへ方相指加候之條、申談可相務候、以上、

戊二月十六日

改作奉行印

熊林村 道三殿

安政四年丁巳

紀元二千五百十七年

三月 朔 癸丑

二十三日^{亥乙}婦負郡、四方町火あり、

〔婦負郡四方町役場調査〕

安政四年三月二十三日午前十時頃、四方町木賃宿

業高岡治左衛門ヨリ失火、時ニ西風甚々烈シク、民家七十二戸ヲ延焼シ、同十二時頃鎮火セリ、

安政五年戊午

紀元二千五百十八年

二月 朔 丁未

二十五日^{辛未}地大に震し、新川郡大鷲小鷲の両山崩壊して溪流を壅ぎ、尋て瀧水決潰し、田舎を漂損し人畜の死傷算なし、

〔大日本地震史料〕^乙

二月二十六日壬申、越前越中二國地大ニ震ヒ、丸岡勝山大野ノ諸城市齊シク震害ヲ被レリ、同時新川郡大鷲山崩裂シテ溪流ヲ壅グ、尋テ決潰シ水災ヲ生ゼリ

〔前田山家譜〕

安政五年二月二十五日夜、越中地大震、新川郡立山以南ノ大鷲

山大ヒニ崩レ、洞ヲ埋メ谷ヲ塞キ泉流通セス、四月二十六日其山間ノ瀧水潰決シ十里餘ノ間破浪濊漫、時ニ封内常願寺川邊ノ十ヶ村盡ク沙石ノ地トナル、爾後三年ノ間其窮民ニ米二千石餘分與シテ之ヲ賑救ス、

〔前田氏家乘〕

五年二月地大ニ震シ、城中石垣崩壊シ、大樹倒レ地裂ク、此ノ時大

鷲山崩レ常願寺川ヲ壅塞シ水流通セス、四月十一日怒流暴カニ至リ大石ヲ飛バシ、淤泥ヲ奔ラス、上瀧村以北東岩瀬ニ至ルマテ人畜ノ死傷其ノ數ヲ知ラス、餘波我ガ邑稻荷町人家ヲ没シ、柳町天満宮社内ニ入り、鮎川架橋盡ク流没セリ、之レ大場堤決壊セシニ由ル、最モ太田用水ハ我カ封内ニ關スル處ナリ、其ノ修

築費金千四百余兩、人夫五萬八千六百人餘ナリ、罹災者ヲ救シテ一萬四百石ヲ免租シ、其流亡者ヲ三等ニ區分シ、一時白米二舛七合ヲ給與セラル、窮民ニハ三百石ヲ救恤シ、別ニ四月十六日ヨリ十二月晦日マテ千五百石ヲ給與ス、

〔富山市沿革志〕

安政五年二月二十五日大震アリ、地裂ケテ城内石垣頽墮シ

之ト同時ニ常願寺川ノ水源ナル大森小森ノ峰崩壞シ、其ノ麓ニ一大瀦水ヲ爲シテ、流脈壅塞シ、三月十日小水アリ、四月二十六日瀦口大ニ害ヒ、蕩々タル洪水天ニ滔ヨリ地ヲ捲キ岩石ヲ漂ハシ淤泥ヲ流シ、金澤藩領内ニ於ケル常願寺川ノ東西ニ在リテ、變地高數二萬五千七百九十八石一斗九升九合、變地村數百四十八ヶ村、流失家屋并ニ潰家千六百十二戸、流失土藏納屋八百九十六棟、溺死者百四十人、溺死馬九頭ニシテ、富山藩領内ニ於ケル被害村落十八ヶ村ニシテ、稻荷町民家ヲ没シ、柳町天滿宮境内ニ入り、鮎川架橋モ亦盡ク流落ス、是レ大場堤ノ決潰セシニ由レリ、斯ノ時ニ至ルマテ、稻荷町ヨリ荒川橋ニ抵ルノ間ハ、人烟稀疎ニシテ、僅ニ二十戸許ニ過キサリキ、然ルニ新庄新町ハ易地ヲ荒川橋以西ニ願ヒテ移住シ、其ノ他町新庄村穰多モ國道線ニ出テ、農家モ多少之ニ沿ヒテ屋宅ヲ營造セシヲ以テ、新庄町ト富山町トハ遂ニ連楯櫛比シ、往來織ルカ如ク、

殆ント一市街ノ姿ヲナセリ、

〔安政地震見聞録〕

越中史料
二所收

爰に、安政五戊午年二月二十五日朝五つ時よ

り、北風吹き出し寒さを覺へたり、然し日も出で、晴れたる景色なり、暮に至り風止み何の異變もなく、夜も晴天にて星もきら／＼として常に異ならず、我れ此夜用事あり、岸助之丞宅へ罷越し、夜九つ時分に歸宿して他念なく打臥すところ、一睡の内に忽ちに戸障子めり／＼と鳴り渡り、下もゆら／＼揺き出せし故、手早く起き出て家内を呼び起しつ、障子雨戸を引明け早く出よと云ひつゝ、飛出し、假令家は潰れても障らぬ程の處を見定め、地上に跪つき居る處へ家内のもも二男を携へ遁出て、是れも同しく跪つきたり、尤も立つてゐては沈醉の心地して倒るゝ計りなればなり、母君と條太郎は如何にせしと思へとも、部屋も隔たり居ること故如何とも爲し難ければ、是非なく暫く見合せ居たるに、外へ出て、より次第に強く、建物は烈く振り動かされ、世間の鳴り渡る音は口にも述べ難く筆にも記し難し、扱四五間向ふの方に母君の我等を呼はるゝ聲聞ゆる故、初めて無事なることを知り、一家族一處に集り一先づ安堵せしか、扱て家來僕婢は如何に呼び尋ねれとも一向に答へず、稍ありて追々に集り來

り、皆々異變なく遁出たるを喜びたり、夫れより部屋を見るに燈火は不思議に滅えず、怖ろしなから内へ入り火燧の火をも能く消し、着物を改めて又早々に庭へ走り出て、物干の雨戸を取出し、其上に菰を敷き暫く腰をかけて休息す、夫れより追々屋敷の周りを見廻り、掘抜を見れば水一時に沸き出し、取水の樋の枕もゆるぎ川の鳴る如き音を立つ、又勝手より取水の樋の中程より水吹出して邊は一面の水溜なり、又土藏は龜裂生じ、戸前の建物は腕木中二本は折れしも、兩端は折れざるために潰れさりき、土戸脇大きに壁損じ、東南の上の角も少々壁落ちたり、扱露地の石燈籠などは皆々東北より倒れ、屋根の落ちたるもの多く、別して西の書齋東の部屋に多し、是れは風返しなき故ならん、臺所出口の上の壁も澤山に落ち、又式臺兩袖の白壁には帯の如き裂目を、外まはりの壁は皆々龜裂入り、

内の様はまた氣味悪しき故調べもやらず、元の處へ來りて休む、是れまでも二三度揺らきしかど、格別の事はあらざりき、時に追々親類より見舞の使來るにより、右立退きの場所へ高提灯を建て、屏風を引廻し、夜着蒲團等を取り來り、假りに火鉢炬燵を拵へ、雨蓋には長柄傘を建て、各々手拭など冠て居たり、條

鷹の二子は目覺して肝を冷やし居る計りにて泣きもせず只た仰天の體也、時に火事裝束を急に取出して身に着け、菅笠を蒙り手燈を携へ、折々屋敷内を廻る、此とき鐘打を敷へ見れば八ツなり、條鷹は皆々寐入る、隣家も皆々庭内に燈燈點し口々に語り合ふ様子なり、扱て仕末もあらく、調ひし故、見舞旁々急ぎ近親中を廻り、先づ初めに津田五百記方へ見舞ひしに家内一統異儀なし、土藏の壁は餘程落ちたり、夫より蟹江監物方へ相尋ぬるに、是も家族異儀なく、土藏は右に同しく大破損なり、夫より丸の内通りへ懸るところ、近藤右近の門前より西の方二丁計りの所に、大地大割れ高低に相成り、箱段の様になれり、尙ほ其邊りの割れ目は數ヶ所なり、夫より東の升形へ出て佐脇木工方へ立寄るに、是も家族は無異損處も多からず、夫れより總曲輪通り神田横町へ入り、二番町より一番町、千石町へ通り抜け、武庫川數馬方へ立寄りしに、是も家族無異儀由、夫より瀧川主稅方へ罷越す、是も皆々無異儀由、是れにて先づ、安堵いたし、庭先にて煙草一ぶく吞み休息す、時に飯有之由に付、一椀賜はり、夫より直ちに歸宅したり、此往行中にも度々揺ぶりたる由なれども心付かす歩きしなり、次第に東方はの白くなるに及びて、心も次第に落付けれども未だ地震は止まず、

凡そ夜明までに二十五六度もありたる由未明に入江藤馬若林貫治森忠藏などの出入者追々來り次第に心丈夫に相成りたりきさて夜明けて庭の假山へ登り見れば後路の方の石垣は大崩れになり山の上土は割れて落ちかゝり塀計り中に残り居るやうに見ゆ追々内へも入り座敷書院等を調べ見るに壁は少々損したれとも落もせず差したる事なき故大に悦びたり扱て下婢へ申付け急に飯を炊かせ皆々飢ゑを凌ぎ氣味悪ながら火燧もほそく火を起して休息す

今日も晴天なから天の色うるみ日の色赤く風もなく雲もなく朦朧たる氣色にて暖からず寒からず兎角人氣治まり兼ね多くは庭へ出て日を送る積りなり時に御用番より觸れ狀にて近日登城にて君上の御機嫌を伺ふべき旨に付取敢へす罷出つべき用意の處へ津田五百八罷り越され一つ二つ地震の様子を話し合ひ同道にて急ぎ登城をなしたり略中○さて登城の道すがら御郭内村兵庫介門前に大がけあり夫より櫓御門下土橋大損し左右より開き門口の明き口の幅六七尺の處もあり深さも右同様其餘三四尺計りより一二尺の口はすんく裂けたり尤も中に窪み割れ穴の下底に泥水溜り見るも恐ろし

く思ひたり櫓御門の西の方涯より南へ曲りたる塀及び出狭間下の石垣とも皆々崩れ御堀の内に沈み居れり塀は角より櫓まで東西のわたりの間は落ちず角の邊りにてちぎれたり御門内下番所後ちの土居角より東の方へかけ七八間計り下へ潰れ込み大杉二本御堀の内へ打倒れ二本は西の方へ半分程倒れかゝり土居なき故富田下總屋敷の横手より見れば櫓御門前裏の方能く見ゆ此の土居は御堀の底へ突出したるならんか夫れより鐵御門へ渡る土橋も同じく左右より開きて大口を明け真中西五尺計り通路あり兩方の柵は眞中の方皆々破損したり鐵御門外南の方角石垣大崩れになり往行し難く人夫二人計りにて片付け居たり其中を通り過ぎ是れより御館の内には世間並の損所にて格別のこともなかりき○脱文より開きて南の方へ三尺計り倒れ御門番所は北の方へ倒れ御門際の大杉の木二本南の方御堀へ倒れかけ居るを眺め夫れより歸宅したり宅の屋根石のすりたるを直させ今日は又晝後鬱陶しき氣色にて雨天と見得たるにより屋根の修覆を仕舞ひたる上立退き場所を工夫し屋敷内東南の島の真中に涼台二曲並へ九尺の雨戸四枚を兩方より立て上の方を繩にて閉ぢ三角の家建をしつらへ上より菰澤山かけ一方の口を

戸板にて塞き、一方を入口とす、又其脇に有合せの駕籠二挺を並へ、敷ものを敷き、又其邊に雨戸四五枚を並へ、總廻りへ幕打廻らし、先づ是にて用意全く相濟みたるは、早くも薄暮なり、今日の晝のうちにも繁々しく地震ありしも、六ッ過よりは雨氣となりたれば、少々心も落つきたり、今晚部屋へ雨戸も引かせ、障子一重となし、火燵は薄暮に全く火を消し、自分は伊賀袴着其まゝにて夜半に少々睡氣を催ふ、したれども、又少々地震あるにより、目を覺まし熟眠せず、八ッ時前に少々強き地震ありしか遁出すに及はず、かゝる有様にて計らす夜を明かしたり、翌くる廿七日は雨天にて風立ちもなく、五ッ頃一僕を召つれ、我菩提寺なる立像寺へ罷越さんと思ひつゝ、門を出でたり、寺中墓所の石碑は皆々打倒れ、其内に南北向の石碑は大小かけて三四本倒れす残れるのみ、駒川は水來らず、東市町洪水の手當のためと聞くに付、出町の端へ出で、逐一見れば、水色甚だ濁り、赤黄の色にて常より二尺計りも満ちたる由、其邊の人々申居たり、左すれば山抜けといふこともなかりしならんと思ひ、夫れより大橋通り新町の裏へ出て、遙かに神通川の水色を望めば、杳茫たる満水の色は同じく黄赤の色なり、但し神通川は昨二十六日夕七ッ時まで水來らず、有澤津渡の邊からわ

たりを爲し、七ッ過より水次第に元の如くになりたりと、夫れより新川原町潰家死人の箇所を見分を遂けたり、此死人の次第は元來家は九尺口假屋と見得わら家なり、家内夫婦と子供四人末の子は三歳なる由、亭主熟醉草臥れ眠り、妻は四人の子供を外へ出し、亭主を呼起すため内へ入りし所へ隣家の土藏の壁落來り一思ひに潰し、夫婦共に一瞬の内に相果てたり、肌につけたる三歳の子は難なく掘出したる由、誠に憐れなる事なり、

舟橋へ出て一覽するに、水は橋一杯にて増減なき体なり、總曲輪西升形外山本某門前は大割れ、所々に生じ、學校土居御藏の際七八間計りも潰れ、二間程御堀の中へつき出したる體なり、大杉の樹は頭を南方へ二三間も倒れかゝりたり、村兵庫介屋敷横手に大割れ、口あり、泥水吹出し、其色赤し、又近藤右近門前西の方に吹出したる泥水は黒色なり、是等を一見の上歸宿したり、暮頃に朋友藤田太郎兵衛來り語り、互ひに平安を喜びたり、時に二十五日には太郎兵衛千秋元五郎兩人にて泊より罷越したる由、泊にて此地震に逢へりといふ、談々談合する處富山よりは輕き様に見えたりと、尤も歸路入膳、三日市、魚津、滑川等富山近くになり、次第地面の模様且家の損じ方漸々に強かりし、さすれば泊より下は

泊よりも弱かりしことと思はる。東都などは左のみ強くも有まじと、當時父上東都に在りし故此話を聞き一先づ安堵をなしたり、餌指屋辻屋某といふ者の妻、地震後癡氣にて死したりとの話あり、又新地玉屋某といふ者は、家來牧田豊吉の類家の由にて、二十五日の夜用事ありて玉屋へ赴き夜に入り歸らんとす。る所亭主の申すには怪しき夜にて大風地震の内相違なく有之故、今夜一夜泊り呉れられ、明朝未明に屋敷へ歸られ、然るべき旨申す故、未だ年若き豊吉故、異念なく承諾し泊りし處、此地震なりき直ぐと立歸りて此話を爲したり、亭主は何等の事にてか知りたるやらん、晴雨考と云ふ書にも二十五日、二十六日大地震と有りし由故、夫れにても見たるならんか、氣運を以て知りたるならば賞すべきことなり、又河原六右衛門と云ふは、越中立山の湯元にて大百姓なり、是は一ツ家立にて本村を離れ在住の由、二十五日晝の間に屋根の上に雀幾百と云事無之集り、大に噪き鳴きたる由、尤常は鳥も來らぬ處の由、家族皆々怪しく奇異の思ひをなしたる由傳承す、偶然の事かは知らねと變なる話故しるす。

〔越中國誌〕 安政五年戊午二月廿五日ノ大地震ニテ、大鷲山小鷲山崩レ、一大瀕ヲ爲シ、三月十日、四月廿六日に、破壊シ、常願寺川大變地、

三萬三千二百八十石餘

太田、島廣田、高野上、條ノ五組、井宮山領

二千九百三十戸

流沒家

八百餘人

溺死人

〔安政五年留帳〕

越中史料 二所収

口上を以て申上候、新川郡常願寺川上先月二十六日曉八ツ時頃、大地震にて山崩れいたし、湯川上にて泊り候所、當月十日未の刻頃に切れ申候に付、岩石泥并木呂多く押出し、同日申の刻迄に追々減水仕候に付、御田地大損の箇所左に申上候、

- 一 常願寺川西縁にて、大場村前と申すところにて、二十間三十間計り三ヶ所入川に相成居申候、御田地損相成申候、
- 一 同東縁にて、利田村前と申所にて、百間餘入川いたし、鉢木村、淺生村、國重村、竹内村、北馬場村、より白岩川下にて落合ふ村々岸崩れ變地相成、此村數兩、緑十三四ヶ村計り、御田地大損じ相成居候、
- 一 右村々家十三四軒計り流失いたし候、
- 一 常願寺川筋、兩縁川除御普請所八分通り御座なく候、切込此邊村々石岩砂

泥并木呂多く流出仕候、御田地多く相損じ申候由に御座候、

右の通私共見聞の所依て御達申上候、以上(辛三月十二日)

當二十六日曉、八時頃大地震に付、新川山拔損所等見聞の趣、左の通りに御座候、

一岡田村藤懸山抜いたし、往來長三十間計、欠落、此藤懸と申す往還は下山村に通行の一筋道にて、當時右欠落候ヶ所、岩につながり漸く通行仕候者も御座候、

一中地山林より十一人龜谷山へ稼に登山いたし居候者共、罷歸申さず候、即死仕候哉と奉存候得共、死骸未だ見當り申さず候、

一本宮村の者共二十七人、原村より四人都合三十一人立山下温泉へ湯元へ雇はれ罷越居候處、是れまた罷歸り申さず候に付、當二十八日右二ヶ所より人足二十人相仕立て、歟崎山まで様子見受方に罷越見届候次第、左の通りに御座候、

一大とんべ、小とんべ兩山共過半崩落、且多枝原の新湯及温泉湯小屋并松尾山等崩出し、熊倒れと申す山の絶頂へ打越、且大橋の向とち木尾と申す山の東平邊迄押出し、谷々の分ち無御座候、尤立木一本も無之様に相成申候、

一伊土山續南平大抜いたし候、

一松平と申山残らず湯川まで押出し申候、

一湯川より南の方かりこみが、池の方に當り今更大畑り上り居候、

一巢こくと申山大抜にて、真川まで押出し、一たん川留り居候由に候へ共、只今の處水のまへ居候箇所も無之、川埋もれ川底高く相成居候ことは、何百間とも計り難く候、

一鬼が城と申所大變なる大抜け仕候、其外山抜箇所甚しく數知れ申さず候、前段湯元に雇はれ温泉へ罷越居候、三十一人の者共、必定即死仕候と奉存候へ共、未だ死骸相見へ申さず候、

一山方村々持山過半山抜にて、立木無之様に相成、指當り稼ぎ方出來不申、且田畑同様大變に相成申候、

一御收納通道數十ヶ所、山抜にて相續申候、

一常願寺川筋牧村領にて、龜岩の邊迄大石等にて埋込み、小見村藤橋兩詰の鳥居高さ三間も有之候處、埋込右懸橋相分不申候、

一常願寺川上湯川と落合の上にて、山抜いたし眞川打泊り候様、風評御座候て川筋村々の者共深く心配いたし居候へ共、左様の儀無御座候、成程所々山崩れ出川止り居候由に候へ共、夫れく川道相付き只今のところ川に異變無御座候、

一御田地損所見分方左の通に御座候、

一千十石の内六百石高程向新庄村

一二百八石の内百三十石高程一本木村

一二百七十石の内百三十石手屋村

右村々如斯御座候、右の外入損しも御座候へ共、巨細に相知れ申さず候、且滑川御藏所、並給人藏及波除川除御普請所等、余程相損し申候、此段御達申上候事、(午三月五日)

口上書申上候、新川郡常願寺川上前月二十六日大震にて崩れ、湯川の上に水溜り居候所、昨二十六日申の上刻頃泥水砂岩石木呂等打交り、大場前荒川口へ押上げ候處、町新庄領にて東西二口に別れ流れ來り、村々御田地大損の所、同役へ

見分方の儀申談、大體の儀申上げ御座候へ共、入川通行未だ相叶ひ申さず、減水次第同役、相同路見分の上、委曲御達申上候へ共、大變故豫め左に申上候、

一荒川町新庄村領内にて、西へ切込、上富居村領へ押上、上赤江村、下赤江村、粟島村、粟田村、中島村、右六ヶ村御田地残らす入川、尤人家泥水等にて多分埋め居り候、豊田村、城川泉村、上野新村、下富居村、右四ヶ村は御田地岸崩れ、外に泥地に相成、中島村領より神通川へ落合ひ候、東へ入川へ罷出で申す儀相叶申さず、に付、減水の上委曲御達申上候、

一新庄町、人家百二十軒流失、人も數多相損し候様申聞候へ共、未だ慥かなる儀相知れ申さず候、上富居村人家、二軒相流れ申候へ共、右の外入々助け合ひ無難の體に相聞へ、尤二ヶ所人家流失仕候、

一常願寺川兩縁御田地、並人家大變の儀に風聞仕申候、

一富山様、御領少々泥込みに相成候由風聞仕候、依て御達申上候、以上、(午四月二十七日)

口上書を以申上候、新川郡常願寺川上、當二月二十六日曉八ツ時頃、大震にて山崩れいたし、湯川並たね川等川上にて溜居申様にて、三月十日出水、又候先月二

十六日晝八ツ頃出水、御達申上置候所に付見分仰渡さる趣、即罷越し見分仕候所、左の通りに御座候、

- 一 上瀧村より大場村道程二里計りの處、兩縁川除皆流れ申候様子、川縁村々残らす上下に相成申候、人損し等の儀は何程御座候哉相分り申さず候へ共、大体聞合申候處、死人は七八百人の様子に御座候、尤千人計り行衛相知れ申さぬ者も有之様子に御座候、尤都合千七八百計行衛相知れ申さず候且其内には欠落仕候者も御座候様の風聞も御座候、
- 一 二十八ヶ村太田組 但家數七百軒、流れ申様子に御座候、
- 一 四十一ヶ村島組 但家數七百軒右同斷
- 一 十八ヶ村高野組 但家數百六十二軒右同斷
- 一 四千四百九軒
- 一 二十一ヶ村廣田組 但家數四十七軒、右同斷外に死人十二人
- 一 御田地相損申儀は、何程と申す儀は相分り申さず候、尤御郡役所にて相分り申さず様子に御座候、何れ常願寺川にて用水から水當り、草高六萬石餘の所、當時は四萬石計家泥下に相成候、

一 作用水無御座候に付、御田地は有難候哉と奉存候、末々迄、御田地に相成り申さぬ箇所も、御座候様見聞仕候儀に御座候、右見聞の通御達申上候、以上、
(平五月四日)

- 口上書を以て申上候、新川郡常願寺川筋、前月廿六日、大出水損所御達申上候へ共、只今大體の所又候御達申上候、
- 一 上瀧村より西縁里數五里計り、西水橋まで川除、御普請所流失仕り村々、泥下石岩置相成申候、
- 一 岩崎寺宮崎村より、東縁東水橋迄同斷、
- 一 草高一萬六千四百七十石、太田組内一萬四千三十石計り、泥下村々、
- 一 二十八ヶ村人家泥込み相成申候、
- 一 二萬三千三十四石八斗、島組内一萬三千三百二十石、泥下に相成候、
- 一 一萬七千五百九十九石一斗、高野組内五千五百二十石、泥下村々、
- 一 十八ヶ村人家泥込みに相成申候、
- 一 一萬四千六十四石、上條組内二千五百石計り、泥下村々、
- 一 十三ヶ村人家泥込みに相成申候、

戊 溺死馬

一八疋太田組 一壹疋高野組

九疋

己 流失土藏納屋

一七百十三太田組内 三藏 七百十納屋 一九十五嶋組内 四十七藏 四十八納屋 一七十八高野組内 七藏 七十一納屋

庚 四歲以上急難御救恤人數

一參千八百八十四人太田組 一四千六百六十九人島組 一千四百人高野組 一百九十二人上條組

八千九百四十五人

辛 御小屋數

一九十八軒秋吉村等十一ヶ村

安政五年三月常願寺川諸用水水當り高

一四千三百六十四石秋ヶ島用水 一貳千二百二十五石釜ヶ淵用水 一千四百九十八石岩操用水内 七百五十石當御領 七百四十八石富山御領

一九千八百八十二石七斗太田用水不殘富山御領 一千百五十三石仁右衛門用水 一參千九百一石清水又用水内 千六百二十六石當御領 二千二百七十五石富山御領 一參千三百八十一石三千俵用水 一四千七百七十石高野用水 一參千三百四十五石筏川用水 一千七百九十七石横内用水 一貳千六百十四石利田用水 一參千五石嶋用水 一千四百石向新庄用水 一九千二百六十二石三郷用水 一貳百四十五石荒川流杉用水 一參百石町村用水

一千貳百石經堂用水 一六十一石金代用水 一貳千六十四石町新庄用水 一壹萬三千二百三十五石七斗一合廣田用水 一壹萬五百二十八石四斗五升針原用水

七萬八千六百三十五石八斗五升一合内 六萬六千四百三十石一斗五升一合當御領 壹萬二千五石七斗富山御領

安政洪水變地高并救助高

一貳萬二千六百六十八石古田元段別高 一貳千七百三十八石新開高 一貳萬五千四百六石内 一千百九十六石村高ノ三步以下變地取除ヶ 一

先達て彌波郡同役共同道にて聞合せ御達申上候通りに御座候依て御達申上候以上(午六月十一日)

〔上新川郡藤木尋常小學校報告〕

安政五年大洪水被害調査

甲 變地村數

一 貳十八ヶ村太田組 一五十二ヶ村島組 外ニ壹ヶ所無高所新庄新町
一 壹ヶ村廣田組 一四十三ヶ村高野組 一貳十二ヶ村上條組 外壹ヶ村浦田水橋

ノ百四十六ヶ村外ニ貳ヶ所無高所 計百四十八ヶ村

乙 變地高數

一 壹萬二百七十七石六斗太田組内 九千六百六十七石 古田 五百五十六石六斗新開地
一 壹萬三百二十一石六斗四升九合島組内 九千八百九石三斗九升六合古田 千二百三十二石二斗五升三合新開田
一 貳拾二石七斗廣田組内 十三石古田 九石七斗新開田

一 四千六百六十六石五斗高野組内 三千五百四石五斗古田 六百六十二石新開地

開地

一 壹千七十石二升上條組内 七百八十七石一斗古田 二百八十三石一斗新開地

開地

ノ貳萬五千七百九十二石一斗九升九合内 貳萬三千六十石五斗四升六合古田 貳千七百三十七石六斗五升三合新開地

丙 流失家屋并潰家及泥込人家

一 五百八十五軒太田組内 四軒藤内 一七百七十七軒島組内 九十九軒藤内皮太 一百九十二軒高野組内 九軒岩崎寺坊 一參拾九軒上條組 一七軒西水橋 一參軒同所取毀家

合計千六十三軒

丁 溺死人并介抱中死亡人

一 五十八人太田組 一七十七人嶋組内 六十三人即死 七人介抱中死亡
一 十五人廣田組 一十五人高野組
ノ百四十人内 百三十三人即死 七人介抱中死亡

戊 溺死馬

二八疋太田組 一壹疋高野組

九疋

己 流失土藏納屋

一七百十三太田組内 三藏 七百十納屋 一九十五嶋組内 四十七藏 四十八納屋 一七十八高野組内 七藏 七十一納屋

庚 四歲以上急難御救恤人數

一參千百八十四人太田組 一四千百六十九人島組 一千四百人高野組 一百九十二人上條組 八千九百四十五人

辛 御小屋數

一九十八軒秋吉村等十一ヶ村

安政五年三月常願寺川諸用水水當り高

一四千三百六十四石秋ヶ島用水 一貳千二百二十五石釜ヶ淵用水 一千四百九十八石岩操用水内 七百五十石當御領 七百四十八石富山御領

一九千百八十二石七斗太田用水不殘富山御領 一千百五十三石仁右衛門用水 一參千九百一石清水又用水内 千六百二十六石當御領 二千二百七十五石富山御領 一參千三百八十一石三千俵用水 一四千百七十石高野用水 一參千三百四十五石筏川用水 一千七百九十七石横内用水 一貳千六百十四石利田用水 一參千五石嶋用水 一千四百石向新庄用水 一九千二百六十二石三郷用水 一貳百四十五石荒川流杉用水 一參百石町村用水

一千貳百石經堂用水 一六十一石金代用水 一貳千六十四石町新庄用水 一壹萬三千二百三十五石七斗一合廣田用水 一壹萬五百二十八石四斗五升針原用水

一合當御領 壹萬二千五石七斗富山御領 六萬六千四百三十石一斗五升

安政洪水變地高并救助高

一貳萬二千六百六十八石古田元段別高 一貳千七百三十八石新開高 一貳萬五千四百六石内 一千百九十六石村高ノ三步以下變地取除ヶ 一

千三百四十二石屋敷高見積ッ
 殘貳萬貳千八百六十石餘内 三千石ハ石交ッ石砂入變地高此步數七拾貳
 萬步一石高二百四十步當ッ此人足ハ二十八萬八千人百步ニツキ四十人
 懸ッ 一四万石砂入變地高此步數九十六萬步百步ニ付三十人懸ット
 シテ人足二十八萬八千人 一七千石泥入變地高此步數百六十八萬歩ノ
 人足二十五萬五千人百歩ニツキ十五人懸ッ 一八千八百六十石泥置變
 一 地此ノ步數六千四百歩此人足十萬六千三百二十人百歩ニツキ五人懸ッ
 八足ノ九十三萬四千三百二十人此日用銀千六百四十一貫目餘
 一人ニ付一匁八分宛内 五百六十貫目ハ當年先ッ御渡シ代八千石一
 石七十五匁見積ッ此糶三萬二千俵

〔大地震立山變事錄〕

安政五年三月巳之刻より立山之内常願寺川入谷に
 當リ山間鳴動して午之刻に至リ常願寺川筋一面に黒煙立上リ其中より大巖
 大木森羅萬象一時に押流水は一滴も相見え不申、堅き粥之如く成泥砂押出し
 其内より大岩小岩打交リ、黒煙立上リ芦峴村、本宮村邊にて二三十間計りの大
 岩流れ出テ、夫より二里計下横江村邊にては七八間計大岩流出る事は、芦峴村

邊より三里計り、馬瀬口村大森邊には、長十二三間計より五六間計り、廻り一二
 丈計之大木小木麻の如し、夫より五六里計の間水橋迄ハ、長三四間計ヲ廻り四
 五尺計に打碎け、大木小木之根、朽木等流れ出事譬に物なし、其内に四五間計廻
 り之椗の木に猿二疋乗止り、尤其木根なから立流れ、半屋村境に流れ今日迄、其
 木其儘有之、其外見聞筆頭に不及、
 一 芦峴村馬瀬口村に至れば、山間餘程離れ候故、常願寺に口凡拾七八町も有之、
 廣川原と相成候故、泥砂大岩大木等一面に發亂し、窪みの所へは一丈も溜りい
 つれ高低なし、一面平等と相なる、
 一 此山嶺突浪一刻二刻と流れ出候は、常願寺川縁四五里の間は泥世界と相
 成、數萬之人命に拘り可申、唯一浪にて止り候故、先格別に死人無之、是全く神佛
 之加護ならんか、
 一 芦峴村より一里下山間之村にて、家數凡七八十軒計有之、常ハ川より二丈計
 も高みに候處、今度流れ出たる岩にて右村泥砂押込、流失家五軒、損し家三十軒
 計りと申す事に候、
 一 岩峴村坊廿八坊有之内、川縁に低みの坊八坊計泥押入る由、

一右突浪之瀬先き、馬瀬口村より十餘町計隔て東之方泊り村之際、真川と相成夫より下も直北より口惣川水勢三塚村之村下に附、東大森西大森半屋村、日置村、利田村之上にて二瀬と相なり、一瀬は元川江出二三歩計ならて流れ不申、真川は利田村之内粟原村之村中へ打込入、家少々四軒計り押流れ、同村六郎左衛門之家腰より西芦原村一村皆流、又此村にて二瀬と相成、一瀬は田添村入江村二杉村にて元村へ出る也、今一瀬は西芦原村にて曾我村上銚ノ木村、淺生村、稻荷村、塚越村、竹内村、無量寺の垣根より新堀村以上にて、白岩川迄落當時之真川と相成、舟渡し竹田村に有之、此入川は七十ヶ年前寛政元年之洪水入川跡也、右村々之内流失之家は二拾竈計り泥入にて埋み、又は流木懸り損し家等は、大凡二百餘にも相成候や、未だ泥砂之内之通行難計取調兼候、

一白岩川一集に落合下も水橋之港迄ハ、凡二里計、縁村々の田畑之内へ押入相損する、其變地高敷未だ取調兼候へ共、數萬石之様に被存候、

一水橋の湊、暫時流木にて止り、泥砂流木之下を潜り、海に出川瀬之内渦まき是まで、見受けさる珍事に有之候事、

一此後之變有無之説信用すべきに非ず、併し追々奥山崩れ口之様子被見届、新

堀善三郎、天正寺十兵衛等々數十人被指置候へ共、山々谷々未だ數十丈之深雪、其上山間に鳴動不止故、今度之山變動之邊りは近寄り見届候儀相成兼候故、登山の者山中之推察等、追々可申届事、

三月十四日

新堀村 朽木双水

〔菊池舊記〕

礪波郡埴生村

一壹軒

潰家

但家下に成一八尾を痛候事、

一城端町は潰家並持殿開き候分等餘程有之、

一岩木村五助家潰れ、同人方に兩人變死いたし候、

射水郡

一大門新町六兵衛杯も大損し、二三尺計りも地面沈み居候由、

一礪波郡太美組田屋村領、字西領御田地二月廿五日夜之地震にて、小院瀬見村領山拔落、小矢部川埋り候に付、見分之上、日數不相立内堀除候事、

覺

- 一二拾軒 今石動町丸潰家
- 但一軒に銀拾匁宛、當座御取扱として御役所より御渡、
- 一五軒 同所半潰家
- 但一軒に銀七匁宛右同斷
- 一四拾壹軒 同所大破中破家
- 但一軒に銀五匁宛難治者共へ右同斷
- 一五拾壹軒 同所小破家
- 但一軒に銀三匁宛右同斷

〔上新川郡藤木尋常小學校報告〕

常願寺川ハ安政五年頃マテ河床常ニ低ク、本村内大字大中島前堤上ヨリ該水面マテ約三間アリ、堤防ハ左岸大場ノ八間口ヨリ、下ハ町袋村界マデ二里半ノ間ニ於テ荒川口ノ直ク下ナル、字七十間丁場ト稱スル一堤アリシノミナリ、去レバ寛政ノ鉾崎山崩レテ洪水セシヨリ、特ニ記載スベキ程ノ水害トテハアラザリキ、而シテ年中水澄ミ魚族モ頗ル棲息シ、朝日前丁場ノ川中ニ父子島アリテ松二三十本茂生シ、如何ナル出水ニモ

其島上ヲ浸セシコトナク、川幅ハ約百間計アリ、現在ヨリハ東方ヲ流レ、向新庄村ノ如キハ村中ヨリ三個ノ辻ヲ踰テ本川ニ達シ、該堤上ノ松林ニテ多クノ茸類ヲ狩リタリト云フ、安政五年二月二十五日ノ大地震ニテ大森山崩レ、眞川ヲ塞キ湯川稱名龜谷川ノ流水大ニ減シケレバ、流域人民ハ大ニ不安心ヲ起シ、水源ノ調査ヲナシタレバ、山路險惡ニシテ踏査充分ナルヲ得ス、柚人狩夫ヨリ上流ノ狀況追々申來リ、益々人心洵々タリ、而シテ三月三四日頃ヨリ山鳴リ地響キ、誰云フトナク大水來ラントノ沙汰喧シカリキ、果セル哉三月十日午刻、第一回ノ常願寺川泥突波ハ利田前堤防ヲ切テ、右岸數里ノ地方ヲ害シ、第二回ノ四月二十六日ノ洪水ハ上瀧ヨリ富山下マテ慘害ヲ及ホシタリ、併シ本村内大字、高島新川原新大中島、新庄野、金代町、新藤木、藤木新ノ八ヶ村ハ斯ノ洪水ノタメニ原野大ニ開ケ、日俣中間島大江千川原毛貫田西芦原新古川島本郷島向新庄ノ十ヶ村ハ地方大ニ劣リ、手屋五本板宮成新野新一本木ノ五ヶ村ハ利害相半シ唯金泉寺ノミスノ洪水ニ關係ナカリキ、藩主水害人民ニ對シ高持ノ割合ニ依リ、二ヶ年間米味附鹽ヲ給シ、又墾キ反シ料ヲ賜ハリタリ、此墾キ反シ檢査役ハ向新庄村孫三、朝日村間兵衛、町袋村市左衛門ノ三名ナリキ、

水害後ハ夥多ノ泥砂ヲ上流ヨリ運搬シテ河床ヲ高メ、川勢猛烈ニシテ年々堤防ヲ破壊シ、田地家屋ヲ流シ、人畜ヲ傷フコト枚擧スベカラス、明治十四年夏内務省土木局長心得福島久成氏カ常願寺川所見ノ題下ニ述ラレタル一詩アリ、
 「川心砂埋欲齊坡、不怪年々洪水多、天若幸無罪、是歲修工須、法禹治河節、本川當時ノ狀況ハ此ノ詩ニ依テ明了ナラン、
 今安政五年ノ地震山崩レ及ビ泥突波ノ狀況ニ付キ、當時ノ役人ノ手ニテ成レル書類ノ寫ヲ左ニ掲ケン、

安政五年午ノ二月二十五日曉子刻大地震

三月十日午刻山突波、四月二十六日午刻洪水

當時十村役 新發村兵三郎記

一立山湯川谷ノ奥大鷲山小鷲山ハ、山峰ヨリ裂ケ湯川ニ突込ミ、東方ハ松尾水谷崩レ、熊倒レ小池谷モ缺ケ落チ、湯川ヲ突留メ、立山温泉ハ數百丈ノ地低トナリ、各々一面平トナリタリ、
 一右立山温泉ニ小屋修繕及ヒ材木伐リ出シノタメニ出張セシ杣三十三人、狩人三人、計三十六人温泉小屋ニ止宿セシカ即死トナリタリ、

一和田川奥へ中地山村ノ狩人十一人熊捕ヒ出テタルカ、之又山崩レタメニ即死シタリ、

一常願寺川真川筋ノ谷々ノ崩壞數知レズ、中ニモ鬼ガ城ナド七ヶ所別ニ大崩レシテ、常願寺川ヲ突キ留メ、暫時ニ岩石ヲ流シ、川底ヲ高クシ、下ハ横井村マテ岩土ヲ流シ出シ、千垣芦峠寺村ハ常ヨリ二三丈高ク、此後ハ少々ノ雪解ニモ水難心元ナクニ付キ、村々ノ人々山中ニ立退キ居住シツ、アルコト、口三日見届ケタリ、

一右湯川谷ヲハジメ、真川筋ノ山クツレテ、二月二十八日原村ノ宗七ト申ス杣頭、並下杣十人召連レ、鉄崎山ノ頂ニ攀チ登リ、遠見セシモ雪アリ、且地震山崩レノ趾ニテ近寄ルコト能ハサレトモ、晝夜山鳴リ響クコトハ慥ニ聞キ届ケ、而シテ常願寺川ノ水色ハ壁色ヲナシ、水半分泥半分ノ流レナリ、

一富山ニテハ常願寺川決潰セハ大湖水トナルベシトテ、上下大ニ騒キ出シ、長門守様ハ供ニ安養坊山ノ西大竹村ノ寺院ニ御立退キアリ、諸家中市民家財ヲ捨テ、老幼ヲ携へ、安養坊山ニ走リシハ二月二十七八日ヨリ三月二三日マテノコトナリ、

里中ノ大地震大畧

一大地震ハ西ハ城山御城邊ヨリ、北ハ大島村邊マテ幅一里ノ間ヨリ出テ、東北
 ヘ指スコト四五里ノ間ナリ、南ハ田中葦浦村新庄村、向新庄村、常願寺村、竹内
 村、清水堂村ヨリ少シ北ヘ下砂子坂村、石佛村、高柳村、滑川高月狐塚村、肘崎村
 邊ニテ右大地震ノ村數凡ソ百ヶ村、全潰家百四十五軒、半潰家三四百軒、寺ハ
 針原中村ノ光慶寺半崩レ、新庄三十二ヶ寺、向新庄村ノ寺ハ三四分ノ損、二杉
 村ト小路村トノ寺ハ五六分ノ損、肘崎ノ寺ハ三四分、石割村ノ寺ハ四五分ノ
 損ナリキ、石割村杉木彌五郎ノ家ハ全潰ニテ、新堀村朽木兵三郎ノ家ハ六七
 分、番頭各村の場村常願寺村等ノ大家ニテ、三四分ノ損ヲウケタルモノ多ク、
 右村々ニテ死人四五十人ニ及ヒタリ、

一安政五年午三月十日、暖氣大ニ加ハリ、殆ト四五月ノ頃ノ如シ、此日巳ノ刻ヨ
 リ、常願寺川ノ上流各山々鳴動シテ、午刻ニ至リ川筋一面黒烟タチ上リ、其内
 ヨリ大岩巨樹森羅萬象押シ出サル、内ニハ水トテハ一滴モナク、皆堅ク粥ノ
 如キ泥砂ニテ、其内ニ大小岩相交リ、此岩ト岩ト突キアタツテ碎ケル時、高烟
 立チノボルノテ、芦峠寺村マテハ大サ二三十間アル岩ヲ押出シ夫ヨリ、二三

里下ナル利田村邊テハ七八尺乃至一丈ノ岩ヲ出シ、大岩巨木山ノ如ク、木根
 木呂生木朽木ハ上ハ芦峠寺ヨリ、下ハ水橋マテ麻ヲ亂シタル如ク、就中長サ
 十四五間周リ七八尺アル樫ノ木ニ、猿二疋攀チタルナカラ、芦峠寺邊ヨリ半
 屋村邊マテ六里ノ間流來リ、其木其儘今モ川中ニアリ、實ニ前代未聞稀有ノ
 變事ナリ、

一芦峠寺邊ヨリ馬瀬口邊マテ、川底平地一面トナレリ、此山ノ突出シ若シ夜ナ
 ランニハ、被害十里四方ニ涉リ、人命財産ヲ損スル夥多ナルベキニ、突出シ一
 回ニ留リ而モ晝間ナリシヲ以テ、死人モナク被害割合ニ少ナカリシハ、是レ
 神明ノ御加護ニヨレリト感ス、

一千垣村ハ川ヨリ二三丈高キ所ナルニ、今度ノ泥流ニ川高クナル、流家六軒損
 家三十三軒、岩峠寺村ハ二十四坊ノ内、九坊泥ニテ押潰サレタリ、
 一右突出波ノ瀬先キ馬瀬口ニ至リシガ、例ノ成政堤防ノ普請大丈夫ナリシタ
 メ、決潰ハ免レタルガ、堤前ニ高サ二三間長サ十二三町ノ泥山ヲ築キタリ、若
 シ此堤ニシテ弱カラシカ、富山城下ハ泥ニ埋マルモノヲ、楮泥瀬ハ泊村ヨリ
 眞北ヲ指シ、惣川ハ三ツ塚村東西大森半屋ノ三村ヲ經テ、利田村ノ上ニテ二

瀬トナリ、本川ハ二三分ノ流レニテ粟原村ノ中央ニ入リテ、人家五ヲ流シ七
 八軒ヲ損シ、同村六郎衛門ノ腰ヨリ真北ヲ指シ、西芦原一ヶ村ヲ皆流シ、茲ニ
 テ二派ニ分レ、一ハ田添村全部ヲ押流シ、常願寺村入江村ヲ經、二杉村ニテ元
 川へ出テ、今一川ハ西芦原村會我村、上銚木村、下銚木村、塚越村、稻荷村、國重村、
 竹内村、新堀村ニテ白岩川へ落込メリ、以上ノ川ハ真川ナリ、湯川ハ泥砂ニテ
 上流壅塞サレ一滴モ今ニナガレス、常願寺川ノ定渡場ハ竹内村ニテ相立ッ
 、アリ、

一 右ノ泥水ニテ田畑ノ損害凡ソ四五千石ニ及ビ、泥水ノ入リシ村々ハ恰モ粥
 ヲ流セシ如ク、深サ數尺アレバ歩行ハデキス舟ハ通ハス、其不便言語ニ絶エ
 タリ、

一 水橋ノ港ハ、流木堆積シテ山ヲナシ、泥水其下ヲ潜リテ海へ出テ、川瀬舞ヒ込
 ミ、是ガタメニ海嘯波來ルベシトテ老幼四方へ駈ケ去リタリ、

一 十一日ニ至リ又々山崩レ、流水一時ニ抜ケ出テツベク、然ルトキハ當御城ヲ
 始メ、市中ノコラズ川底トナラントノ沙汰アルヨリ、富山一統大騷動トナリ、
 一 長門守様ハジメ、御廣式マデ俄ニ再ヒ安養坊山ノ西、大竹村寺院ニ御立退ト

相成、家中城下ノ人々老幼ヲ携ヒ家財ヲ棄テ、安養坊山ニ駈ケ登リ、本藩領内
 ニアツテハ上ハ岩崎村ヨリ、下ハ水橋マテ東西ニ叫ヒ南北ニ走リ、唯飯米ヲ
 擔ヒシノミナリ、中ニハ一村決死ト志シ、一所ニ集テ念佛三昧ナル所モアリ、
 松本開ハ地高ク水難ナシトテ、一千餘人豫メ來リテ止宿シ、余カ出張所ナル
 某家ニハ、利田村六郎衛門ノ家族十二人止宿セリ、
 一 今度押出サンタル泥砂ハ、大森小森ノ山崩レ土ニテ、元來此兩山ハ硫黃山ナ
 レハ、大森山ヨリ所々熱泉ヲ湧出シ、煙ヲ吹キ火氣ヲアゲ、下方へ流レ來レル
 岩石ニハ、硫黃ノ勢含ミ居ル故、岩泥ヲ火中ニ投スレバ焚ユルナリ、

右三月十四日ノ見聞ナリ、

〔前田氏家乘〕

六年正月、常願寺川前年災後ノ村民ガ食資ナキヲ憐ミ、猶本年
 十二月マテ、千二百石ヲ給與スベキ旨命セラル、

五月 朔乙亥

加賀藩、富山藩の請に應し國老を簡派して、政事に參與せしむ、

〔前田氏家乘〕

五月利聲公致仕ニ先チ、齊泰公特ニ使ヲ遣ハシ、公ニ國事ヲ料
 理アラシメトヲ委囑セラル、公此ニ於テ宗藩ノ國老一人外ニ監察ヲ我カ藩ニ

道ハシ、政廳ニ班シ我ガ國老ノ議ニ參與セシメラレンコトヲ乞ハル、齊泰公之
 レヲ容ル、此レヨリ城中ニ邸地ヲ劃シ、宗藩ノ國老等交々到ル、公家老富田讃岐
 等ヲ招シ手書シテ示シテ曰ク、不肖已ムヲ得ズ再ビ國政ニ興リ憂慮措ク能ハ
 ズ、願フニ從來藩臣文武ノ事務其ノ他日常ノコトニ至ルマデ、時ニ令スル所ニ
 背カズシテ、精勤スルハ余カ満足スルトコロナリ、然リ而シテ予才短力微爲メ
 ニ臣民ノ心ヲ攪ル能ハズ、故ニ職ニ任セシモノ或ハ一己ノ意ヲ主張シ、協力セ
 ザルノ弊アリ、此レ其ノ人ヲ選擇スル當ヲ得ザルニ由ルナリ、自今予深ク戒慎
 シ士民ト協力、各其所ヲ得ン事ヲ期ス、聞ク其光ヲ和シ其塵ヲ同クスルト上下
 一和シ、領民平治スルハ人和ニ在リ、和ナルモノ教テ到ルニ非ズ、信實相投セザ
 レハ能ハズ、夫レ山峻ナルモノ崩ル、アリ、政刻ナルモノ危シ、故ニ政度嚴且密
 ニ失シナハ民心却テ背反ス、今ノ時弊其ノ僚屬合議スルモ外面ノ文飾耳相和
 熟スルニ非ス、故ニ政廳一事ヲ施行スルニ當リ、某ノ與ルトコロナリ某ノ同セ
 ザルトコロナリト、竊カニ之レヲ傳説スル如キ、皆以テ心ノ一ナラザルニ之レ
 由ル、凡ソ國政ヲ行フ同心戮力局ニ當ルモノ、共ニ其責ニ任ジ事ノ宜シキニ處
 スベシ、小大風吏ニ至ルマデ、余ガ望ムトコロヲ服膺シ、相共ニ益々勵精シ、予ガ

力ノ及ハザルヲ補ヒ、互ニ恥ナカラシムコトヲ期セ、

七月甲戌

二十三日、丙申、儒者佐伯有秋歿す、

〔光嚴寺過去帳〕

賢光院仁山櫻谷居士安政五年七月廿三日 佐伯口作

於江戸勤府内卒八月十五日本葬

放生津、氷見、高岡等の各地、米價騰貴の爲貧民蜂起す、

〔米價騰貴貧民蜂起〕越中史料 二所收

口上書を以て申上候、射水郡高岡町中當十六日夕六ツ時頃より、何者に候や三
 四百人許り高聲を作り、金屋町口より横田町口へ押入り、福岡屋清右衛門等四
 十二軒の戸障子、並に諸道具残らず打破り、中には壁迄も打落し申候家等御座
 候、同十五日夜中も何者に候や三四人許り右横田町福岡屋等方へ罷出、米高直
 に御座候間、何卒下直に相成候様御取計ひ被下べく候様申聞候所、右福岡屋申
 候は尙又承知に候間、立ち退き申様申入れ候所、右の者又々申聞候は、若し明日

中に下直に相成申さぬ時は、此家を初め打破し申候間承知なさるべくと申し、直に立退き申候様子に御座候に付、見聞のところ四十二軒の名前を書き相添へ御達申上候、以上、

射水郡放生津町、輕き者共の内、當十二日夜四ツ時頃右町の内三十人余も寄り集り、女房共の事ゆへ小聲にて泣出し申候に付、當所に止宿仕居候、魚津改方役人罷出何等の譯にて右様寄集り泣き出し候や、甚だ騒がしく候て、却て宜しからずと見咎め候所、右のもの共申上候様は、とても米直段高直に付、其上米賣人共賣り渡し申さず、或は賣り渡し申にも御印紙の目を取るなど、申聞候に付、町の内米糶賣人共の内、橋本屋九郎右衛門等呼出し詮議仕候ところ、右賣人共申上候は、當時米直段高直に付、一升買人には五合、又は三升買人には二升宛賣り申さず候ては、米も御座なく候事故、右様に仕り、米直段仕尤直段高直に付、五合買入候ものは一升買、明日の分迄買入れしものも有之様子にて、一升買人には五合にて相辨じ候ことも御座候と申上候風聞御座候、右様騒敷相成申義は、愚痴の女子共のこと故に候哉と奉存候、魚津改方立花孫五等見咎候て、先暫しの所右糶賣人橋本屋九郎右衛門十四人、只今徘徊御指留に相成申候、右御達申

上候、以上、午七月十九日、

下新川三位組、五郎組、當月三日より六日まで、泊驛邊の者共六七百人計り、泊驛小澤屋與三右衛門、同所草野屋孫右衛門、大家庄村六郎右衛門、金山村六郎兵衛、山崎村勘右衛門、南保村伊右衛門、同村太郎兵衛、七人の者共高所持人の由にて、此方へ右六七百人計りのもの共相詰め候に付、如何の譯に候哉と相尋申候へは、大勢のものども申聞候は、當年不作に付作上の義は定納仕候へ共、作徳米の義は三の一用捨相願、御開届成し下され候やう、此上は私共手段も無御座候間、此段宜しく御取計ひ成し下され候様相願申居候、達うち御那所より御縮方の足輕等罷越、十四人召捕罷歸り申候、其外相替る義も無御座候得共、大勢のものども罷出で相騒ぎ申候間、依て此段御達申上候、以上、午十月十三日、

〔氷見郡氷見町役場調査〕

安政五年、午年七月十六日晴天ニシテ、舊家長澤徳

八郎ト云フ人ハ、町肝煎町會所へ出役、午時後大野浦五室屋又四郎ト申スモノ、同所用米トシテ百石請取、加納屋藏ニテ百七十石計リ元船ニ積入、残り三十石濱ニ持出シ有之所、大勢出テ米積セ難ク、杯口々ニ申聞候ニ付、組合頭ヨリ追散シ候得共、元船へ漁船數百艘ニテ取圍ミ、米船へ乗込ミ、帆網碇等船具ヲ海中へ

投入狼藉至極ニテ言語同斷ノ事ナリ、然ル内漁船散々ニ成行、米ハ濡俵ニテ濱へ上ケサセ近邊ノ藏ニ假積致候、右ニ付三役一統會所ニ出席候處、夜五ツ半過キ、女共大勢出テ米高ニテ俄死スル杯ト愁ナル聲喧ビスシク騒ギ、其人數ハ數知ンズ、朝日山ニハ大勢集リ、貝ヲ吹キ鯨波ヲアゲ、又一手ニハ男女交々搗屋並ニ分限家へ戸部叩或ハ打破リ、彌々大騒動不容易事出來、三役一統心配至極、然ル内段々暴動高クナリ、之レカ三役ヲシテ追散シ、方々罷出候得共、却テ手向棒或ハ材木屋根石杯打付詮方ナク散々ニ逃去リ、寺院ニ隠レ又ハ會所へ駈付急飛脚ヲ以テ御役所へ注進シ、三役中源常屋宇左衛門、軒口家内二便所椽廻リ座敷扉脊戸口土藏戸前大破損シ、次ニ稻惣ト云フ家へ行キ右同斷ナリ、都合三十三軒大破損セリト云フ、其煽動者ハ、仕切町岸田屋勘七、中村屋吉右衛門ノ二名ナリト云フ、略下

〔參考〕

〔氷見郡氷見町役場調査〕 安政六年未年十二月廿七日、晴天、御公事場掛リ等晝四ツ時、御指向御刑法場外畑伏木濱手往來字かはらけ畑、十五間四方、諸役人中等ニテ御立合、磔仕切町岸田屋勘七、刎首ノ上梟首同町中村屋吉右衛門、御横

目御人數十一人、御公事場御與力御兩人、人數八人、御同場小頭一人、足輕六人、小者等二人、御割場小頭二人、足輕二十人、提灯持十人、雨具持等七人、町夫一人、外ニ仁藏等柳原者四十人計リ、御支配御奉行所並御與力御横目、平足輕外締方ニ、長澤徳八郎罷出、町肝煎月番一人、十六町組合頭月番一人、宛町役人ノ内、町肝煎一人、横目肝煎一人、御出迎、右御刑法相濟、町方ニテ御晝食、夫ヨリ御奉行様等並ニ御公事場掛リ等不殘、當町御引拂、勘七、吉右衛門兩家欠所、御横目甚五右衛門殿、町肝煎、横目肝煎、組合頭、組合ノ者立合セリ、右御刑法ノ砌、見物人遠方ヨリモ來リ、群集何千人ト申事數知レス、

〔越中史略〕

米價騰貴し、一石百二十五匁に至る、同年七月、高岡氷見、放生津、福光、井波、東岩瀬、水橋、魚津、八尾等の各地に貧民蜂起し、竹槍、蓆旗、螺を吹き鬨をあげ、以て富豪の家に侵入し、邸宅を破り、財物を奪ふ、殊に井波には人を殺害せしものあり、公事場檢視となり地方大に擾亂す、

是歲、虎列刺病流行す、翌年復發生す、

〔魚津警察署調査〕

安政五年七月二十四日、始メテ魚津町に一患者ヲ發ス、翌日ヨリ續々發生シ、五六日ニシテ全町ニ蔓延シ、施テ郡内山地高キヨリ低キ溪

流ニ沿フテ各村ニ蔓延シ、遂ニ全郡ニ及ビ、病者無算、死亡相繼グ、翌年春季ニ至リテ纔カニ跡ヲ絶ツト雖モ、秋冷ノ候ニ及ビ、復處々ニ散發セリ、安政五年七月ヨリ十二月ニ至ルマデニ、魚津町及附近村ノコレラ病患者死亡左ノ如シ、

患者六百六十二人

死者五百三十一人

〔三日市警察分署調査〕

安政五年、虎列刺病初メテ當地方ニ蔓延セリ、初メ其發生ハ他ヨリ傳流シ來リタルモノニシテ、七月ノ初ヨリ十月ニ涉リ、一時終熄ノ狀況ナリシモ、翌年復タ發生流行スルニ至レリ、而シテ當時ノ病勢ハ尤モ猖獗ニシテ慘害ヲ極メ、其之ニ罹ルモノハ絶テ死ヲ免レズ、約三日ニシテ斃ル、故ニ之ヲ三日「コロリ」ト稱セリ、又流行地域ハ各町村一般ニ蔓延セシモノナリシモ、就中人家稠密ノ市街、及ビ河水ヲ飲料トスル村落等ニ於テ最モ其傳播ヲ急ナラシメ、慘害ヲ多大ナラシメタルモノナリ、又當時當ニ虎列刺ノ流行セシノミナラズ、悪性赤痢之ニ伴ヒ蔓延セシモノニシテ、今虎列刺ニ付テハ正確ナル統計ヲ得ル能ハザルモ、三日市町、生地町、前澤村、田家村、石田村、村椿村、大布施村、荻生村、若栗村、浦山村、下立村、内山村、東布施村、二町十一ヶ村ノ古老ニ就キ、調査

シタル數左ノ如シ、

患者千百十七人

死者八百九十八人

〔五百石警察分署調査〕

コレラ大流行年月日	地名	病者數	死亡數
安政二年月日不詳	舟橋村	五〇名	四五名

〔新湊警察署調査〕

安政年間ニ新湊町、及附近村落ニコレラ大流行シタル趣ナルモ、其年月日及患者死者ノ數詳カナラズ、

〔高島留帳〕

此節流行ノ暴瀉病療治方藥法等ノ義從公義相渡候御書付寫一通相渡候條、一統相觸候様、御郡奉行並遠所之町奉行等江可被申渡候事、

九月

此節流行ノ暴瀉病は、療治方種々ある趣に候得共、其中素人心得べき法を示す、其人々是を防ぐには、都て身を冷すことなく、腹には木綿をまき大酒大食をつゝし、其外くわれ難き食物を一切給へ申間敷候、若此病催し候は、早く寢床に入り而飲食を慎み、惣身をあたゝめ、左に記す芳香散といふ藥を用ゆべし、是れのみにして治するもの少からず、是又吐瀉甚だしく、惣身冷る程に至りしも

のは、焼酎一二合の中に、龍腦又は樟腦一二匁を入れあたゝめて、木綿の切れに
ひたし、腹並手足へ靜かにすり込み、芥子泥を心下腹並手足へ小半時位つゝ、度
々張るべし、

芳香散

上品

桂枝細末

益智細末等分乾姜細末

右調合いたし一二分つゝ時々用ゆべし、

芥子泥からし粉等分温飽粉

右あつき酢にて堅くねり、木綿切にのほし張候事、但間に合ざる時はあつき湯
にて芥子粉ばかりねり候てもよし、

又法

あつき茶に、其三分一に焼酎を和し、砂糖を少し加へ用ゆべし、但座敷を閉布、木
綿等に焼酎を付、頻に惣身をこするべし、但手足の先き、並腹冷る所を温鐵、又は
温石をこするもよし、

右は此節流行病甚しく、諸人致難義候に付、其病に拘はらず、早速用ひ候は、害
なき藥法、諸人爲心得、急度可相達候事、

一右病俗に三日コロリと唱申候、

一高岡御馬出町高峰に、八月二十五日より三日施藥仕候、但せんし藥布袋付候
て、三日の間に藥數凡一萬五千帖餘、御施被成候、同二十八日より同町金子に
三日施藥仕候、

一九月朔日より三日の間、一番町長崎に施藥仕候、但貫方村肝煎、或町頭より何
村何兵衛何人、何村役人藥と申切手持參、引替に相渡被成候、

一戊午八月下旬に、江戸戻りの高岡者に承り候處、江戸は大變、今月二十日頃迄
に凡病死入十萬人餘と風聞仕候由、

一同九月十日に放生津様子承り候處、先死人五百人餘、同二十二日に承り候處、
凡千人程と申沙汰に御座候、九月五日に葬式數、毎日千人餘出候由に候也、其
他近邊大變の事なりと、

一五十里二上にて同日迄に貳三人程と申候、

一其他何れも病死入澤山と申事、

一右に付道重村大覺坊より、道神の御守札、御郡家々へ御守札被遣候、
一射水郡道重村に於て、從御上御祈禱被仰渡候由、

是歲、幕府外國奉行堀織部正一行、沿海の警備視察のため來る、

〔三日市舊記〕

一文久三年 外國奉行巡見

海外國々ヨリ黒船追々入込ミ、諸大名ノ御固メト云へ混雜セリ、其箇所巡視トシテ、徳川公義ヨリノ上使ナリ、正使堀織部正、副使原彌十郎、正使ハ志摩屋仁右衛門、副使ハ志摩屋清吉旅館ナリ、

安政六年己未 紀元二千五百十九年

是春、痘瘡流行す、

〔東岩瀬警察分署調査〕

病名	大流行年月日	地名	患者數		
			總數	全治	死亡
天然痘	安政六年四月頃	東岩瀬町	五二〇	四一五	一〇五
同	同	大廣田村	九八	八二	一六
同	同	針原村	八二	七一	一一
同	同	濱黒崎村	八七	七五	一二

〔三日市警察分署調査〕

安政六年ノ痘瘡大流行ハ、前年十月ニ始マリ五月ニ至リテ終熄セリ、當所轄内ニ於ケル當時ノ患者死者ノ數ハ左ノ如シ、

患者七百八十人 死者二百六十人

四月 辛丑

二十四日、^甲外國船、^乙婦負郡四方沖を通過す、

〔異國船渡來一件〕

近藤右近
入江兵馬

此度御領分、四方浦沖合へ異國船渡來候處、無異議令退帆候得共、已來於渡來者各之内一人も爲御固、急速右海邊へ被罷越、異船之實否并近傍之様子聞合、猶亦御人數御繰出し相成、可然儀に候得は、其由可被申越候、尤其節別紙名書之面々之内三人充、并御異風之内貳人充同様被差加候條、萬事被及示談、取扱等可有之候、尤彼地成丈け穩便被相心得候義、肝要の事に候、併し自然彼方より不法を仕掛け候へは、時宜に寄取計可有之候、
右之通被仰出候條、可被得其意候事、

未五月

孝明天皇安政六年

斥候御武具才許

小塚龍庵

堀田万兵衛

湯原淳次郎

小林八郎

村軍治

半井徳之進

金岡茂

榊野益衛

御異風中

御徒組 島田喜四郎

酒井松之助

〔奥村内膳書狀〕

一筆啓仕候、去月廿四日、異國船御領分、四方浦一里程沖合航通候に付、其節得貴意候通、御馬廻組一組、御先筒足輕二組出張被仰付、猶様子柄に寄、御先手備頭御差出之御調理之處、右異國船漂泊之體相見得不申付、出張御人數同廿七日引拂被仰付、其後暫之處爲御手當、大筒掛り之面々被指殘候得共、異變之儀無御座候付、同廿九日引取申候、右之御次第に被仰付候得共、此後も同様異船渡來等之儀可有御座哉、其節は先大筒井に懸りの面々、御指出に相成、其後の様子柄に寄先達而之通、御馬廻組等追御差出に可相成御調理御座候、右に付四方西岩瀬間別紙繪圖面之場所へ、御臺場先一ヶ所被仰付候思召候、右就御仰付ては、公邊へ御願之義は於此方様御振合も無御座候付、於江戸表役方様御役人へ得と打合之

上、御願に可相成内御調理に御座候、右之趣各様へ委曲申上、猶更如何相成可然御座候哉、相伺御差圖之通相心得候様、大御名様就被仰付、此段相伺申候、宜御差圖可被下候、右得貴意度如斯御座候、以上、

五月二十五日

富田俊政判

花木初彌判

奥村河内守様

〔武技略傳〕 安政六年未年、四月ニハ御領内婦負郡四方沖ニ夷船到來ニ付、爲御警衛御馬廻組頭西尾左次馬組一組ヲ引纏、其際御異風、渡邊尙義并ニ金岡勝亮與外足輕ヲ引纏、出張被仰付ケレ、先無異變シテ一同引取ケリ、又於京地長州藩舉動ノ際ニハ爲御警衛、御馬廻組頭津田五百記一組引纏出張被仰付、其際大炮十挺、小銃數十挺、彈藥十萬發ヲ豫備トシテ京地へ御廻シニ相成ルナリ、

〔越中史略〕 同六年四月、伏木浦へ異國船來リ、端艇を下し港内に入り測量して去る、

〔參考〕

〔前田氏家乘〕

弘化元年正月六日、去々年九月中官達ハ異國船近海へ渡來ノ

際、臨時警固等豫テ心得ノ儀、別紙書取老中月番阿部伊豫守へ届出サル、其ノ略ニ曰ク、番頭一人、物頭一人、但留守目付役兼守目付役一人、小荷駄奉行一人、使番一人、侍十五人、本導醫師一人、外科一人、馬醫一人、徒組三人、足輕小頭二人、鐵砲足輕三十人、足輕十人、但掛小長柄小人三十人、小人四十人、鐵砲五匁筒三十挺、右ハ異國船近海ニ渡來スル時ハ、臨時警固等可被命旨、先般官達セララル、右警固等ヲ被命際ハ、江戸詰合人數ヲ以テ前件可差出ト、十一月二十九日、異國船江戸近海へ若シ渡來セハ、江戸詰合ノ中ニテ警固差出ノ人數書ヲ、大目付遠山左衛門尉へ差出サル、十二月四日、領分海岸防禦ノ届書暨ヒ繪圖ヲ大目附へ差出サル、

五月庚午朔

諸川出水、

〔前田氏家乘〕 五月霖雨月ヲ經テ歇マス、南風暴威ヲ振ヒ雹ヲ降ラシ、加賀澤村山嶺崩壞神通川ヲ塞ク、此日諸川洪水、田島損害多シ、爲メニ二十八石ヲ救助シ、三千五百石ヲ免租セララル、

〔富山縣水害誌〕

安政六年五月二十日、神通川出水一丈二尺五寸、浸水三千二

百戸、

八月戊戌朔

十八日、乙卯前富山藩主前田利保卒す、

〔前田氏家乘〕

利保公略中六年八月十八日、富山ニ薨去、官一屆ハ十二日ナリ御齡六十、諡號龍澤院殿中大夫前拾遺長州刺史雲巖良瑞大居士ト曰フ、光巖寺ニ於テ葬儀シ、長岡ニ葬ル、十二月某日、上使奏者番某ヲ以テ、賻銀三十枚ヲ賜フ略中夫

人松平氏通稱久美子、又延、後チ寶壽ト改メラル、松平安藝守齊賢安藝國廣島城主本姓淺野氏ノ女也、明治二十二年二月卒去、享年八十六、利同公明治十七年十月神道祭式ニシテ寛政之靈ト曰フ夫人ハ監號ナシ神主查

〔富山侯御家譜〕

抄

利幹

利保公 幼名啓太郎

某

利阜 幼名綱次郎、又主税

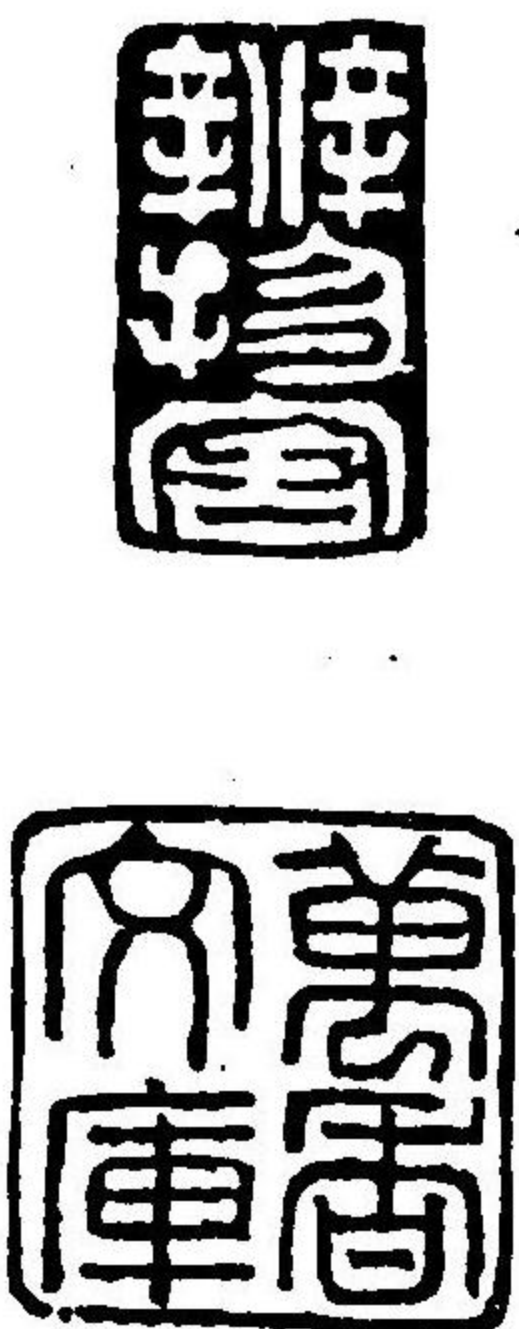
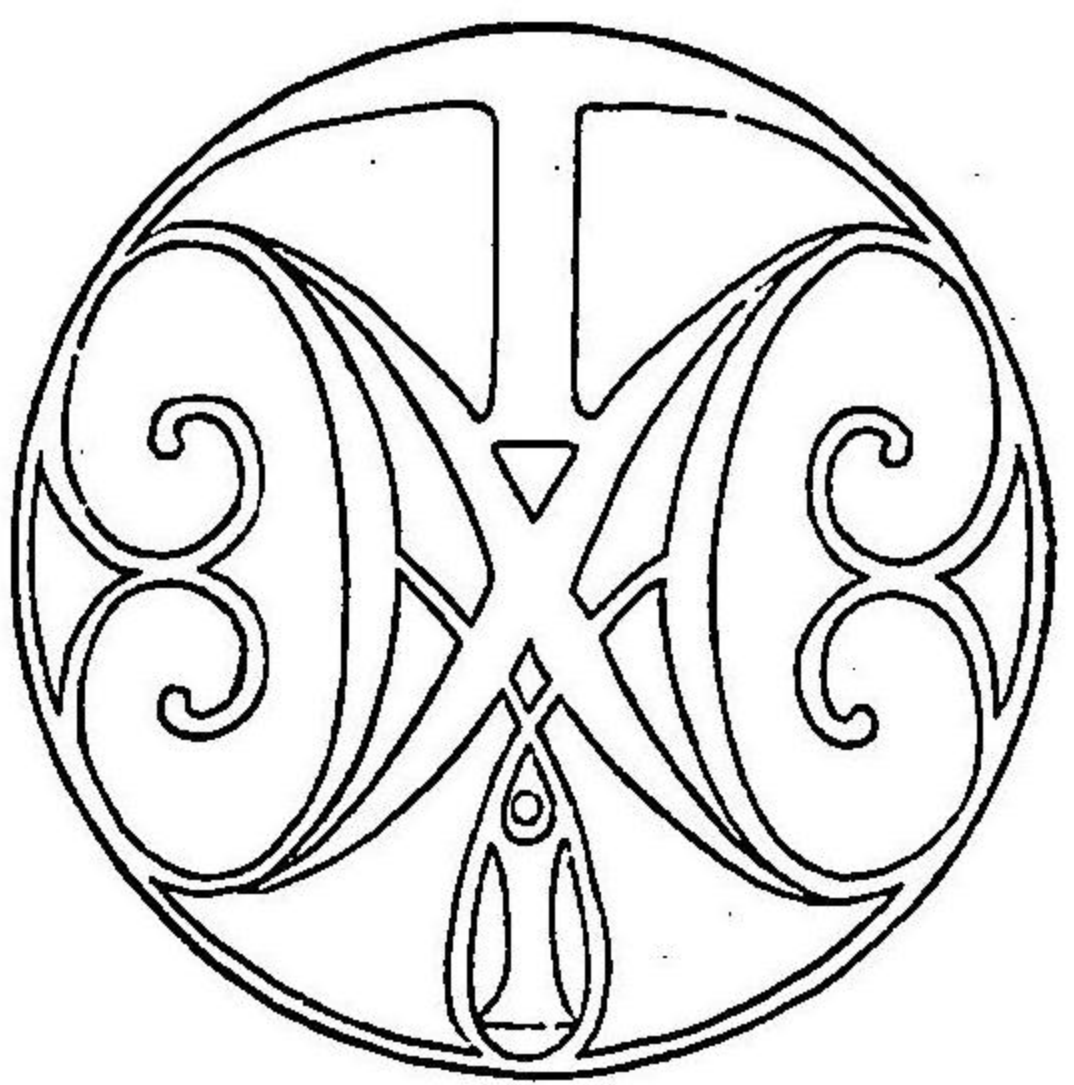
利民 幼名銀三郎、又頼母

- 利親 幼名總四郎又左京
- 女子 諱ハ惠
- 女子 諱ハ銳
- 女子 諱ハ銓
- 女子 諱ハ鏡後歸ト改
- 女子 諱ハ鏡
- 利貫 幼名錮五郎
- 利威 幼名鈺六郎又伊織ト改
- 利愛 幼名鈺七郎
- 利裕 幼名錮八郎
- 利種 幼名錮九郎齊宮ト改

〔前田利保行略〕越中史料 二所收 利保字伯衡幼字は啓太郎初め出雲守と稱せしか致仕の後長門守と更稱せり益齊自知知春館萬香亭辨物舍戀花圃清薫在樹千歳皆其別號なり姓は菅原前田を氏とす寛政十二年二月二十八日江戸邸に生る父は利幹と云ひ從四位下淡路守本姓は利謙と云ひ從四位下出雲守世々富

山城主たり享和三年利幹の養子となり其後立ちて世子となり出雲守に叙せらる文政紀元還城七年從四位下に進む天保六年利幹病を以て致仕せしかは

天保七年晩冬
甘草考



利保職を襲ひ藩中の治道に達せる者を召し治國の要道を問ひ其所見を陳論せしめ著して履行約言と曰ふ首として奢侈を禁し紀綱を張る又意を武文の

業に留め、大野欽一郎佐伯順藏を擧て儒官長として専ら士子を養成せしめ、岡田萬三郎を延て、奥儒者となし以て顧問に備へ、白井改心二流の劔法並に起倒流の拳法を新たに演武場に加へ、富田俊藏を改心流の師範となし、吉田奥之丞を白井流起倒流の師範となし、躬ら場に臨て濟勵磨切す、於是か文武の業蔚然として起る、略中利保幼より聰明學を修め藝を習ひ、備さに艱苦を嘗め職を襲せし後と雖も政務の暇ある毎に屹々懈らす、故に博學多藝にして最も、國學國産學に長せり、其國學に於けるや、初め江戸の歌人某につき和歌を學へること數年、已にして海野幸典遊翁國學に達し、殊に歌學に至りては當世敵なしと聞き、從遊十年餘遂に四高弟の一と稱せられ、歌會の頭となれり、幸典に代りて是非を判す、一日戸田阿波守の歌會に相集ること十餘人、各席上歌を詠し畢りければ、幸典の名歌の歌集中心に非とするもの十、又一首を抄出し衆をして隨意每首を改削せしむ、是に於て各勝寫附箋意竟見を記せしに、幸典の意に合せざるもの希なりけるか、獨り利保改削せる所の十一首、盡く幸典の意に合しければ座中皆嘆賞措かず、其後幸典群弟子に謂て曰く、判を乞はんと欲する者宜しく先つ利保に乞ひ、而して後幸典に示すへしと、利保益々精勵業日に進みければ、幸典

遂に悉く其奧秘を授け、後ち意見ある毎に利保に質せり、嘉永元年利保國に還り幾もなくして幸典世に即く、利保藩士中和歌に精しき者を撰擇し、召して其詠せし歌を試みけるに、山崎茂樹、淺野光武、小林佐倍、伊林禮初其翹楚たる者なり、乃ち四人に命して諸弟子の歌を削正せしめ、自ら四人の者に歌學を教へ、場を天滿宮の中に卜し歌會を創立す、此れより四人會日に先ち、題を士民の有志者に配付し、諸事に幹たり會に列なる者日に多し、利保も亦時々事に託し、往て優劣の判をなして獎勵鼓舞し、退いて初學の查考に供すへき良書を考へ、以爲く廣道か、心の種下の始めに、紐鏡本居か圖を約略して七段となせしは且便なれとも、猶ほ人心に厭かざる所ありと、乃三語脈とし一圖をなし且六段とし、又幸典か、天言活用圖の數段あるを約して天言活用六行に辨用し、地言と名けてうくるてにをばと云へるを六行として、六緯と定め之を一片の紙に寫し、四人に授け初學の活用打合をしらふる枝折とせり、其後又「花ひと折の一ひら」を著し、俗語を知了せしめ、大和こと葉道のふみ分を著し、作文の便にし、「ことの葉衣」を著し消息を書く心をきてとし、網の綱手「詞の大綱」とを著し以て四人に示す、皆其發明せし所なり、利保語格活用等は別に一生面を開き、古人の溪徑に循は

す、從來結び辭は四段なるを改め、之を六部に分ちて其活用の法を審にし、活語四段中段は眞草行差互副等の目を立て之を查考精究し、其他古圖を改め古説を訂せしこと一にして足らず、自ら謂ふ、曾て修驗者行智に悉曇學を學ひしか、此れ大に音韻研究の助となれりと、四十餘年、毎朝和歌を詠せざることなく、遂に二萬餘首の多きに至る、其常に士民を問はず和歌を奨勵せしは、蓋し人心を維し風俗を正うせんと欲せる也、是故に治下民情醇厚、危險事を好むの俗なく、歌學は勿論和學を修むる者、彬々として輩出し、今猶ほ歌學和學を以て後進を誘掖輔導、其人の存するは皆利保一唱の功なり、而して物産學は當時未だ開けざるを以て之を修むる甚た少し、利保年猶幼なるに多く玉石を集め、花卉を收め、薺花の如きは園中に植へて美玩すること二百餘種、後ち更に草花の盆種を庭中に集め、其名を知らんことを欲し、貝原大和本草を閲して頗る名あることを知る、然れども、其説一々適切なることなければ、良師を得て之に従はんことを、偶々岩崎常正斯學に精しと聞き、家臣を以て園裡の草木花集を問ふ、常正一々小箋を付し和漢の名を記し以て之に答ふ、是の如きもの年あり、蘭山啓蒙等の書を集め謂へけらく、斯學を修めんには兼て蘭學をなさすんはあるへか

らすと、乃ち宇田川欄庵、小野蘭山、曾將道に從て蘭學を修め、花戸及江戸近傍の草木を集め、猶は日々に諸處に採取し、淺近なる草木の名は大抵覺知し、常に座右に諸書を積んで、其名の當否を正明にせんことを之れ務めとす、此時江戸に物産の學漸く流行し、設樂市左衛門、田丸六藏、馬場大助、飯盛庄左衛門、其他四五輩物産の名ある朋友を得て、相共に草木盆品の會をなし、射覆討論して其名を鑑定す、此時利保亦已に物産學に精しき名あり、年壯なるころ業大に成り、稻生若水、庶物類纂に收めし所の者悉く和名を付せんと欲し、一日常正と對話し、庶物類纂につき、其和名を尋問せしに、始めには一々應答せりと雖も、利保の間細微に涉れるに驚き、嘆して曰く、常正此學に従事すること多年、門生多からすとなさす、然れとも絶へて君の如く類纂等の書を以て逐一に尋問せし者なし、君の志至て篤厚といふへし、夫れ、庶物類纂は若水の博覽多識を以てして、漢名を蒐集せしものなれば、誰か一々其和名の當否を辯せんや、又誰か君の如く細微に之を研尋する者あらんや、凡そ和名を以て漢名に當つるは人々の力にある古説なりと雖も、是非すへからざるに非ず、和漢通例の名目、大都君か識得に出す、今より君の意に隨ひ名を付し給へ、蓋そ常正に問はんことを用ひんと、其後

利保綱目時珍か順次に目証あること、文外の口訣ならんとて、其説を擧て常正に示し、又綱目山叙子股の次條に吉利草有て形狀未だ詳ならざるを、松葉蘭ならんと考へ、常正に質せしに常正並に感稱して措かす、是より利保の新説漸々世に行はるゝことゝなれり、
 或時、營中に黒田樂善堂に一種の異石を鑑定せんことを云ふ者あり、樂善曰く、此石之れを辯すと雖も、余一人にて決し難し、今日萬香亭出席せん、又次に設樂研芳園も登城せん、此處に誘引せよ、相共に之を議せんと、其人驚き曰く、未だ二人の物産に精しき名を聞かす、其人や如何、樂善曰く、二人は近來の盛譽ある者なり、速に誘引せよと、利保研芳樂善の座に列る、樂善問ひて曰く、此石如何、研芳答へて曰く、此の如き石は稀れに見る所なりと雖も、的當の漢名を知らずと、利保答へて曰く、此石赤赭又綠青の色あるは頗る青藤に類し、又譽名に似たりと雖も、無下の雜石なり色を以て奇石となすならん、名を下すに足らずと、樂善研芳皆同意にして石を其人に返せり、此時に當り學友甚だ多く、交々相會して切磋す、雖も、蘭學は桂川桂嶼を推し、貝石は武藏石壽を推し、古錢は服部仲を推し、草木に至りては、利保及び設樂市左衛門の説を俟つて決せりといふ、又樂善

毎に利保か説を得るあれば、輒ち一々之れを書冊に記載し、栗本瑞見幕府物産會頭たり、又利保と相交り以て益友となせりと云ふ、後ち設樂市左衛門、田丸六藏相尋いて歿し、利保獨り世に泰斗たり、弘化の初め利保池の端の邸内に於て、數千歩を開き以て本草綱目の花壇を創設せしか、未だ數年を出てすして火災に罹り、盡く灰滅したり、因て巢鴨に移り、復た數千歩の植物園を開く、是より先府下書工關根營吉を召し、草花を寫生せしめ、又山下守胤を本藩より召して、同じく草花を寫生せしめ、積んで冊を爲せしも、皆盡く災に罹れり、致仕後富山に還れるも、猶其志少しも遷らす、或は事に託して高山に攀ち、遂谷に入り、草木土石等を探討し、或は四方に行き、藥を賣る者に命して、毎年一回其國土の物産を齎らし歸らしめ、模寫以て參考に供すへきあれば、便ち木村雅經(號立岳)松浦守美(應真齋)に命して、之を寫さしむ、雅經守美並に召されて近側に在り、模寫のこゝとを掌る者なり、又漸次工業を張らんと欲し、治下丸山に場を設け、陶器を造らしめ、尋いて藩臣藤澤兵衛を山城西陣に遣はし、織物を傳習し、還るに及んで工人を率ひて來らしむ、城東東田地方村に數千歩の地を開き、藥草園となし、中央に大小軒と稱する樓屋を建設し、中に樂者齎らせし物品並に陶器并に織物

等を臚列し、士民に縦覧を許す、又毎月日を定めて、臨場す、藥舗等より藥種の鑑定を乞ふ者あらは、之を許す、又千歳の庭園に本草綱目の順序により、草木を列植し、其他珍卉異草を蒐集雜栽し、毎月日を刻し、近臣に蘭學を教授し、城中の一亭納涼所と名ける所に臨み、醫師を集め、本草を講して之を聽かしむ、是れ皆尋常諸侯の爲す所に非ず、是に於て故常を事とする者利保を以て奇を好み、異を尙ふものとなし、交々諷刺規諫せるも利保恬として顧みず、蓋し別に所見ありしなり、利保曾て思へらく、庶務類纂は大成の書にして、杜書集成より遙かに廣く物産の全書なり、然れども漢書のみにして倭書なし、且つ世の物産者流は多分漢書を實録とし、和書を賤みて取らず、甚しきは顛倒錯謬新渡の書も古証にならひ、舊年の倭書を新説として輕んず、如かす一書を編まんには、乃ち我邦諸名家の口訣秘傳の説、及び諸書載せる所を蒐討し、之を漢洋の載籍に參考し、遂に九十四卷を成し、本草通串と名け上梓せり、其中に掲げし所は草本八十八品にして、每品和漢名及羅甸名を付記し、漢字交り文を以て、其性質功能より鑑定栽培採取製法に至る迄悉く擧げさることなし、尋て通串証圖五卷を著して上梓せり、彩色宜しきを得、微細真に通る、通串載せさりし所の諸品は他日續編を

成し、之を載せんと欲せしなり、申樂も亦喜へる所なり、常に人に謂ひて曰く、申樂は古來武家の樂とも稱し、能く人心を和樂せしむる者なり、故に古人軍中と雖も猶且之をなせり、武人たる者何ぞ之を廢すへけんや、其の江戸にありしや寶生彌五郎等を招きて、之を講習し、遂に妙境に至り、大習翁、亂曲、娘捨、道成寺、皆傳習せり、大習以下能者にあらずんば背て傳授せさりしものなり、又國栖のツレ天女舞は甚た重んずる所にして、昔より舞のくさり、不定連師八郎左衛門の家に於て、五郎の舞と云へるを考へ、三段の舞をくさり、十二段に收めしと云ふことあり、是亦悉く傳習し、天津賢等の習事は大抵編輯冊を成し、武樂見聞鈔「謠曲深脇」能地當り附面裝束等替附祝言手附等の筆せるあり、安政六年八月十八日病を以て富山に薨す、長岡先塋の次に葬る、春秋は六十、浮屠諡して龍澤院殿雲嚴良瑞大居士といふ、配は淺野氏、安藝廣島城主齊賢の女子なり、男は十三人、利聲は其第七子たり、女は十二人、孫利同利聲の後を承け、現に式部寮に官す、著はせし所の書は

五十音原義 三語脉餘流 國頌專門言々 五十音大要 手繰の糸登記、
幽時言事説 義母摘要 歌判記憶 吉野奥導 題詠心得 神用品々

和歌本義　むかへこと道行ふり　詞の大綱　音元素　大和こと葉道のふ
 み分　本草通串　赫鞭舉要　歌物語ことの葉衣　國頌専門　本草通串証
 圖　本草學之事　赭鞭會業論定品物纂　二奇品説　草物語　綱目袖珍鑑
 救荒野譜　謠曲口傳鈔　隨筆　五十音内外傳　三世幽明の傳　三世密傳
 近隣園のすへ草　飛蛙蝠々　蘭説直見　惑問　大衍讀音　奇草小圖素皮
 圖説　能物語　世物語啓蒙虫譜圖解　信筆鳩稿　武樂見聞鈔　化物語
 厦行約言

〔日本教育史資料〕

十　利保封ヲ襲フノ後、更ニ學事ヲ興起シ、廣徳館中ヨリ續

々江戸昌平齋ニ遣シ、又洋學ヲ修メテ醫術ヲ振起シ、歌學ヲ好ミテ文法ヲ編次
 シ、猶又民庶ノ開知ヲ要シ、博物場ヲ設ケ稱シテ産物方ト曰フ、其教育ニ力ヲ用
 キルノ概如斯、而シテ學藝ノ俊秀ナル者ハ秩祿ヲ増シ、子弟ハ別ニ俸給ヲ與フ、
 其所置ノ若キハ遠ク利與興學ノ意ヲ繼キ、深ク累世行フ所ノ機ヲ斟酌シテ、能
 ク之ヲ行フ、

〔前田伯爵家舊記〕

御十代利保公、天保年間の頃蘭學に熱心せられ、其頃江戸

享明天皇安政六年

六六二

和歌本義 むかへこと道行より 詞の大綱 音元素 大和こと葉道のふ
み分 本草通串 林融學要 歌物語ことの葉衣 國領専門 本草通串証
圖 本草學之事 精養書業論定品物彙 二奇品説 草物語 綱目袖珍鑑

前田伯爵家舊記

御十代利保公天保年間の頃蘭學に熱心せられ其頃江戸

前田利保筆 蹴伯爵前田利同氏所藏

練初春鶯歌

侍從實原

守りしは方智也

此は今初春の垣

松葉唐土滑花文

亦斗村

市街に宇多川欄庵と云へる蘭學にて、舍密學に秀てたる人ありけるを、折々聘せられ其學を勉強されける故に蘭書も追々購求せられける、其後舊幕の奥醫畑中善良外に、薩藩會將會と云へる仁も折々召されける、就中同席には筑前博多公、黒田備前侯と懇親せられ、蘭書の林娜氏と云へる書を一部兩公にて購求せられ、屢前後を操替熟覽せらるゝ事あり、尤此書には甚た勉勵せられ、該譯解數多拔萃せらるれとも、惜哉完全ならず、又物印カモシ滿草木圖解の譯書を以、和漢の草木品類に適當せられし譯解も許多あれとも其全く纏りたる者見へされは爰に其書目を洩しぬ、

〔前田氏家乘〕

六年三月二十二日公越中ノ國境西白木峰ニ昇ル、蓋シ封内第

一ノ峻嶺ニシテ、奇卉最モ多ク、然レモ殘雪ノ候ニ非レハ人爰ニ到ル能ハス、公ノ躋ルヤ樹根ヲ排シ、叢篠ヲ攀ツ、從者戰慄中途ニシテ午許ヲ勸メントス、公衆ヲ勵マシ曰ク、前峰正ニ近シ、我先ツ之カント、衆唯々隨フ、登臨國雅一首ヲ詠シ後チ碑ヲ建ツ、今峰上ニ存ス、其歌ニ曰ク

飛驒信濃きそのみねく 皆見えて西は殘さぬ白木峰哉

九月

丁卯

孝明天皇安政六年

六日、壬僧閑雲寂す、

〔射水郡塚原尋常小學校報告〕

僧閑雲名ハ國常字ハ真巖ト稱ス、雪莊、閑雲碧

蓮道人、瑞現蒙軒ト云フ數號アリ、能登國鳳至郡、山是清村今村氏ノ二男ニシテ、安永年間ニ生ル、少壯ノ頃曹洞宗大本山總持寺塔中、東源寺住職、印宗和尚ノ門ニ入り剃髮シ後、同和尚ノ後席ヲ踐ミ住職トナリ、兩三年ヲ經テ、該住職ヲ辭シ江戸ニ遊ヒ、碩儒龜田鵬齋ニ從ヒ、經書及詩文ヲ修得セリ業了ヘ歸國ノ途次疾病ニ罹リ、越中射水郡下村海翁寺ニ留錫、同寺住職等ノ需ニ應シ、碧巖集暨經書等ヲ講シ居タルヲ、活潑禪師瑞龍寺第十六世谷昌寺第一世此事ヲ傳ヘ聞キ招キシヲ以テ、之ニ應シ登山該禪師ニ隨從シ、該寺ニ於テ第一座ニ昇リ、終ニ其法ヲ嗣キタリ、後京師ニ上リ、洛外梅齋ノ大昌寺ニ住シ、次ニ深草ノ了峰寺ニ轉住シ、次ニ攝州高槻城北大曾部村伊勢寺ニ移轉シタリ、此間京阪地方ヲ來往シ、僧大典禪師ニ禪學及文學ヲ參得シテ、其蘊奧ヲ究ム、猶賴山陽、僧大舍、篠崎小竹、藤井竹外、貫名海屋、浦上玉堂、其子春琴等ト交遊スト云フ、後美濃國大垣ノ金昌寺〔戸田采女正ノ菩提寺〕ヘ移轉シ、然ル後瑞龍寺ヘ轉住シ、該寺ニ住スルコト十八年ニシテ、國常禪師ト稱セラレ、該寺十八世ノ住職タリ、老後退隱シ射水郡、川口

村谷昌寺ヲ建立シ、本師靈源活潑師ヲ第一世開山ト崇メ、躬ハ二世ト稱シ、寺務ハ初メ法嗣介光和尙ニ托シ、後國頴和尚贊了和尚ニ委ネ、隱栖スルコト又十八年ニシテ、安政六己未年九月六日、高齡八十二歳ニテ遷化セリ、

三十日、丙新川郡滑川火あり、

〔杉木御觸留帳〕

覺

一壹軒 火元人

滑川町宿方頭振 安兵衛

總家數千百八軒之内

一三百八拾六軒 類焼

同 所

六拾五軒

百姓

三百二十一軒頭振

御本陣同所

一壹軒

類焼

九郎兵衛殿

一拾七軒

潰家

同 所

孝明天皇安政六年

六六五

一五拾九軒

類燒 借屋人

但此者共持家無御座前段三百八拾六軒之内ニ借宅仕居申候

一五ツ

燒失土藏

同所

外 一五ツ

燒失納屋

同所

壹ヶ寺

類燒

禪 宗徳成寺

壹ヶ寺

同

日蓮 宗長福寺

壹ヶ寺

同

淨土 宗無縁寺

壹ヶ寺

同

淨土 眞宗稱永寺

壹軒

同

同 寺塔 中

壹軒

同

同 所 舞々

壹社

同

諏訪社

壹ツ

同

秋葉堂

總家數貳百貳拾四軒之内

一九拾貳軒

類燒

同所浦方

内 貳拾壹軒

獵師

七拾壹軒

頭振

一三軒

潰家

同所

一七軒

割家借家人
燒失

同所

但此者共家持不申前段九拾貳軒之内ニ借宅仕居申候

總家數百四拾四軒之内

一六拾八軒

類燒

寺家村

内 六拾軒

百姓

八軒

頭振

外 一壹ツ

燒失土藏

同村

壹ヶ寺 類焼 浄土宗専長寺
 貳軒 同 同 寺塔 中
 壹ヶ寺 同 浄土宗稱念寺
 貳軒 同 同 寺塔 中

總家數四拾九軒之内

一三 軒

類焼

田中村

内 壹軒

百姓

貳軒

頭振

燒失家 〆五百五拾軒

潰家 〆貳拾軒

家不持借家人 〆六拾六軒

寺庵並塔中 〆拾壹ヶ寺

土藏 〆六ツ

納屋 〆五ツ

宮 〆貳社

舞々 〆五軒

右前月晦日晩戌上刻頃、滑川町頭振菰原屋安兵衛方出火仕候ニ付、即刻火元江大勢馳付相防候得共、折節南風強隣家へ焼移、急火ニ而逆茂防方手ニ合不申、私共在所前段之通家財焼失仕申候、尤人馬異變之義無御座候、
 右御注進申上候、以上

未十月

滑川宿浦肝煎 九郎三郎
 同所宿浦組合頭 甚五郎
 同所宿方組合頭 定之丞
 同所宿方組合頭 吉十郎
 同所宿方肝煎 傳藏
 同所宿方組合頭 六三郎
 同所宿浦組合頭 喜右衛門
 寺家村肝煎 喜右衛門
 寺家村組合頭 又兵衛

田中村組合頭 理兵衛
田中村組合頭 助右衛門
岩城七郎兵衛殿

十一月 朔丙寅

二十二日、亥富山藩主前田利聲致仕す、子利同嗣ぐ、

〔幕府沙汰書〕

十一月廿二日

松平大藏大輔
名代中川修理大夫
加賀中納言九男

前田 稠松
名代前田 丹後守

病氣ニ付願之通隱居被 仰付、稠松儀養子被仰付、家督無相違被下之、右於御
白書院縁頼、掃部老中列座和泉守申渡之、
十二月朔日

家督之御禮

松平 稠松

名代前田丹後守

隱居之御禮

松平 露山

名代南部丹波守

御太刀 一腰
金三枚

綿三把
御馬三疋
一疋

金卷物
馬代五

〔前田山家譜〕

利聲、小字房之助、後主計ト改ム、利友ノ弟ナリ、天保六年二月十七日江戸邸ニ生ル、母橋本氏、嘉永六年十二月利友ノ嗣トナル、安政元年十二月從五位下ニ叙シ主計頭ニ任セラル是ノ月從四位下ニ叙シ大藏大輔ト改稱ス、文學武術一藝アル者、之ヲ左右ニ置キ、自ラ文武ノ業ヲ修ム、最モ武ヲ嗜ミ自ラ鐵匠高川某ニ命シ劔ヲ鍛セシメ、鈍銳ヲ察識シ百鍊ヲ經サレハ用ヒス、二年十月二日夜江戸地大震、士民ノ宅舍震倒算ナシ、且處々大火時ニ邸傍近街ノ者、火切救ヲ乞フノ聲、囂々邸内ニ聞フ、利聲直ニ板塀ヲ斫リ破リテ、皆盡ク之ヲ邸内ニ入レ粥ヲ與フ、尋テ其近街ノ民口ヲ計リ米若干苞ヲ與フ、三年一藩上下ノ服色ヲ定メ侈靡ヲ禁ス、四年家老富田兵部不軌ヲ謀ル、然レモ事破綻ス、是ニ於

テ兵部其罪ヲ謝シ自裁ス、六年致仕シ霧山ト改稱ス、男利篤大和守松平直克ノ嗣トナル、

利同、小字茂松、後稱松ト更ム、宗國中納言前田齊泰ノ第九男、安政三年六月廿七日江戸邸ニ生ル、母賀古氏、齊泰ノ臣八郎左衛門ノ女、六年十一月廿二日利聲ノ嗣トナリ封ヲ襲フ、

是歲新川郡西水橋町、海岸怒濤の爲め崩潰す、

〔杉木御觸留帳〕

覺

一六軒 上條組西水橋

四郎三郎

仁兵衛

藤三郎

四郎兵衛

傳左衛門

與八郎

但當二日三日兩日之高波にて、裏口之方少々宛、打潰流失仕候處、當九日よりの高波にて波打懸皆潰家に相成申候、

一七軒

宗

七

仁三右衛門

十三郎

次右衛門

千右衛門

勘右衛門

清五郎

但右同斷高波にて裏口之方少々宛、打潰流失仕候處、當九日よりの高波にて、又々波打懸半潰に相成申候、

一六軒

助吉

長四郎

次郎左衛門

次郎右衛門

孫右衛門 孫左衛門

但右同斷波付に相成候處、當九日之高波に而、又候波打懸半潰に相成申候、

一三軒

與三兵衛

久四郎

次郎八

但當九日よりの高波に而、半潰に相成申候、

三口ハ拾六軒

但半潰家に相成申候、

一拾四軒

久五郎

三郎右衛門

三四郎

與七

佐次右衛門

三吉

權左衛門

久助

關三郎

與三右衛門

小右衛門

新六

三郎右衛門

與八郎

但當二日三日之高波に而、波付に相成候處、又候當九日之高波にて、波付に相成申候、

一拾七軒 彌十郎

長三郎

長七

孫左衛門

孫助

次郎三郎

八左衛門

文三郎

清右衛門

市右衛門

榮七

茂兵衛

次助

與三郎

彌右衛門

宗左衛門

吉右衛門

但當九日よりの高波付に相成申候、

二口ノ三拾壹軒

但波付に相成裏口より前口迄波打通申候

一拾軒

三郎兵衛

喜助

政右衛門

與左衛門

宗右衛門

八兵衛

與兵衛

權九郎

茂三郎

九郎右衛門

但當九日よりの高波にて波付に相成申候

一貳つ

人家圍波除鞍懸葎

但當九日よりの高波にて、皆流失に相成申候、

一貳拾間

兩面行口

但當二日三日之高波にて、大破に相成居候分、當九日よりの高波にて、皆流失に相成申候、

一拾四軒 右同斷

但當二日三日之高波にて、皆流失に相成申候、

一四つ 鞍懸葎

但當二日三日之高波にて、大破に相成居候分、當九日よりの高波にて、皆流失に相成申候、

右私共在所、當二日三日、兩日之高波にて、人家圍御普請暨潰家等に相成申候處、又候一昨九日夜丑の下一刻頃より、追々高波に相成候に付、人足等大勢指出取防候得共、手に合不申、御普請等大破に相成、然内昨十日中の刻頃迄に、追々波靜候に付、夫々相調理候處、右之通潰家等に相成申候、人足異變之義無御座候、依而此段御案内申上候、以上、

安政六年十一月十一日

西水橋肝煎

組合頭

織之助

宇右衛門

同

同

權左衛門

市郎右衛門

同

同

七兵衛

九郎右衛門

相談人

九郎兵衛

東長江村彦左衛門殿

萬延元年庚申

紀元二千五百二十年

十月 朔 辛酉

十九日、卯夜射水郡、放生津火あり、

〔射水郡新湊町役場調査〕

萬延元年、十月十九日夜六ツ半頃、大字放生津町字

中町澁屋宗兵衛ヨリ出火、戸數百八十餘戸、燒失、大字四日會根町諏訪社、同放生津新町諏訪社、姫野村納屋一棟、飛火ノ爲メ燒失セリ、

文久元年辛酉

紀元二千五百二十一年

正月 朔 庚寅

國學者五十嵐篤好歿す、

〔越中史略〕

五十嵐篤好、初め小豊次と稱し、後孫作と改む、越中礪波郡、内島村

の人なり、父の職をつきて十村となり、尋て御扶持人より無組御扶持に進む、文政二年、年二十七の時、父と共に人の讒に遭ひ、能登の島の地へ流され、同年赦免元職に復す、其島中にあるや一日伊夜姫神社の神社船木連老を訪ひ、座上歌書を繕ける中に、たま〜契沖の歌あり、曰く我身今三十もちかの鹽かまに、煙はかりもたつことのなきと、これを見て、大に感し、以爲く、余も今齡三十に近し、契沖は吾齡の頃既に佛學に達し、又歌道を學び、芳名を竹帛に垂るゝこと此の如し、而して余は碌々未だ成す所あらずと、慚悔止むこと能はず、嘗て算術を石黒藤右衛門に學び、頗る其奥に入りしと雖も、以て後世に傳ふるに足らずと爲し、斷然之を捨て、國學を修めむと欲し、家に還りて後歌を紀州の大平に問ひ、又費を富士谷御杖の門に執り、國學を究む、天保の初年江州の望月幸智漫遊し來りて言靈の奥義を傳ふ、安政五年豊後の人、千住弘太夫といふ者、亦越中に遊ぶ、其人農業に精しかりしを以て、篤好之に就き、農學を講じけるに、事藩廳に聞け、

流浪人を近寄せたりとて譴責を蒙り、一年間閉門を命せられたりしが、翌年元職に復しぬ。篤好藩政に對しては時々諮問に答へ、或は特に意見を上陳せり。文化年中改作方復古の主任を命せられ、大に力を盡し、終に藩主より扶持高五十石を賜はりしといふ。萬延二年、正月金澤に於て死す。年七十。著はす所、湯津爪櫛、伊勢物語披雲、天朝墨談、新器測量法、等梓行す。又言靈旅曉、名言結本末、散書百首、色紙形、養老和歌集、歌學三則、雉岡隨筆、無目籠、神典秘解、五考、等十數種あり。家に藏す。

三月丁未

富山儒臣大野實歿す。

〔富山縣教育會雜誌〕 第二十號

大野介堂傳

小杉復堂

大野介堂、名實、字士文、稱欽一郎、介堂其號、富山藩學廣德館祭酒鼎之子也、少游江戸、入昌平學、後執贊於松崎懺堂、與鹽谷宕陰氏家省吾等、交最善、其學通大義、不屑章句文辭、好精研古今制度、參之當世之務、欲以施之事業、文政十二年、聞父病篤、晝夜兼道而歸、至則不及、藩主靈照公利命襲父祿、任廣德館教、授既而再游江戸、天保

五年歸藩、選文學、每講經史、肆辯懸河、援引東西古今事、反覆辯論、令聽者感發奮興、居恒語人曰、講說空言也、不若著書、著書亦空言也、不若辟草萊、任土地之爲、愈然某之本願、在革弊政、興善教、故講說亦未可廢也、六年龍澤公利襲封、介堂尋拜祭酒、兼監察、數年之間、以言事得罪者三、是時群小惟諂諛是事、目介堂曰狂、已復言事、公不聽、介堂猶希公之感悟、止其事、疏之宗藩、宗藩傳旨、令公自省、公知宗藩傳旨、由於介堂疏、幽介堂某處、宗藩諭公而釋、介堂在幽處、意氣晏如、日夕吟誦、聲琅々聞乎室外、吏到、宣命出、介堂曰、此某所適、願無出、吏強之、乃出、前是某在公側、挾怨進讒者、云實潛訪近藤光則甲、協謀、不利於公、光則老臣、亦以言事蒙譴者也、公益怒、遂決意、命介堂致仕、介堂此後杜門謝客、不復問世事、自名居室曰退庵、又築一亭、題曰快心亭、蓋取白氏快心見青山句也、介堂爲人狷介、有志尙、常痛王室陵隳、武臣跋扈、夜半或起坐感慨、至淚津津下、嘗托意咏史曰、一自兵權歸將門、終令陪隸蔑天恩、忍言一片隱岐土、海雨嶋煙葬至尊、平素危坐一室、左右圖書、不妄許人出入、食時、擊磬、一家人聽而進膳、曰以爲常、其嚴厲類如此、文久紀元三月終、年五十四、論曰、介堂以正風、效助政、刑爲己任、當龍澤公在位、奸臣用事、頗有蟬蛸刺、於是介堂藉事乘機、百方論爭、然公終不悟、加之讒人羅織、以故遂見棄斥、或云介堂志大而量

小徒激公怒是知其一而未知其二也嗚呼以介堂之賢仕父母之邦蹉跎不得志平生痛恨王室陵隳武臣跋扈滿腹忠憤卒至無所設施齎志以歿不可謂非命也乎哉

文久二年壬戌 紀元二千五百二十二年

痘瘡流行す

〔上市警察分署調査〕

年月日	病名	地名	病者數	死者數
文久二年 不詳	痘瘡	弓庄村	百人	三十八

文久三年癸亥 紀元二千五百二十三年

二月 朔丁丑

十三日、己酉富山中野火あり、

〔大火災の記録〕 越中史料 二所收

一文久三亥年二月十三日朝五ツ半頃中野町散地南田町宗右衛門貸家生地屋庄五郎と申するものより出火折悪敷南風烈しく市中過半焼失及三の丸等御住居御焼失奥田村等延焼左に、

頼母殿御住居

三の丸内

お正様假御住居

村兵庫介屋敷也

時鐘臺

二の丸内

御弓土藏

南の升形御番所下馬御番所共

公事場

舊御郡役所跡

御勘定所並諸役所

舊富田兵部屋敷跡

町吟味所

千石御藏番所共

十四軒 頭以上家數

六千七百八十八軒

惣家數

六千八百二軒

内

十四軒

頭以上家數

九百六十軒

御家人家數

千四百八十五軒

町本家數

四千二百六十二軒

町借家數

八社 宮

一軒

大法寺

三十七軒 寺院

三軒

神主

三十二軒 百姓家

外に

百十五軒	毀家數	一軒	火元
十六ヶ所	土藏	三ヶ所	倉
五十五ヶ所	納屋		
總計	六千九百九十一軒	町數	七十一ヶ町

四月丁丑

二十六日壬寅新川郡、魚津火あり、

〔下新川郡、魚津町役場調査〕

文久三年四月二十六日、魚津町焼失、

一三百十二戸	民家	全焼
一五棟	土藏	全焼
一十二棟	納屋	全焼
一八棟	半焼及潰家	

兩藩砲術を振興す、

〔越中史略〕

文久三年、各地に鐵砲教授場を開き、庶民より志願者を募りて砲

術を授く、射水郡棚田村稻垣示選抜せられて、大隊指揮長となりぬ、

〔武技略傳〕

利同公御代、万延、文久、慶應ノ際等ニハ、世間不穩、畿内ニテハ中山

待從ノ暴動アリ、又江戸ニテハ櫻田ノ舉動、芝高輪東禪寺、異人寓居ニハ有賀半

彌等七名、中藏、有賀、半彌、岡見、留次郎、前木、新八郎、森ノ暴動、又神奈川沖ニハ英國軍

艦數艘到來、又野州太平山、鹽常州筑波等ノ浮浪徒ノ事件、喋々何トナク不穩、時

勢ニ立到リ、動モスレハ兵端ヲ可開萌シアリ、一日モ傍觀スルノ時勢ニ非ズ、故

ニ本藩内ニテモ種々ノ御穿鑿アリシナリ、先第一ニハ、大炮小銃ノ豫備ナクン

ハアルヘカラサル秋也、就テハ該彈藥ノ豫備ナクンハアルヘカラズ、故ニ該藥

製造所處々ニ建設セラル、尤此頃徳川家ノ御旗本、下曾根甲斐守殿ノ門下ニ松

下健作ト云人アリ、此人ヲ金府エ聘セラレシニ、去頃本藩ヨリ鹽方係リ員、田上

兵助ナルモノ御用ニテ派出アリテ、金府ノ御手厚豫備ヲ見聞シテ、御用濟歸郷

後從來懇意成ニ付、談話之序ニ該始終ヲ堀田貫兵衛之道ニ（時堀田ハ頭役ナリ）

物語リケレバ、之道是ヲ最也ト承諾シ、其筋ヘ該荒増ヲ上申スレハ、不日右健作

ヲ當地ニ被聘、夫ヨリ手續ニヨリ、田上兵助、金岡勝任、同勝亮等健作ニ隨從シ、且

其前吉田元鶴有宣、金府壯猶館ニ度々來往シ、該流法粗見聞シタリケリ、右ニ付

大小ノ炮筒鑄造モ被仰付タリ、又其前御異風渡邊順三郎尙義ハ江戸ニ相越候際、幕府炮術家下曾根甲斐守ニ入門シ、悉皆相傳ヲ授興シ、其頃武州大森大砲稽古場、暨荒山等ノ調練等ニ彼下曾根ニ隨ヒ、度々出頭セリ、就中嘉永二年尙義ト半田甚左衛門兩人鑄造御用掛、御筒出來ノ上、於大久保野、右御筒之試打丁附モ被仰付ケリ、

元治元年甲子

紀元二千五百二十四年

七月、己亥

一日、紀富山藩士島田勝摩、家老山田嘉膳を途上に要撃して之を殺す、

〔前田伯爵家舊記〕

山田嘉膳養父五助は、本家山田五左衛門の次男にて、別段

被召出、此人娘計りにて男子所持無之、右に付筑後柳川藩何某の次男、幼名鐵三郎と云ふを養子に貰受たるなり、内實は、此柳川藩と云は、一時の借り名の由、内實江戸藏前住居の何某の次男と云説もあり、養父没後相續して、御式臺御番相勤る也、其後御作事奉行被仰付、此頃江戸上邸焼失、其頃勤功ありしや、三人扶持御加扶持役人組若年寄支配となる、夫より天保度の頃、御籠番に轉役、又其後間番加人となり、又其後御扶持御引直し、御知行八十石頭役被仰付けり、夫々追々勤功ありて、頭役追々昇進し、矢張勤向間番なり、夫より格別を以て若年寄に被仰付、三拾石御加増、役料拾人扶持等、其後追々御取立、尤江戸地方は万事委敷事故、御用辨方都合克夫より、追々御加増等にて御知行御引直四百石、家老職となる、外に三百石役知あり、誠に僅の年間に格別の加増昇進藩士數多あれども、不殘驚愕其勢羨まざるものなし、爰に文久度の頃、瀧川玄蕃以前若年寄役まで相勤才智もありし人なるに、江戸詰中心得違之義有之、退役高知組となる、尤此家柄は御分國之砌、千五百石賜はりし家柄にて、其後隱居に五百石、此内を賜り千石と成、又此内貳百石を分知して末家の一家ありて、中古より八百石、代々家老職を勤る家柄なり、此玄蕃も家柄と云ひ推舉によりては、急度職役も相勤る人柄なれば、此手續を求め、老職に昇進せんと欲すれども、念願急に不叶、夫々三四名の老職を取組可なり、其事成らんとすれども、爰に嘉膳ありて、同職面々よりも折々觸申出すといへども、嘉膳如何思ひけん、急に承諾是なきよし、右に付玄蕃思ふ様、此嘉膳一人を取除けたらば、我が内願も成就せんと思ひ、爰に於て、近縁藩中壯士の慷慨家を取込、嘉膳是迄の昇進するは佞奸の始末、市中に叫き居たる廉々等を申立、右壯士を折々引寄せ、密談せし由、此壯士には

々勤功ありて、頭役追々昇進し、矢張勤向間番なり、夫より格別を以て若年寄に被仰付、三拾石御加増、役料拾人扶持等、其後追々御取立、尤江戸地方は万事委敷事故、御用辨方都合克夫より、追々御加増等にて御知行御引直四百石、家老職となる、外に三百石役知あり、誠に僅の年間に格別の加増昇進藩士數多あれども、不殘驚愕其勢羨まざるものなし、爰に文久度の頃、瀧川玄蕃以前若年寄役まで相勤才智もありし人なるに、江戸詰中心得違之義有之、退役高知組となる、尤此家柄は御分國之砌、千五百石賜はりし家柄にて、其後隱居に五百石、此内を賜り千石と成、又此内貳百石を分知して末家の一家ありて、中古より八百石、代々家老職を勤る家柄なり、此玄蕃も家柄と云ひ推舉によりては、急度職役も相勤る人柄なれば、此手續を求め、老職に昇進せんと欲すれども、念願急に不叶、夫々三四名の老職を取組可なり、其事成らんとすれども、爰に嘉膳ありて、同職面々よりも折々觸申出すといへども、嘉膳如何思ひけん、急に承諾是なきよし、右に付玄蕃思ふ様、此嘉膳一人を取除けたらば、我が内願も成就せんと思ひ、爰に於て、近縁藩中壯士の慷慨家を取込、嘉膳是迄の昇進するは佞奸の始末、市中に叫き居たる廉々等を申立、右壯士を折々引寄せ、密談せし由、此壯士には

入江 民部 林 太仲 千秋元 五郎 吉川興江
半田幸左衛門 島田勝摩 藤田太郎兵衛

の七名なり、右七名折々打密談にて、嘉膳の悪事を宗國齊泰君へ建言せんと、金府御用部屋相勤る、大村肴次郎へ封物を差出さんと、則七名金府に到る、上肴次郎の式臺に到り差上る、是を宗國君御覽ありけれども、其證據嚴然たるなき故か、徒らに月日も打過ぬ、爰に於て、七人の内にも心替りしたる、藤田太郎兵衛は返り忠して、山田嘉膳方へ近付參る由相聞へければ、此事件一大事、彼か耳に入るならば事六ヶ敷やあるらんと、此節も晝夜となく、時々六名打寄り相叩き居たる由、爰に島田勝摩未だ若氣の至りにや、此上は嘉膳を討留めんと一途に思ひ込、元治元子七月一日は式日の登城日なれば、是ぞ幸と思込み、三四日前より近類朋友などへも、無沙汰見廻其前研師岩田何某にて我刀の錆も爲研置彌々今日こそと思慮を極め、嘉膳の登城道筋を目懸け居けるよし、因に云嘉膳此日登城に馬上にて參らんと、馬屋より馬を牽出せとも如何したりけん、馬更に前に進まぬ由、故に歩行にて出行となり、勝摩大手口馬場の内外にて、右登城を見透し居たる山、爰に實父山崎藤兵衛、昨夜御廳宿直にて下城富田の門前に

て、次男勝摩に逢ひたる山物語り承る、夫より勝摩は嘉膳の跡を狙ひ、富田の裏門際に至りて、勝摩より一聲かけ、嘉膳まで御國家の御爲め印を呉れよと呼はり、抜つるれば、嘉膳も推參なりと脇指に手を懸るよし、其時勝摩透さず、初太刀にて嘉膳の首筋へ切込ければ、直ぐに倒るゝ處を其隨徒に向ひ、抜劔を振廻せは、散々逃去堀端に身を潜め、身震ひして詠め居る山、夫より勝摩直くと首を搔取り、嘉膳の指たる小柄を取て首にさし、夫を我刀にさし貫き、西の升形口通り、旅籠町旅亭島屋權七に、金澤御横目服部立左衛門へ面會を乞ひ、爾々の物語なしたれば、立左衛門申けるは、暫是に控へ居られよと立別れ、立左衛門直ぐに登城して、老職共へ委曲申談したる由、勝摩は、立左衛門の留守中に一休みなし、高舩をかき休み居たる、其大氣可憐事なり、爰に嘉膳の從者は、彼留守へ駈つけ、委しく申ければ、直に怨籠を出し死体を取寄せけるに、嫡子鹿之助并に次男宮地鑑馬兩人共、敵を追かけ、仇打の氣色少しも見へず、愕然手を束ね居たる山、爰に立左衛門は、列坐の面々へ三升形の縮り并に辻固の届方、至急差出し可申由、被申談ける由、右に付、勝摩は不取敢、頭青木三郎へ御預けに相成、就て三郎請取、三郎類中并に勝摩類中其餘警固之徒士等、夫々手當晝夜勤番となる、爰に其翌年

丑正月、金澤公事場へ、御呼出し、御糺方に相成る、途中、綱乗物頭三郎、差添警固、御徒組外に公事場下役、繩取手合等も同道之事、因に云、嘉膳嫡子鹿之助、枋折村へ、山越次男、鑢馬谷地へ、山越、家屋敷道具等欠所、家内は類中へ散々同居之事、死体は、類中願により葬送、是等にも奇談あり、其他市中にて、狂歌又は落し、嘶、發句等之品餘多、且公事場、御糺方、口上書等、別卷にありて爰に略す、因に云、七月二日夜、山田嘉膳宅へ、爲檢使、大横目、御横目、新番、横目等御差向、是迄頂戴の御判物、暨御役服等御引上げ、家屋備家財之義は葬送濟迄、其儘被差置、葬送も可成質素に相營み可申旨、類中等へ御達有之由、

〔御咎之部〕

元治二年丑二月廿九日、

枋折

山田鹿之助

右父嘉膳、去秋、被及殺害候節、復讐之了簡も有之候處、其儀無之、士道難相立段、未練之心底、不届至極思召候、依而山越、被仰付旨、被仰出候、右之趣可被申渡候、以上、

丑二月廿九日

寄合所

浦山權兵衛殿

池田宗右衛門殿

谷内

宮地鑢馬

右實父、山田嘉膳、被及殺害候節、養父彌源太、罷在候之儀、與被申、親子之大倫復讐之申立も無之、士道不叶心得不埒至極思召候、依之山越、被仰付旨、被仰出候、右之通可被申渡候、以上、

丑二月廿九日

寄合所

堀江權馬殿

島田勝摩

右去秋、山田嘉膳を及殺害候儀、御國家之御爲與存込候儀とは乍申、先以從上被仰付置候重職之者を、一己之了簡を以て及殺害候儀、不届至極被思召候、依而切腹被仰付旨、被仰出候、右之通可被申渡候、以上、

三月二日

寄合所

青木三郎殿略○申

御爲之儀にて不得止事時は及及傷は、武門之習とは乍申、從上被仰付置候重職嘉膳、一己之了簡を以及殺害候事、不憚御場所柄も市中人氣及動亂、右之儀に付可被行重罪候處、士道被成御立、重疊難有仕合奉存御請申上候、

十月己巳

三日辛未射水郡伏木町火あり、

〔射水郡伏木町役場調査〕

元治元年十月三日、伏木本町、中伏木屋彌十郎方ヨリ、午後十時頃失火ス、原因ハ菓子ヲ製造スル「ホイロ」内ヨリ失火、戸數二百戸餘焼失セリ、故ニ當町ニテハ彌十郎火事ト云ヘリ、

六日甲戌、新川郡生地村火あり、

〔下新川郡生地町役場調査〕

元治元年十月六日夜、生地村字宮川町米屋長左衛門ヨリ出火シ、翌七日ニ至リ鎮火ス、此時燒失家屋五百三十餘、生地村中橋川北殆ント全部焼失、新治神社々殿等類焼セリ、

慶應元年乙丑

紀元二千五百二十五年

五月乙未

新川郡三日市に教砲舎を設く、

〔三日市舊記〕

一慶應元年五月、教砲舎建設、

藩制民間ニ武道ヲ教フルハ、嚴禁ノ所、外國人ノ爲メ民間身元ノ者二十歳前後ヲ選ミ、劍付鐵砲ヲ教ルノ所ナリ、折節水戸ノ浪士武田耕雲齋、飛騨國ヨリ越中ヘ入ルトノ報アリ、操出ノ手當等アリタリ、

閏五月甲子

二十八日辛卯、儒者河村貫義歿す、

〔吉川辰次筆記〕

河村彊齋諱ハ貫義、俗稱貫三郎、舊富山藩士河村某ノ第二子ナリ、天資温厚清廉ニシテ文才氣概アリ、又能ク自勉ム、文化十二年ニ生レ、幼時恒川模倣ノ門ニ入り、經典ノ素讀ヲ受ケ、後大野拙齋ニ就キ經義ヲ受クル年アリ、二十歳ノ時、更ニ志ヲ立テ曰、大丈夫宜シク大都ニ之キ學フヘシト、乃笈ヲ負フテ東江戸ニ幕府ノ祭酒、林述齋ノ塾ニ入り、學ヲ數年、時學資屢闕乏ス、或人先生ノ風采ヲ欽シ、己レノ給幾分ヲ割キ月毎ニ贈ル、後居ヲ下谷前田侯邸内ニ移

シ寓ス、幕府ノ儒臣尾藤水竹へ通學スルコト數年、尙自足レリトセス、更ニ京都ニ之キテ摩島松南ニ師事ス、熟長ト爲リ師ノ代講ヲ爲スニ至ル、松南女アリ男ナシ、先生人ノ弟タルヲ以テ幸ニ婿ト爲シ、儒業ヲ嗣續セシメント人ヲシテ説カシム、先生背セス曰、吾素志藩主ノ爲メニ學政ヲ振起スルニ在リト固辭ス、松南失望スト雖、其云フ所理アルヲ以テ亦大イニ其志ヲ稱歎ス、後再江戸ニ之キ易經ヲ理ム、學成テ歸郷ス、廣徳館教授ヲ命セラレ、後文學ニ進ム、崎嶽公ノ時、文學師範ヲ特命アリ、御前講ヲ勤ム、新ニ御先手廻組ニ召出サレ十人口ヲ賜フ、慶應元年乙丑閏五月念八日病ヲ以テ家ニ卒ス、年五十一、

八月 朔 癸巳

二十八日、映富山藩、廣徳館の學則を改め、文武の業を興す、

〔日本教育史資料〕 十 慶應元年利同に至り深く重臣と謀り、從來の學則を更正し文武の業を振興せしむ、當時儒官杏敏次郎立興りて盡力し、尙四書五經を校正せしむ、又文武の師範たる者には、皆別に家塾を建設せしむ、其數前日に倍從す、

〔廣徳館諸記録〕

越中史料 二所収

慶應元丑年八月廿八日被仰出候、

一 毎日(朝六ツ時より晝九ツ時まで)素讀

一 二六十(正八ツ時より) 講釋

但講釋後、聽衆之面々、講師へ及質問候之儀、勝手次第の事、

一 三八(晝九ツ時より) 質問

一 四九(右同) 會讀

一 朔望(右同) 詩文會

一 五經素讀濟の面々、終日入塾の義、勝手次第、祭酒へ申出、其段學校御用懸へ相達置可申候、右名書に次ヶ條有之候、木机相添、祭酒より懸り御横目へ相達、燒印を請、當人へ相渡置可申事、

但武藝稽古所へも出席可致事、

一 文武兼て終日稽古望の義、前段同様の事、

但小身の面々雜用被下銀の儀、入塾等の面々、學校下役へ入相達置、月々員數引集め、館中役人并師範等を以て、銘々へ相渡置可申事、

一 寄宿生 先員數九人

但塾生の内、俊秀の面々の事、

一 寄宿生の儀、以書面相願候は、館中役人評議の上、願方相當に候は、祭酒より學校御用懸りへ指出、開届の上、寄宿の事、

但御横目へ遠方雜用渡等扱方前段同様の事、

一 寄宿生御下方割合左の通、

一 四百石以上、嫡子二三男、雜用銀等不被下候、

一 一人扶持、三百九十石を二百石迄、

一 一人扶持、銀百目、百九十石を百五十石迄、

一 一人扶持、銀二百目、百四十石を百石迄、百四十俵を卅人扶持百俵迄、

一 一人扶持、銀二百五十目、九十石を五十石迄、廿九人扶持を十一人九十俵を

四十俵迄、

一 一人扶持、銀三百目、十人扶持より五人扶持迄、三十九俵已下、

但得勝手にて家塾并武藝宅稽古所へ寄宿の儀、届の上、勝手次第、尤文學に寄宿致し候は、學校へ罷出、武藝相勵み、武藝も同様學校へ罷出、文學心懸け可申候、尤雜用者不被下候事、

一 馬場者是迄の通、尤暑寒に拘らず、早晚より稽古、同所に木馬所出來、馬術總て稽古の事、尤月々五ヶ度、學校御横目見廻り出席帳取立候事、

但稽古人多に付、木馬、乘馬と練々稽古の次第、豫て定置可申事、

一 中坊主、足輕及び陪臣、文武入學、其師範等より、一應學校御用掛りへ相達、開濟の上、相許可申候事、

但御家老並人持組家中、扨從已上、高知組家給人已上、文武入學、勝手次第の事、

一 終日稽古人、半日文學、半日武術修行いたし候儀、勝手次第の事、

一 入塾終日稽古、届濟の面々、豫て相渡置候木札、朝五ツ時詰、御横目へ相達し置夕七ツ時過、同人より請取退出、役用或者急病等にて不時に退出の節、其趣意右御横目へ相達、開濟の上、罷歸り可申事、

一 寄宿生同様に外出いたし候節、書取を以右御横目へ相達、開届の上、外出の事、

但月に六日宛、入湯を許す、尤夕八ツ時より七ツ時まで、豫て木札御横目へ相達置き、右時刻に受取、外出、出席、歸塾の上、又候同所に相達置候事、

一 終日稽古人所持、指出し候、焼印附、木札形、

札年號年日
形何之某

燒印
勉

一右木札銘々より祭酒等を以て、學校御横目へ指出焼印受取可申事、

文武出席御定數

但兵學安達家宅、馬場並學校内、同列の稽古、出席帳數に相立候事、

毎月十二席 御番士

同 六席 四十歳以上並諸役人、御細工人、御料理人等家業の面々、

同 廿七席 十五歳以上、嫡子二三男等無忌の面々、

一十五歳以下、日數不定可成丈出席の事、

一諸師範等並五十歳以上、出席勝手次第の事、

一出席帳之義、文學は學正訓導にて相認め、武藝は師範等にて相認め可申候事、

一出席帳、朝五ツ時過、晝九ツ時半請、御横目へ相達、右御横目晝は四ツ時半、夕は七

ツ時過、文武稽古所へ相向け、右帳面と人數引合の上、退出勝手次第の事、但右

調理前、病氣或は要用等にて不時退出の面々、其趣意御横目へ相達開濟の上
罷歸り、素讀生は讀書濟勝手次第の事、

一兵學は前々より安達周藏宅稽古に仰付置かれ候に付、月々五ヶ度學校御横
目見廻出席帳取立候事、但御家老人持組宅に於て、兵學稽古御免の義、是迄の
通、尤右宅々へ出席人は御定稽古出席數に相立たす候事、

一稽古人席數毎月會計の事、

一終日入熟稽古の面々へ、空腹凌ぎ白粥盡計り被下候事、但半日稽古の面々た
りとも、居留り終日稽古致し候面々、其段詰合ひ下役へ相斷り候は、白粥被
下候事、

小身の嫡子二三男等、終日稽古の面々へ雜用被下方左の通、但御定席數の内、一
席は見通二席缺候は、雜用不被下候事、

一 百廿石以下五十石迄、卅人扶持以下十二人扶持まで、但し御下行も同斷、金
五十疋、

一 十一人扶持以上二十一俵迄、金七十五疋、

一 二十俵以下 金百疋

- 一 入塾生半日稽古の面々、右割合半高被下事、
- 一 二十俵以下、薄祿に付、五十歳以上十五歳以下、相除き勤士の面々は、右割合を以て終日稽古の向五十疋半日稽古の向、右半高被下候事、但役俵役料等被下置候、勤士は一切下されず候、二十俵に及ばざる面々も同様の事、右被下候、文學は五經素讀濟、武術は目録以上の事、
- 一 一定日の内二席缺け候は、雜用下されず候、然し忌引穢引日數により、席數の内半高迄缺け候向は、雜用半高可被下候事、
- 一 吉凶及び其身の病氣看病引、忌引、穢引の外無缺席の事、
- 一 毎月缺席の趣意、學校御横目へ常人より直ぐと届に及ぶ可候事、但諸役人の義は缺席の趣意届に及はず候、御勘定支配以下の二三男も右同様の事、
- 一 文武共一段進階毎に、竹刀、木刀、書籍等の内、御褒美下さるべく候事、但文武共月二席づゝ、試日相定め置、學校本行見届として出座、同所御横目の内立會ひ、文學は四書素讀濟の面々、拔讀滞りなく候は、階進へ、其内二字は御免三字は落第、五經素讀濟、拔讀の節、一字は御免二字は落第と相定め候事、武藝も同斷一番二番三番と組分け試合ひ並表形見届、春秋兩度師範等に於て、會計組

分の階進相定め届べき事、兵學は九ヶ條、天官傳授の節、城圖數取試み、右城圖相添傳授の次第、師範より相届べく、尤城圖數取の節、前以師範より相達學校舉行等見届として出座、前段同様の事、但陪臣人持組以上、中小性以上、高知組家給人已上、被下方本文の通、其以下及び諸組足輕へは、年祿を以銀四匁づゝ被下べく候事、

- 一 一流皆傳の節、師範より學校御用懸へまで、書取を以て申届べき候事、
- 一 弓炮は一ヶ年、平均歩を以て的、矢、玉藥下さるべく候事、但弓術年平均五歩、炮術同七歩と相定む、但弓術は皆中、炮術は星皆中、前段同様御褒美被下候事、
- 一 雜用不被下面々及び老幼の輩、御定席數一ヶ年皆席いたし候は、先前の御褒美同様書籍等可被下候、但老幼の輩、席數不定の分は、御番士或は無息等、其類の席數に准し候事、

一 四書 五經 素讀本

一 稽古向 韃 籠手 胴

右所持無之面々には、其席々に御貸渡の事、

一 稽古向、竹刀、木刀、弓術、的矢、申渡し、炮術は角御渡、出席歩附帳に相添、指出すべ

候事、

一 毎年正月、諸師範より門弟名書傳授濟の品、書載せ差出すべく、經學も同様素讀濟の次第書き分け申すべく候事、十四歳以下書分け申すべく事、
 一 業行一致良善の輩、封書に調べ、同時に師範より差出べき事、
 一月々三日宛、廣徳館に於て、學校方、役所相建、惣引受以下出役候條、總て伺の品申出べき候事、

一 學校御横目一人づゝ、朝五ツ時より暮六ツ時まで詰切、尤朝夕兩度文武見廻り候儀、前條之通、且御横目退出後、閉門朝六ツ時開門に相成候事、
 一 學校方、下役の面々、泊り附に相成、開塾並賄方の締方、且出席帳取調申候事、

丑八月二十七日

御規則帳箇條の内、門弟名書、此度は來月十日迄に可指出候事、

八月二十七日

月々十日の晝四ツ時より、廣徳館に於て、學校方、役所相建候條、出役可有之候、尤下役も出役候様申渡さる、其餘學校奉行、同御横目、祭酒諸師範へ爲承知可被申渡候事、但し小の月翌月朔日、尙々諸師範等の面々へ申渡さるべく候、

學校御用懸り御免

小幡典膳

學校御用懸り

蟹江監物

右面々右の通被仰出、此段諸師範等の面々へ申渡さるべく候、

八月二十七日

御頭より御達左の通、

御家中の面々、文武御引立のため、學校御規則別帳の通、御改仰付られ候條、彌々以て勉勵あるべく候、然る上は不出精の面々、學校方並同所御横目、御取調理急度御沙汰の次第有之、嫡子は相續、二三男等は養子願等の節、御詮議の筋も可有之旨仰出され候事、

一 以廻文得御意候、然らば御用懸り山崎藤兵衛殿より、此度御渡の御規則帳に、別紙御書載有之候通、書入候様仰渡され候に付、則別紙に朱書付札致置候間、得と御取調理、御書入可被成下候、此度改めに付、諸流師範に於て指向き傳授物致すまじく候、尤指引持の流儀は、傳授物暫らく見合せ候、右の趣私より各様へ御談可申旨御渡され候、左様御承知可被成候、右得御意度如斯御座候、以上、

九月五日

諸師範様

吉田彦右衛門

丹羽直記 内山良太郎 佐々木乙摩 最上伊兵衛
 右面々、白井流、劍術見出役、相勤居候に付、御定席數奉伺候、以上、
 九月十四日 中村元之丞

來月朔日より學校規則御改の通仰付られ候、依て別紙、稽古割合書一通相達之候、以上、尙本文の通、諸師範等へ申談せらるべく候也、

九月二十一日

學校内北の稽古所朝晝隔月代り

- 一四七 中條流 四々の日高島流
- 二五八 原田流 諸流炮術
- 三六九 山口流岡島 寶藏院流
- 南の稽古所右同斷

- 一四七 弓術 民彌流
- 二五八 山口流 白井流
- 三六九 改心流 眞揚流

西の稽古所右同斷

- 一四七 起倒流 柔術眞揚流伊藤
- 二五八 柔術木村 柔術柳田
- 三六九 柔術池崎 柔術須田
- 二五八 木馬馬術 稽古所
- 五十二七 八ツ時々 兵學安達
- 一六八 朝五ツ時々九ツ時迄 教練所高島
- 三七 晝九ツ時々

但し右の内、六席御定數に相立ち候、

一、第二三男病身等に付、武術心懸の義不行届又は幼少の砌、内縁にて内分町方等へ呉れ置候次第も有之に於ては、急速御頭へ届に及ぶべき旨仰渡され候事、

追て出家致させ候儀も、右同様届に及ふべく候事、

寅正月稽古始左の通

正月十日 柿田山口流 柿田柔術 寶藏院流

同日於教練所 高島流兵學

同十一日 改心流 宮島見日流 伊藤見日流

同十二日 原田流 木村柔術 諸流炮術 白井流馬術

同十三日 岡島山口流 須田柔術 眞揚流

同十四日 民彌流 中條流 弓術 起倒流

以上

丑十二月十七日

以廻文得御意候、然ば蟹江監物殿より、諸流師範等の面々、出席遅刻に相成候向も有之候間、以來右様無之嚴重相心得可申旨、各様方へ御談可申旨御仰渡候、左様御承知可被成候、依て廻文を以得御意候、

寅正月十一日

吉田彦右衛門

諸師範様

慶應二年丙寅

紀元二千五百二十六年

二月 辛卯朔

八日、戊辰、新川郡生地村火あり、

〔下新川郡生地町役場調査〕 慶應二年二月八日夜、生地村字宮川町漁夫源三

郎ヨリ出火シ、七十八戸ヲ焼失ス、

四月 庚寅朔

加賀藩主前田齊泰致仕し、慶寧封を襲く、

〔加賀藩史彙〕 歴世襲封一覽

温敬公 睦齊奏、金龍公長子、文政五年十一月襲封、慶應二年四月退老、明治十七年一月薨、年七十四

敬恭公 慶應二年四月襲封

八月 丁亥朔

二十日、丙午、富山仁右衛門町火あり、

〔富山市沿革志〕 慶應二年八月二十日正午、仁右衛門町室屋徳兵衛ノ家ヨリ

出火シ、舩川ヲ越エテ向川原町上リ立町ヲ焼拂ヒ、下金屋町ニ至リテ殄熄ス、焼

失人家千戸ニ餘レリ、此ヨリ前文久三年ノ禍災後、町吟味所ニ於テ、火防策ヲ講

シ、各町人民ヲシテ漸次ニ地所ヲ購ヒ、堀抜井戸ヲ鑿チ以テ、火除水溜池ヲ作ラシム一小時ハ、其數増シテ十八ヶ所ニ至リシカ、今猶ホ存在スルハ、僅カニ旅籠町ス、即チ八ヶ所ナリ、

二十七日、^{丑癸}神通川出水、浸水家屋三千戸に及ぶ、

〔富山縣水害誌〕

慶應二年八月廿七日、神通川出水一丈二尺、浸水三千戸、

十月 ^{丙戌}朔

二十五日、^{庚戌}新川郡滑川町火あり、

〔中新川郡滑川町役場調査〕

慶應二年十月二十五日夜戌刻、南風中、當町養照

寺再建大工小屋ヨリ出火、

是歲、富山及び婦負郡井田村、新川郡明黒瀬村に、火藥製造所を設く、

〔武技略傳〕

慶應二年、火藥製造所ノ水車場ヲ、上新川郡明黒瀬村ニ開設セラ

レ、又其際、婦負郡井田村邊ニモ、製造所ヲ開設セラル、又市街ノ南、元焰硝御倉ニモ、彈藥製造ノ藏、二棟建築セラレ、大炮、小銃ノ用ニ充ツ、尤此際、邏城西九郭中ニモ、製造所ヲ建築セラル、此係リハ、金岡湊勝亮、戸谷鑑三郎ニ被仰付、

今上天皇

慶應三年丁卯

^{紀元二千五百二十七年}

正月 ^{丙辰}朔

十八日、^{酉癸}宮永坦歿す、

〔石埼記録〕

宮永坦 稱叔平 慶應三年正月十八日歿、年七十三、

易辨一冊 禮辨六冊 樂辨二冊 律辨一冊 春秋辨四冊 周易微二冊 易圖例一冊 名類一冊 名類草六冊 戴記十二冊 詩語一冊 書語一冊 和歌語一冊 和書語一冊

〔參考〕

勤王十二昆季碑銘

宮永莞山、諱正作、字合翁、稱十左衛門、正好第一子、爲越中國礪波郡里正、常唱勤

今上天皇慶應三年

七〇七

王說不善藩政遂解職後遊京都從中林竹洞學書法又講國學共有所得
林六朗 諱榮字子榮稱覺右衛門祖先有氏林者故襲之正好第二子初出繼得能
氏爲石川郡里正亦唱勤王不善藩政因辭職後復本姓善和歌

宮永菽園 諱坦字叔瀉稱直三正好第三子初仕細川侯爲文學後辭職居越中國

福光村平生勤勞王事博涉國書又通六經殊推崇孝經論語著書若干卷

宮永喜十郎 諱喜正好第四子究國學常有大志天保中航海不知所之

川崎才五郎 諱才字大倉號半儒半佛道人居下川崎村因氏焉正好第五子初學

佛有所得登高野山講佛書後歸儒博通六經殊邃易學著書若干卷常講明名分

著海防論

宮永登羅 諱寅字東作稱恒右衛門正好第六子精本草學善和歌事親至孝藩侯

賞之

宮永佐亥 正好第七子勤學不怠不幸蚤世

宮永棠涯 諱習字三省正好第八子事親盡孝通天文長算術嘉永安政間外國船

之來也深愛之著海防策

宮永柳平 諱達字丈九正好第九子至江戶事鍋島侯常有大志天保中航海不知

所之

中島其風 諱敬字季就稱武十郎正好第十子出嗣中島氏爲越中國津澤市長夙
懷勤王之志不協藩議遂解職好國學訂假字性仁慈常以賑貧爲樂

宮永以足 諱充字素兮稱猪三正好第十一子初遊江戶嘉永中外國船之來也大

慨之委身於王事寓意於俳歌周遊海內振起士氣

宮永誠子 正好女初嫁銀座氏夫歿後大歸遊京都善和歌元治慶應間鼓舞勤王

諸士頗有力焉

宮永氏之先出自鎮守府將軍藤原利仁利仁有三子伯曰齋藤太郎居越前仲曰富
樫次郎諱叙用居加賀季曰井口三郎居越中叙用從五位任加賀介子孫世襲住富
樫莊九世孫林新介諱成家第三子國員食宮永村因氏焉國員六世孫正證應北島
顯家招護吉野行宮正證子正泰孫正晴共仕南朝南北和成正晴歸鄉長享二年加
賀土兵起攻高尾城富樫政親殉難正晴三世孫正直死之蓋以富樫氏爲其宗家也
正直子正貨奉遺命走越後依上杉定實圖復讐不果而歿其子正善從上杉輝虎數
攻加賀竟達志又嘗從輝虎攻下總白井城有功賜功狀正善子正業從上杉政虎政
虎與景勝爭立相戰不克死於鮫尾城正業殉之正業弟正英從豐臣秀吉於小田原

之役有功賜祿若干後正英與諸將議事於大阪城不合乃歸居江沼郡正英有三子伯曰正著從前田利長於元和之役有功賜俸若干世住大聖寺仲曰正意寬永中奉母赴越後途過越中安居寺郡司原氏留之使居下川崎村季曰清四郎世居越後自正意正經正高正興正長正運至正好世業農爲土豪正好配倉原氏生十一男一女皆能繼先志勤王事又孝于親友于兄弟家庭輯睦鄉里稱之不幸皆不及勤明治中與王綱再張而歿今茲鄉人胥謀建碑於越中國菅山中島其風子公風携狀來徵余銘余乃據狀序之且系銘曰

十有二人 齊是忠臣 國耳忘家 君耳忘身

祖先之志 我其奉遵 祖先之業 我其興振

奮從王事 備嘗艱辛 生不遇時 志無大伸

名則不朽 刻在貞珉

明治十五年

南摩綱紀撰

兄弟十二人尊王好義又善事父兄所謂忠孝萃於一門者此篇載祖先以來事跡提要舉領筆路明晰非老手不能辨

七月十九日

川田剛安評

起頭列十二傳次入世系恐爲創體愚意序文中十一男一女之下人々別提略序十二人或可且多少有所省傳々重複文字如何

三島毅妄言

〔石埼記録〕

宮永家事蹟

石埼謙談話

吉木竹次郎速記

越中礪波郡下川崎村に宮永十左衛門と云ふ舊家がある其家は加賀の三代徹妙公の時分に石動に御泊りの事があつたして其處へ榮を一籠上げた時の書き物などが今でも傳つて居りますが其家に宮永正運と云ふ人がある其人は漢文を書いたりする人で著述も少しある農事などの著述がある其子孫で代々十左衛門と云ふが其の十左衛門と云ふに私共の祖父位に當る文化文政頃にも男の子供が幾人も居つたのです長男は直三と云つて莞山先生と云つた其の莞山と云ふ人は書を能くやつた誰に學んだか知らぬが私の親類の所に五尺屏風が一雙あつたそれに信州の妙義山を一つ書いてある其人の書の著述

の本がある。と云ふ事であれども、其の表題を忘れたが、其人は至つて若死をした。二男は菽園先生と云つた、其人は西京に行つて、三宅橋園と云ふ人の弟子になつた。此の橋園と云ふ人は、皆川淇園の門人である。それで西京で經書歴史などに骨を折つて學んだもので、其後西京で儒者の門戸を開いて居つた。其頃に肥後侯であつたか、紀州侯であつたか、大阪に居る篠崎小竹を、三百石で召抱へやうと云ふ事があつたのですけれども、篠崎小竹は私に斯ういふ處士で生涯を立てる積りでござるから、菽園と云ふ者を私の代りに召抱になる方が宜からうと云つて、三百石で紀州侯か熊本侯かへ薦められたれども、菽園は私はさういふ他藩の飯を食ふ積りはござらぬ、私は加賀百万石の下に生れた者ゆゑに、若し諸侯の飯を食ふならば加州の飯を食ふと言つて、向ふの推舉したを辭した事がある、其人が老年になつて福光の方へ招待されて、福光で教授をして居つた。福光町の有志家が家を建て、入れて、下女一人も使はずして、銘々の子供などを教育して、費ふ爲めに、福光に住居をさせて置いた、其人は至つて音律の事に精くして、横笛などを善く吹いた、私なども一遍福光の名立樓と云ふ料理屋で會した事がある、其時七十幾つであつたが、其時の詩がある、其人は藩へも仕へ

ず布衣で居つたれども、書生を教ふるには學問と云ふものは、唯々字を讀んだり、古い事を覺えたばかりでは、學問と云ふものではない、今日藩ならば藩へ呼出されても、何時政治を執つても直くと自分が差圖して、執政となる事の準備をチャント學者はして置かねばいかぬと云ふ事を言つて教へた、それで其人の息子の處へ、私が明治十五年に巡回した時に行つて、何ぞ書き物があるかと云つて調べたところが、五十巻入が四箱ある、それは舊加賀藩の御觸に關するものである、悉く自筆で書いたものである、唯々生徒にさう言つて居るのでなく、チャント何時藩から呼出されても、執政の職はやれる様に心得て居つたものである、誠に感心なものである、其人は維新前後の頃に七十餘りで亡くなつた、三男は以足と云ふ、是俳諧が至つて上手で、井波に普照院と云ふがある、其連枝の五十回忌を勤めた時に、西京から芭蕉堂の梅通宗匠と云ふを招待して來て、其人を本宗匠と立て、以足宗匠を側宗匠にしようとしたところが、己は梅通の側宗匠になるものでないと言つて、別に紫宸樓の記と云ふものを漢字で書いた、紫宸樓と云ふは井波の御殿の樓と見える、是れが本になつて、表題を麻頭巾と云ふ立派なものである、追悼の發句俳諧が一冊になつて居る、其人が其後

數十年間、何處へ行つたか何とも分らぬであつたところが、維新後になつて上州に居て、上州から八十幾つになつて戻つて來た、來たところが國には兄弟などは皆な死絶えて仕舞つて居る、獨り菽園先生の娘の登喜と云ふがある、それが福光の小學校の教師をして居る、以足宗匠から云ふと其の登喜と云ふは兄の子故に姪に當る、ところが側から那方の姪の登喜と云ふ人も居りますからと云つて、御逢ひなさいと言つた者がある、ところが彼の登喜と云ふ者は、菽園が表向きの婚禮式を行はずして下婢に出來た子である、言つて見れば野合の子である、ソんな不肖なる者に逢はぬと言つて、逢はず仕舞ひであつたと云ふ、それが四五年前に亡くなつた、世間へ一向名を出さぬで、スツカリ力のある人間であつて、生涯隠れて居つた人である、其次は□□と云ふ人で、號は半儒半佛と云ふ人が居る、此の半儒半佛と云ふ人は初めは淨土宗の坊さんになつて佛書を善く讀んだ人である、詩なども善く作る、美濃杯へ遊歴に行つて居たことがあると云つて、西京の神山先生などは美濃の生れの人で、其人が半儒半佛の話をした事がある、其の半儒半佛の著述も餘程ある、それが播州の何とか云ふ寺に住寺して居つた、遊歴するに下にお小袖を着て、上に菅蓑を着て歩いた人

である、もう一人川崎棠涯と云ふ兄弟が居る、御維新の頃に金澤藩へ建白をした事があつて、其の建白書などは今に前田家にあります、其人の子に宮永良三と云ふのがある、それが幼少の頃に福光へ出て居て、其後醫者の修業をしようと云つて西京へ行つた、西京へ行つて浪士共と交つて勤王を唱へた、さうして幕府の役人に召捕られて、長く獄に下つて強い拷問に逢つて、骨なとか碎けたと云ふ位で、それであつたか維新後は獄から出て亡くなつた、温香院へ引取られて死んだ、それが朝廷から祭資料も贈つたりして、御維新の際頼三樹など一所に靈山に祀られて居る、越中の立派な勤王家は其男である、
それで男の兄弟は濟んで、女の兄弟がある、尾張の士族の妻になつて居る、それは姓名は覚えませぬ、一人は東本願寺の末寺の温香院名は玉映と云ふ人の妻である、其の温香院と云ふ人は、支那人の江芸閣と云ふ人の子である、此の江芸閣と云ふ人が長崎へ來て居て、書を書いたりしたのを東京などで時々見る、其の人の子である、玉映も詩などを善く作つたりして、始終日本の歴史などを讀んで居た人で、玉映の子に厚丸と云ふ者がある、それは至つて讀書の才ある者であつて、私共と朋友であつた、始終温香院で詩會があつて私共も行つた

事である、厚丸のお母さん即ち宮永氏か茶を出したり菓子を出したりして、話をした事かあつて能く知つて居ります、

それで菽園の甥で、津澤町に中島宗吾と云つて醫者をして居る其者が、駿河臺の井上達也と云ふ眼醫者、彼處へ明治十五年に眼科を學びに來て居つた、其時は年五十計であつた、其の中島から南摩羽峯へ頼んで、勤王十二兄弟之碑ト云ふものを書いて貰ふた事がある、さうすると十二人兄弟が、居つたと見えたものである、其文を見せて下さいと南摩に言つて、何時でも宜いと云ふ事になつて居る、

菽園先生の御蔭で福光邊では、町家の者まで唐本位は讀む、

○宮永虞臣の歿は安政二年四月四日に、宮永良藏の歿は是歲十二月二十二日に在り、各本條あり、參看すへし、

六月 癸未朔

富山藩、廣徳館の學則を改む、

〔日本教育史資料〕

十 慶應三年六月ニ至リ、又學規ヲ更定スル件々左ノ如シ
五經素讀ヲ卒へ、又ハ武術目錄ヲ受クルモノハ、専門ノ志願ヲ許シ、他ノ席數

ヲ欠クモ防ケナシトス、而シテ其精否ヲ試験シ賞罰ヲ行フ、下士以上ノ嗣子タルモノ、若經學ハ五經素讀ヲ卒へス、兵學ハ辨解ヲ得ス、劍鎖等ノ技術ハ目錄ニ番組ニ進階セサルモノハ、入塾ヲ命ジテ研究ヲ專ラニセシムル、重臣ノ嗣子ハ十五年ヨリ三年入校ヲ命スル、定席數些々斟酌スル、四書五經ノ内、學史監査拔講セシメ賞品ヲ與フル、演武場ヲ増加セン、俊秀生ヲ選ヒ昌平塾又ハ都下ノ家塾等へ入學セシメ月費ヲ給スル、一ケ年皆出席ノモノハ賞品ヲ與フル、

此他、漸次生徒ノ進歩スルヲ以テ別ニ寄宿舎ヲ設ケ、教員ヲシテ之ヲ分擔セシメ、詩文及對策等ヲナサシム、

十二月 庚辰朔

二十二日、辛丑宮永良藏歿す、

〔礪波誌〕

宮永良三 良三幼名龍之助、名は正純、宮永東作の子なり、天保四年正月福光に生る、幼にして情を喪ひ家漸く貧なり、因りて母石崎氏に養はる、人と爲り剛邁にして義を好み、又大義に通せり、嘉永三年京師に赴き、角山某に従ひて醫を學び、既にして業成り、居を京師智惠光院上立賣下ル町にトシテ業を開

き、安政五年春、母を迎へて奉事せしかど、明年九月母病みて歿せり、時に國家多
 事諸藩士争ひて勤王の義を唱ふ、良三固より徳大寺卿の恩顧を被ふりて窃に
 機密に關り、僧玉瑛玉瑛は、温香院石南と號す、豊後國日田村長善寺の等と俱に
 周旋甚だ力めしかば、幕吏之を偵知し、新選組の某々をして良三を捕へしめ、西
 本願寺なる陣營に囚へて鞫訊し、且つ其同志者の所在を糾問すること累日、鞭
 箠連り比下して復た完膚なきに至りしかど、遂に同志者の在るを告げず、因り
 て放たるゝを得しかど、傷爛れて復た醫すべからず、遂に家に歿せり、時に慶應
 三年十二月二十二日、年三十五、同志者其非命に斃るを悲めり、良三福井氏を娶
 り一男一女を生む、福井氏機智あり、良三の囚はるゝを聴くや、會々家に在り累
 を同志者に及ぼさんことを恐れ、書牘を火きしとぞ、明治二年三月、官前日勤王
 の志厚かりしを慕し、靈山の靈明社に祀り、且つ遺族に扶持米を賜ひたり、二十
 四年九月、其志行再び九重に聞江、東京の靖國神社に合祀せられたり、

〔石埼記録〕

富山縣勤王烈士宮永氏ノ事蹟

明治二十四年九月十七日、其筋ヨリ維新前後ニ於ケル、勤王殉難者千二百七十

七名ヲ靖國神社ニ合祀セララル、ノ命アリシモ、獨リ吾カ縣ニハ一人ノ殉難者
 アルヲ見ス、然ルニ京都府ノ下ニ宮永良藏ノ名アリ、此宮永ハ越中礪波郡下川
 崎村ノ産ニテ、京都ニ往キ醫ヲ業トシ、勤王ノ大義ヲ唱へ、新選組ノ手ニ捕縛セ
 ラレ、拷問ノ爲メ身骸ヲ碎キ遂ニ死亡スルニ至レリ、因テ維新ノ始メ朝廷ヨリ
 小林民部大輔、賴三樹等十七士ト共ニ靈山ニ追祭アリ、去年又靖國神社合祀ノ
 命アリ、然レモ富山縣ニテ此勤王ノ士アルコトヲ知ラサル者アラシコトヲ恐
 ル、因テ其筋ニ於ケル宮永氏ニ係ル書類ヲ謄寫シ左ニ録ス、

明治二年三月、京都府ヨリ辨官ニ進達セシ書、及府廳ヨリ宮永氏ノ遺族ニ與ヘ
 タル書ハ左ノ如シ、

舊幕府執政中、戊午年來、王事ニ死シ候而、致追祭候者無之部、昨年靈山ニ於テ
 當府ヨリ致祭祀、妻子等難澁ニ暮シ候者ハ、取救ノ段其節及御届候通リニ候、然
 ル處年月相隔リ、騷亂ヲ經候事ニ付、事跡探索難行届、昨年ノ詮議ニ漏シ候モノ
 有之候、此段別紙之通、祭祀救助等イタシ候、此段及御届候也、

三月

京都府

辨官御中

右舊幕府執政之頃より勤王之志厚く、鞠躬盡力之内、幕府役方之者之爲に被捕、嚴酷之鞠責に逢ひ候より終に死亡いたし可憫事候、方今王政復古之時に至り候付、生前之刻苦忠勤を追慕し、來る廿二日、於靈山靈魂を招祭するもの也、

三月

明治七年六月宮永氏ノ未亡人ヨリ、京都知事ニ呈セシ履歷等左ノ如シ、

履歷

一苗氏、姓戸實名平民宮永正純通稱良藏ト呼、

一郷貫食祿

新川郡管下、庶人之加賀藩領管下、越中國礪波郡川崎村、嘉永三庚戌年ヨリ在京、醫業其節智恵光院上立賣下ル町住、

一生涯年齡

天保四辛巳年正月廿五日、新川縣管下礪波郡福光村ニ生ル、

慶應三卯年十二月廿二日死、三十四歳、

一世系

越中國礪波郡川崎村

祖父

農 宮永恒右衛門

父

醫 宮永東 作

越中國礪波郡福光村

農 石崎喜兵衛女

母

八 重

一履歷

勤王ノ志操、徳川執政中、其政體ヲ失フコトヲ日夜痛心シ、何卒 皇權ヲ海内ニ輝シ度、鞠躬盡力仕候、茲ニ故良藏伯父釋玉瑛、東本願寺末豐後國稗田村、長善寺隱居、温香院字石南、天保十三年壬寅ノ年ヨリ在京、明治三庚午年九月二十二日病死ス、勤王有志ノ徒ヲ招イテ、専ラ國事ノ儀ニ付周旋奔走中、新撰組ト稱シ、俗ニ壬生浪士ナル者、一條ノ辯對スル事ナク、捕縛シテ西本願寺ノ陣營ニ引立候、玉瑛此ノ難ヲ避ケテ伊賀伊勢ノ間ニ逃ル、然ルニ前後ノ事蹟紛々ノ區情、即今ノ記録モ有之候得共、一紙ノ文面ヨリ一身ヲ損害スル懸念ノ端ト相成ヲ恐レ、悉ク此時ニ燒却ニ及ヒ候、斯テ右良藏日々夜々ニ拷問嚴ク

數度ニ及フ、依テ身體數ケ所ニ疵ヲ受起臥ヲ不爲易、病氣次第ニ重リ一命ヲ
相果ル許ノ由ヲ親族ノ者聞及ヒ、宿下ニ成不成ヲ申立候ニ付宿下ヲ差免ス、
依テ居邸ニテ養生候得共、終ニ慶應三卯年十二月廿二日死ス、其後遺骨ヲ東
山靈山ニ招魂所被爲設候、即所ニ納メ候、委細詳ニ奉申上度存候得共、前願ノ
次第ニ付、遺著類悉焼失仕候ニ付、大棟奉申上候、明治二己巳年二月、御應江死
蹟ノ家族ヲ被召出、別紙御書下ケ頂戴仕、難有仕合ニ奉存候、

上京第八區晴明町宮永リキ印

明治七年六月十七日

戸長 岡部常七郎印

京都府知事 長谷信篤殿

〔官報〕

明治四十年五月廿七日

贈從五位

故 宮永良藏

故 宮永良藏

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル、

數度ニ及フ、依テ身體數ケ所ニ疵ヲ受起臥ヲ不爲易、病氣次第ニ重リ一命ヲ
 如果ル許ノ山ノ親族ノ者聞及ヒ、宿下ニ成不成ヲ申立候ニ付宿下ヲ差免ス、
 依テ居邸ニテ養生候得共、終ニ慶應三卯年十二月廿二日死ス、其後遺骨ヲ東
 山靈山ニ招魂所被爲設候、即所ニ納メ候、委細詳ニ奉申上度存候得共、前照ノ
 次第ニ付、遺著類悉焼失仕候ニ付、大棟奉申上候、明治二己巳年二月、御座江死
 蹟ノ家族ヲ被召出、別紙御書下ケ頂戴仕、難有仕合ニ奉存候、

上京第八區晴明町宮永リキ印

明治七年六月十七日

戸長 岡部常七郎印

京都府知事 長谷信篤殿

〔官報〕

明治四十年五月廿七日

贈從五位

故 宮永良藏
 故 宮永良藏

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラレ



宮永良造寫眞及書狀一節 西島波郡津所澤町 中島正泰氏所藏

唯所願ハ清溪一教學ヲ授ル
 亦友懐慨 良造の事
 子
 廿五日

廿五日

明治元年戊辰

紀元二千五百二十八年

二月己卯

政府、諸藩を分ちて三等とし各貢士を擧げしむ、富山藩、林太仲、西田辰正を貢士となす、

〔法令全書〕

大藩

但四拾萬石以上ヲ唱

中藩

但拾萬石以上三拾九萬石ニ至ルヲ唱

小藩

但一萬石以上九萬石ニ至ルヲ唱

右ノ通諸侯石高ヲ以三等ニ區別相立候様被仰出候事、

〔明治職官沿革表〕

貢士 大藩四十萬石以上三員、中藩十萬石以上三十九員、石ニ至ルニ員、小藩一萬石以上九萬石ニ至ル一員、

諸藩士其主ノ選ニ任セ、下ノ議事所へ差出ス者ヲ貢士トス、則議事官タリ、輿論

公議ヲ執ルヲ旨トス、貢士定員アリテ年限ナシ、其主ノ進退スル所ニ任ス、又其
人才能ニ因テ徵士ニ選舉スヘシ、元年五月二十七日、貢士ヲ以テ公務人トナス、
此時貢士ノ稱自ラ廢スルニ似タリ、同八月廿日公議人ト改稱ス、三年九月十日
藩制ヲ定メ公議人ヲ廢シ、大參事一人ヲ東京ニ留メ、衆議院開院ノ時議員タラ
シム。

〔鶴見立吉報告〕

富山藩貢士

林太仲

同

西田辰正

十三日、卯富山藩主、松平の姓を改めて前田と復稱す、

〔風聞書〕三

今般從 朝廷御沙汰之趣ニ付、向後松平之御稱號被指止、前田と御復號相成候
段被仰出、此段各被得其意、組支配中へ可被申渡候、尤組支配之内下才許有之而
々々、其下々も申渡候様可相達候事、

辰二月

〔法令全書〕

徳川慶喜反逆ニ付テハ、松平之苗字ヲ稱シ居候族ハ、向後大小名

共、速ニ各本姓ニ復シ候様御沙汰候事、

三月己酉

十日、戊午北陸道先鋒兼鎮撫使總督等、越中を経て越後に向はんとし、是日富
山に抵る、

〔法令全書〕

二月十二日(軍務掛)

北陸道藩々へ

今度 御親征ニ付、北陸道筋先鋒總督諸藩從兵、追々進發被仰付候ニ付、國々道
筋通行滯陣等之節、兵糧金、殺人馬繼立之都合方、諸藩申合取計可申様御沙汰ニ
候事、

慶應四辰年

海陸軍大總督

〔參照〕○二月十四日

御親征大總督 有栖川帥宮

同參謀 正親町中將

西四辻大夫

西郷吉之助

錦旗奉行

林玖十郎

穂波三位

河鱈三位

同持手

平岡掃部權助

上田右兵衛大尉

河野宮内大録

山中右近番長

山本左近府生

橋本左近番長

三澤右近番長

橋本伊勢介

宮島左近將曹

座田民部少録

廣瀬左近衛權大尉

岩垣大舍人大屬

改爲

東海道先録兼
鎮撫使總督

橋本少將

同副

柳原侍從

同參謀

木梨精一郎

改爲

東山道先録兼
鎮撫使總督

岩倉大夫

同副

岩倉八千九

同參謀

乾退助

改爲

北陸道先録兼
鎮撫使總督

高倉三位

同副

四條大夫

同參謀

小林柔吉

津田山三郎

奥羽鎮撫使

澤三位

同副

醍醐少將

同參謀

黒田了介

品川彌二郎
 海軍總督
 聖護院宮
 庭田大納言
 中山前中將
 伊東外記
 增田左馬進

右之通被仰出候事、

〔風聞書〕

三 今般王政御復古に就ては、王事に勤勞可致は勿論之事に候得共、當今之騷動ニ付、方向難定人心疑惑可致折柄に候へは、猶御存慮之次第御尋勅使鎮撫總督高倉三位殿副使總督四條大夫殿御發向被成候山之御趣意之次第先以 勅書御達被成候間、一應之御請可被仰上旨之段、殿等より御達被成候に付、尊王之儀に於て素より無御他念候へ共、彌此上御忠誠を被爲勵 王事に御勤勞可被遊、猶御請被仰上候、此段各々へも可申聞旨被仰出候事、

辰二月

新調組裁許

堀江權馬

大房善太左衛門

〔王政御一新御布告留〕

副總督兼鎮撫勅使

衣紋御家八百拾貳石餘

三十一

高倉三位永祐卿

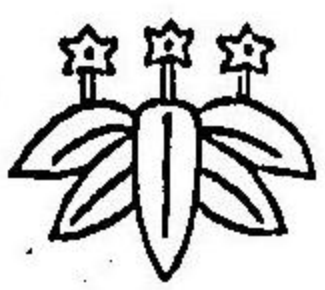
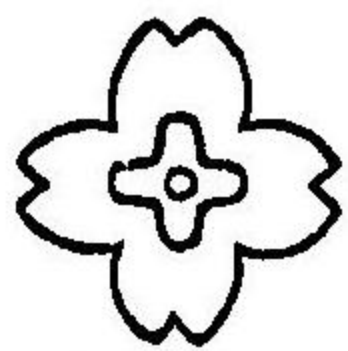
從三位

庖丁御家百八拾石

二十八

四條大夫隆平殿

正五位下



御二方上下五十人許、御馬貳疋

一 越州藩百六拾人許、乘馬三疋、參謀役三人

一 若州藩貳百四拾人許、乘馬貳疋、酒井直江殿

一 鍋島侯藩六百人計

一 長州藩八人小笠原彌太郎殿

今上天皇明治元年

一字和島侯藩六人

一本願寺末五人

一越前丸山侯藩十五人、寺町重三郎殿

右三月六日七日八日、今石動御泊之事

〔森田三郎東征日記〕

鎮撫使三月九日、高岡泊リニ而當地同十日御到着ニ相成候ニ付、私共十日明七ツ半頭御宅ニ而相揃、六ツ時爲御出迎、尤戎服相用、御領境野村迄罷出、同所願念寺ト申一向宗寺ニ於テ休息相待居候處、彼是九ツ時ニ相成候者、物見使足輕驅來、只今小杉江御着ニ相成候趣申來、無程同處御立之由、又候使足輕相屈、稍有而願海寺村御小休御立有之候趣、駈付及届候ニ付、各其頃者支度濟ニモ相成居候事ニ候得者、早々願念寺引拂御領境下座場ニ相控、懇懃ニ相迎居候處、鎮撫使御先鋒赤地ニ白丸菊之御旗眞先ニ押立、其外隨從諸侯御家々々之馬驗等、願海寺村茂林之中ニ片々相見候ニ付、御郡奉行御兩方同御境迄、爲御迎詰ニ相成居候ニ付、恒川口口爲御誘引馬上、其外配下之諸役人引連詰處相離、往來彼是一町計富山方江被相進候ニ付、私共御頭兼而御談之通ニ被相心得、右奉行之眞後ニ

相續候圖リニ而同被相進、後警固市川御頭者、其儘組共下座場ニ被相扣、其外郡奉行一方者同後乘ニ候得者、同處御扣御座候處、是迄進來候鎮撫使御勢停立ニ相成候ニ付、一統如何之次第柄ニ候哉、様子相知不申、無程御進可有之候ト相待候得者、愈御勢不動齊止仕、就右私共按候ニ者、鎮撫使御急病、又者變事出來ト心痛罷在候處、右御先鋒ヨリ御使者到來、此方様御郡奉行ト何歟御對談ニ相成候ニ付、俄ニ御同役恒川氏御呼歸之様子ニ相見ヘ候處、恒川氏直様右對談中江御向ニ相成、然共未夕事柄相成不申候躰ニ而、下場ニ御扣有之候、市川氏モ同斷對談席江被相越候處、須臾ニ而御使者罷歸候、然處市川氏唯一騎ニ而、入江權馬殿當日御家老格ニ而、同野村邊迄御詰ニ相成居候詰處迄、右等之次第柄御届之様子ニ而、被相越暫時ニ而御歸有之、然共鎮撫使御勢未夕御進有之様子モ無之、左候處此度者御勢之内薩州家老一人、其外銃隊彼是小隊程付添駈、足ニ而、既砲發ニ及候計之勢ニ而進來候ニ付、一統打驚前後懸合之始抹モ不存候故、彌戰爭ニ相成可申ト心痛罷在候處、此方ヨリ郡奉行兩人彼是廿間計被相進候處ニテ、御打合ニ相成改而御懸合之様子ニ而、稍有而市川氏モ被相向、都合御三方ニ而御引合有之、漸様子相分候ト相見ヘ、相方御引分レニ相成、夫ヨリ御勢モ相動候ニ

付、先以當座安塔之思ヲ爲シ、則先後御供ニ而一番町御本陣迄、首尾能御着到ニ相成、其節ニ者兩頭其外私共迄御目見仕難有夕七ツ半時之御到着之處、即刻殿様爲御機嫌御伺本陣江御越ニ相成、其節モ御目見仕難有仕合、扱私共詰處ハ御本陣向魚問屋借入ニ相成、此處ニ張番仕、私共其外御頭組足輕等一時替リニ張番、尤休息之義ハ兩組打込多人數故、覺中町大家四五間御借渡ニ相成候ニ付、下宿江引取休息仕候、其夜者異變無之、既夜明頃ニ御供揃之御觸ニ相成候ニ付、兩頭其組共相揃罷在候處、朝彼是五ツ時頃ニ、御本陣御發烈ニ相成、昨日之通御先供ニ而、御領境町端迄御送申上、町端柵門之前ニ而相控、則御目見仕、右之次第柄ニ而先以首尾能御通行被遊候ニ付、御頭等御引取ニ相成、私共御頭宅迄罷越候處、御頭御酒頂戴有之、御頭者直様御用番戸田青海殿江、首尾克相送候趣、御届ニ被相越候處、其日者御用濟之趣被仰候ニ付、先安心罷在候、翌日御頭ヨリ御用有之候ニ付、罷出之旨申來候ニ付、罷出候處、兼而是迄内用意申渡有之候義ニ御座候故、則其心得ニ可有之旨定而被仰渡候ニ付、於教練所、組足輕稽古相始、尤日限者五十崩打、稽古之義者一八ニ相定、其日出役仕稽古可致義ニ御座候ハ○下文

月條に
收じ

〔越中地方農業雜誌〕

明治元辰年三月下旬、維新ニ付、當國鎮撫使高倉四位、四條四位通行ノ際、若州暨佐賀越州等ノ兵隊許多隨行シテ、錦ノ御旗往來ニ付、其通行道兩側並木ノ松等、重疊ニアル枝マテ切透シ、往來道橋等悉ク修繕善美ヲ盡シ、舊富山藩ヨリ頭立士族兵隊數多引纏ヒ其迎ヲ出サシム、尤本日富山市街市署ニ一泊ヲナシ、其隨行兵隊ハ市街所々豪商ニ令シ宿泊ヲナサシム、

四月己卯

射水郡放生津火あり、

〔新湊警察署調査〕

明治元年四月、放生津立町通稱七軒屋方ヨリ出火シ、立町紺屋町全部ヲ燒失セリ、其戸數約百三十戸ナリ、

閏四月戊申

兩藩、越後に出兵し、東軍と戦ふ、

〔森田三郎東征日記〕

四月廿四日、大房御頭ヨリ、今度別段出兵有之候ニ付、元頭江引渡可申段被仰渡候間、元頭江引渡申候趣、呼出可申達筈ニ候得共、引刻ニ相成候ニ付、以紙面申達候、以上、右之趣御達有之、然處同刻御徒頭ヨリ親兵御呼出ニ相成候ニ付、罷出候處、

此度松平肥後守暴激相募候ニ付、爲鎮壓薩長人數北國筋江相越候ニ付此方様先ッ越後高田江罷越、高田先鋒申談、若彼是等申立候得者、直ト征伐可申、就右出兵小隊司令士相勤候様、被仰渡候ニ付、難有御請申上候、

〔越後出兵消息〕

越中史料 二所収

手紙を以て貴意を得候然、は當二十一日、高田表に着仕り、同二十三日夕景、參謀黒田了介等より申談候は、御出兵御人數の内、二小隊は米山續松笛へ急速出張の儀申談、即ち金岡氏等迅速出張有之、且又御加勢私共二小隊は、柿崎宿まで急速出張の儀申談有之に付、即ち柿崎宿へ迅速出張仕り、參謀三好軍太郎等へ案内に及び候處、同人申談に寄り、同二十六日、上ヶ輪まで繰込み候處、同二十七日曉天より大斥候として、加薩長三藩並に高田藩は、本道並に谷根越口の山間より鯨波へ進行し、賊巢一掃の上は一同集會、柿崎襲撃の策あるべく旨、且又御加勢私共は青海川へ繰込み、同所固守致すべく旨等參謀折田平内等より申談候に付、私共同日曉天上ヶ輪村出發、青海川まで繰込み候處、鯨波におゐて争戦に相成、依て急速同所まで繰込候様、參謀より相談、則ち鯨波へ繰出し參謀指圖により濱手の方相防ぎ炮發致させ置候處、重て山手へ相向ひ候様、參謀指圖によ

り、即ち山手へ相向ひ終日打合ひ罷在候處、七ッ過惣様引揚げの義、參謀より申談候に付、委曲參謀へ相達し候上、青海川村へ引取り、翌廿八日朝より重て鯨波斥候として出陣罷在候、

一右争戦官軍方八歩の勝利に相成候由、賊徒共は同二十七日夜、鯨波山手より逃去り、柏崎より三里許り山手の方へ引取り候體、右賊徒は桑藩等浮浪の者の體に相聞え申候、

一右に付同二十八日、晝夜柏崎斥候として、薩長藩繰出し申候、

一二十七日争戦の節、丈之助隊兵の内、黒田文之丞、上林善六、並に久兵衛隊兵の内、收炮次郎、坂井彌右衛門、右四人の者共、腕等へ流玉打板等にて手負人出來に付、病院へ相渡し療養申談し置候、

一金澤表よりの御人數、並に御加勢、私共等二十七日の戦争、不容易戦功、乍失敬感入申候、此段私共初組の人々へ申談し候様、致度段、金澤より出張の御横目の薩長參謀役申聞候旨、土田宗之助方申談候に付、則ち一統へ申談候、右要文まで得貴意度如斯御座候、以上、

閏四月二十九日

堀丈之助判